

長野市子どもの貧困対策計画

令和5年度～令和9年度

【案】

～長野市に暮らす全ての子どもたちが

生まれ育った環境に左右されることなく

前向きな気持ちで夢と希望を持って成長でき、

地域や社会全体で子どもと家庭を見守り応援する、

温かいまちの実現を目指して～

長野市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	2
4 計画の推進に当たって配慮する事項	2
(1) 児童の権利に関する条約の精神	2
(2) S D G s の視点	2
5 計画の期間	3
6 計画策定体制	3
第2章 子どもの貧困の現状	4
1 全国の子どもの貧困の状況	4
2 本市の子どもの貧困に関する現状	6
(1) 支援制度利用者の状況	6
(2) 子どもの生活状況に関する実態調査	10
ア 市民アンケート調査	10
イ 支援関係者ヒアリング調査	12
ウ 子どもの生活状況に関する実態調査の結果	13
3 本市の子どもや家庭を取り巻く課題	56
(1) 子どもの教育に関すること	56
(2) 子どもや保護者の生活に関すること	56
(3) 保護者の就労に関すること	57
(4) 家庭の経済状況に関すること	58
(5) 新型コロナウイルス感染症等の影響	58
(6) 制度の周知や市民への啓発、支援体制に関すること	58
第3章 計画の基本的な考え方	60
1 基本理念（目指す姿）	60
2 基本的な視点	61
3 施策の体系	62
第4章 施策の展開（具体的な取組）	64
分野1 教育の支援	64
個別施策1－1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実	64
個別施策1－2 学力の定着・向上に向けた教育の推進	66
個別施策1－3 子どもの家庭環境等を踏まえた支援の充実	67

個別施策1－4 地域等と連携した学習支援の充実.....	69
分野2 生活の安定に資するための支援.....	71
個別施策2－1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実.....	71
個別施策2－2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実.....	75
個別施策2－3 配慮を要する子どもの生活支援の充実.....	79
分野3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援.....	85
個別施策3－1 困窮家庭やひとり親家庭等への就労支援.....	85
個別施策3－2 子育てと仕事の両立ができる環境づくりの促進.....	90
分野4 経済的支援.....	91
個別施策4－1 教育費の負担軽減のための支援.....	91
個別施策4－2 子育てにかかる経済的負担の軽減.....	93
分野5 支援体制の強化や制度の周知.....	97
個別施策5－1 子どもに関する相談体制の充実.....	97
個別施策5－2 子どもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化.....	100
個別施策5－3 制度の周知や市民の意識啓発.....	102
第5章 計画の推進.....	104
1 計画の推進体制.....	104
2 計画の進捗管理.....	104
資料編.....	106
1 用語解説.....	106
2 その他.....	111

本文中、＊を付している用語については、資料編に解説を掲載しています。

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

厚生労働省が発表した「2019年（令和元年）国民生活基礎調査*」の結果によると、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%と、前回（平成27年）の13.9%と比べると低下したものの、依然として子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況が続いています。

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が施行されたことを受け、国では同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、基本的な方針や子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた施策等を定め、総合的な対策を推進してきました。

令和元年6月には法が改正され、その目的に、児童の権利に関する条約*の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、同年11月に、法の改正を踏まえ、子どもの貧困に関する指標の追加等の見直しを行った新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されました。

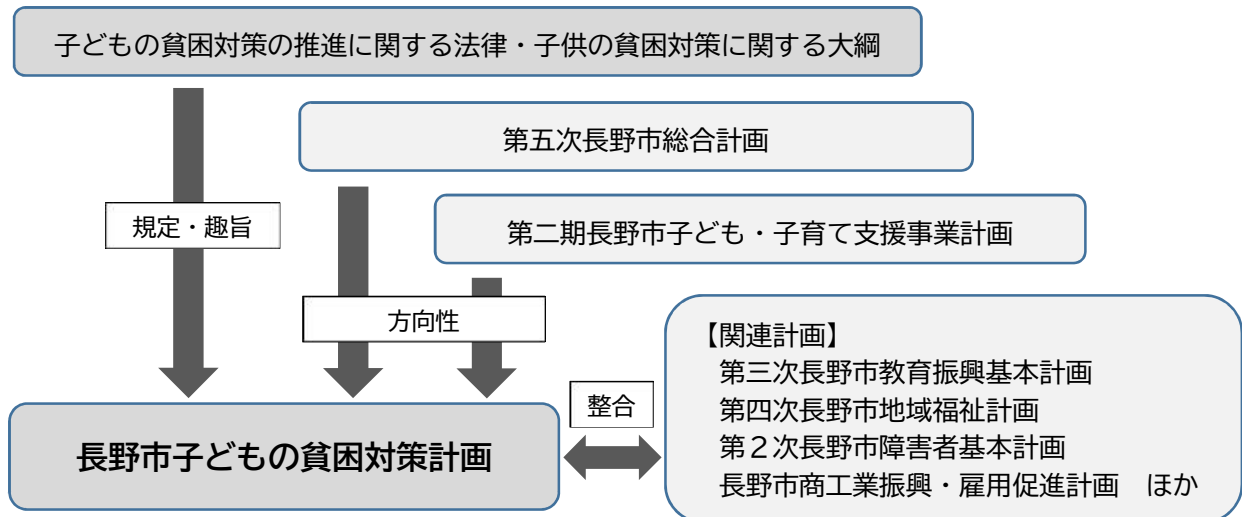
また、令和4年6月には「こども基本法」が制定され、令和5年4月には「こども家庭庁」が設置されるなど、市町村においても、これまで以上に効果的なこども政策や子どもの貧困対策の取組を進めていくことが求められています。

本市ではこれまで、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」に個別施策の一つとして「子どもの貧困対策の推進」を掲げ、関係機関と連携しながら、庁内の各部署において子どもの貧困対策に関する施策に取り組んできていますが、令和元年東日本台風（台風19号）災害や長引く新型コロナウイルス感染症による子どもや家庭への影響が懸念されています。

こうした状況の中、子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困解消に向けて施策を体系的に推進していくため、新たに「長野市子どもの貧困対策計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、法に基づく市町村計画として、大綱の趣旨を踏まえつつ、本市市政の最上位計画である「第五次長野市総合計画」及び子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の方向性を踏まえるとともに、関連する個別計画との整合性を図りながら、基本理念や施策を体系的に整理し、子どもの貧困対策に資する取組を効果的かつ着実に実行していくための指針を示すものです。



3 計画の対象

本計画は、子どもに関わる全ての市民を対象とします。

また、法及び大綱等の趣旨を踏まえ、支援の対象は0歳からおおむね18歳までの子どもとその家庭とし、個別の取組によってはおおむね30歳未満の青年期にある若者も対象とします。経済的な困窮など生活に困難を抱えている子どもや家庭に対する事業や制度だけでなく、全ての子どもや家庭を対象とした取組も生活の困難を起こりにくくするなど子どもの貧困対策に寄与するという考えの下に推進します。

4 計画の推進に当たって配慮する事項

(1) 児童の権利に関する条約の精神

法を踏まえ、本計画においても児童の権利に関する条約*の精神にのっとり、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮して、施策を推進します。

(2) SDGsの視点

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の趣旨を理解し、国際社会全体の課題解決のため、SDGs達成に向けた取組を推進しています。本計画もSDGsの視点を取り入れて施策を推進し、17のゴールのうち主に次のゴールに取り組んでいきます。

	目標 1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 4（教育）	すべての人への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標 5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	目標 8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標 10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳を参照

5 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

社会情勢の変化や国の制度の変更、市の上位計画・関連計画の見直し等に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを実施することとします。

6 計画策定体制

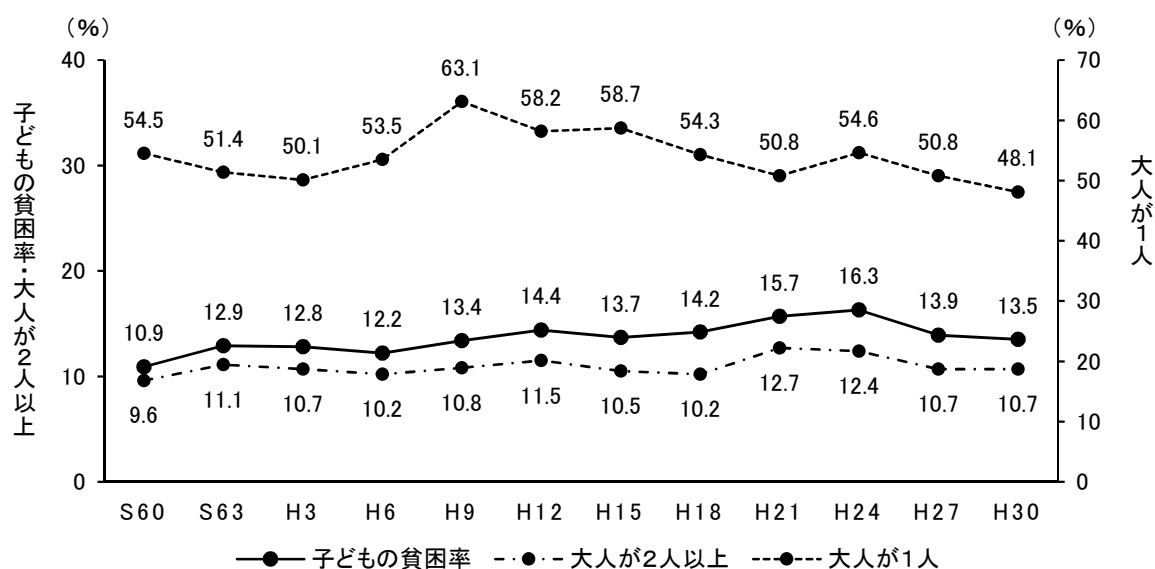
本計画の策定については、長野市社会福祉審議会に諮問し、同審議会の児童福祉専門分科会において、計画の内容などについての協議を行いました。

第2章 子どもの貧困の現状

1 全国の子どもの貧困の状況

厚生労働省の国民生活基礎調査*における平成30年の子どもの貧困率は13.5%で、約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあります。子どもがいる現役世帯では、ひとり親家庭など大人が1人の家庭の貧困率は48.1%で約2人に1人が相対的貧困の状態にあり、大人が2人以上の家庭の貧困率の10.7%に比べて大幅に高くなっています。

■ 子どもの貧困率の推移



出典：2019(令和元)年国民生活基礎調査(厚生労働省)

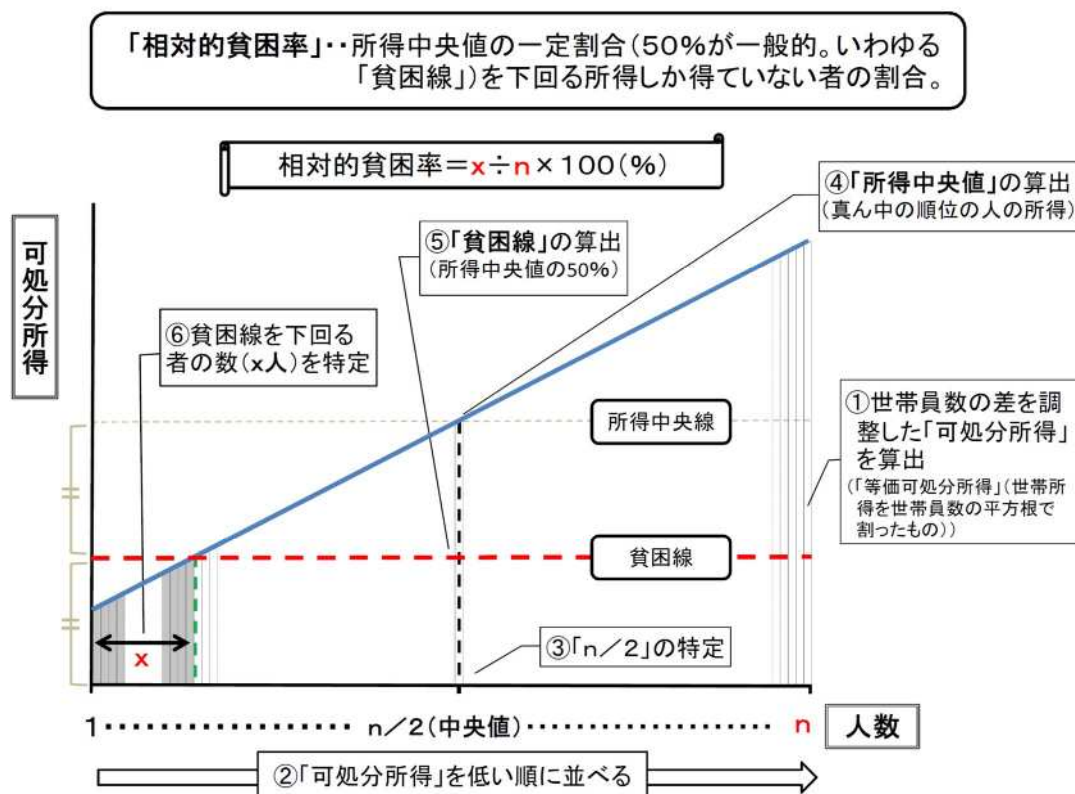
子どもの貧困について

子どもの貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査で示される指標で、「相対的貧困」の状態にある17歳以下の子どもの割合を指します。

「貧困」には、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2つの考え方があり、このうち「絶対的貧困」は、生命を維持するために最低限必要な衣食住が足りていない状態のことを指し、途上国に集中しています。

一方、「相対的貧困」は、その国や地域において「普通」とされる生活が保てない状態のことで、日本など先進国では、OECD（経済開発協力機構）の基準に基づき、1人当たりの等価可処分所得*（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得額）の中央値の50%の額を貧困線として、貧困線を下回る額で生活している状態のことを指し、その割合を貧困率としています。（下図参照）

「相対的貧困」は、「絶対的貧困」に比べて表面化しにくく、周囲から見えにくい特徴があります。



出典：国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問（厚生労働省）

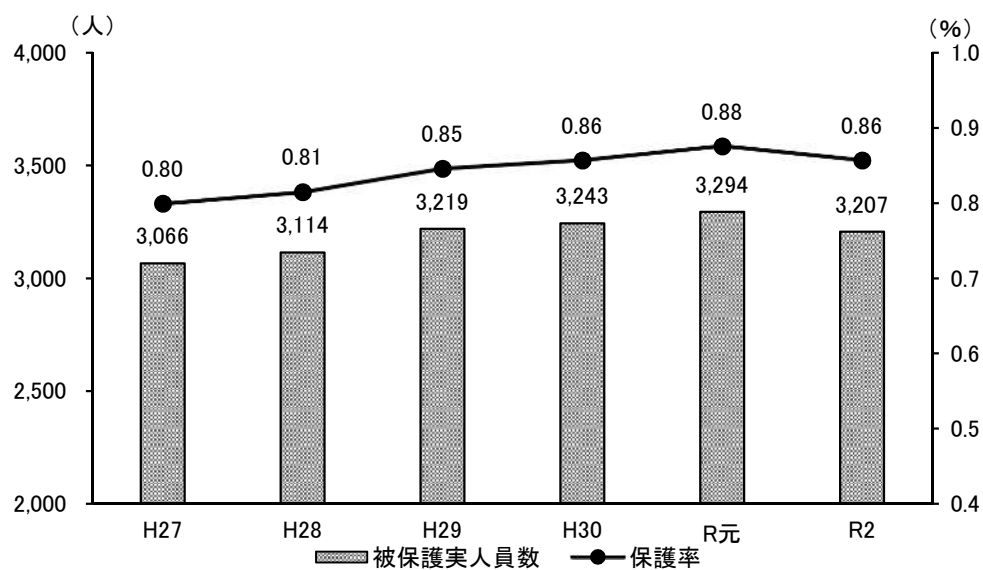
2 本市の子どもの貧困に関する現状

(1) 支援制度利用者の状況

○生活保護*受給世帯の状況

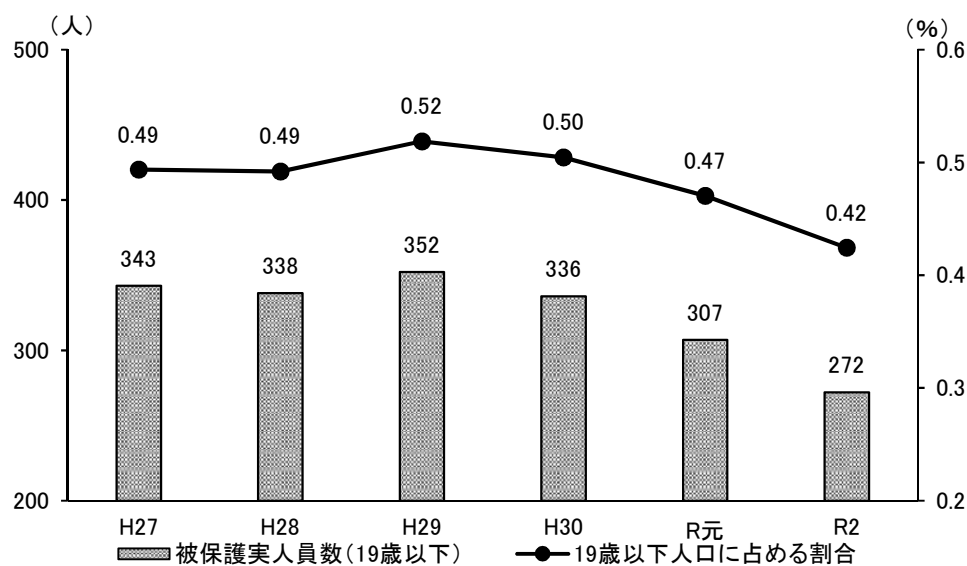
本市の生活保護受給者数（被保護実人員）、受給者の割合（保護率）は、近年はほぼ横ばいとなっています。19歳以下の被保護実人員、19歳以下の人口に占める割合は、近年は減少傾向にあります。

■生活保護受給者数の推移



出典: 被保護者調査 年次調査(厚生労働省)、長野市地区別年齢別人口(長野市企画課)

■生活保護受給者数の推移(19歳以下)



出典: 被保護者調査 年次調査(厚生労働省)、長野市地区別年齢別人口(長野市企画課)

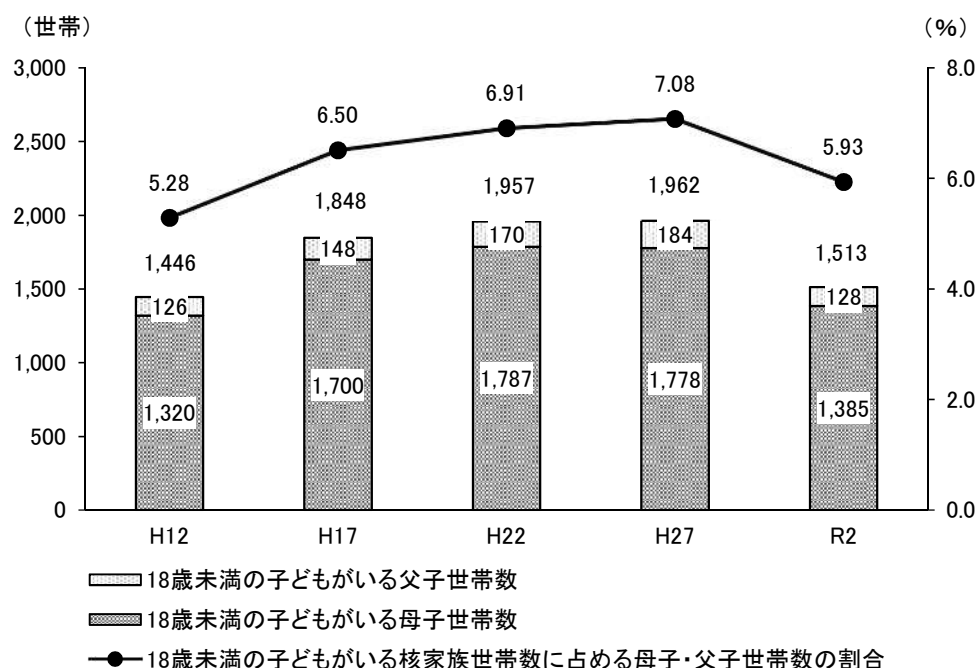
○ひとり親家庭、児童扶養手当*受給世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）※の数は増加傾向にありましたが直近の調査では減少し、18歳未満の子どもがいる核家族世帯に占める割合も減少しています。

児童扶養手当受給世帯数・割合は減少傾向にあります。18歳以下の児童人口に占める児童扶養手当対象の子どもの数も減少傾向にありますが、その割合はほぼ横ばいとなっています。

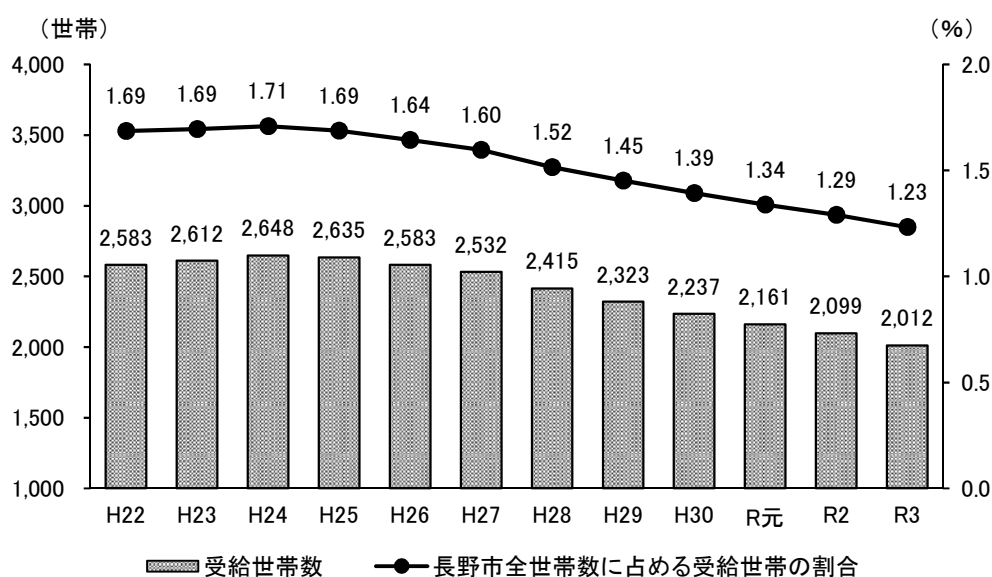
※未婚、死別または離別の女親・男親と、その未婚の18歳未満の子どものみから成る世帯

■ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）数の推移



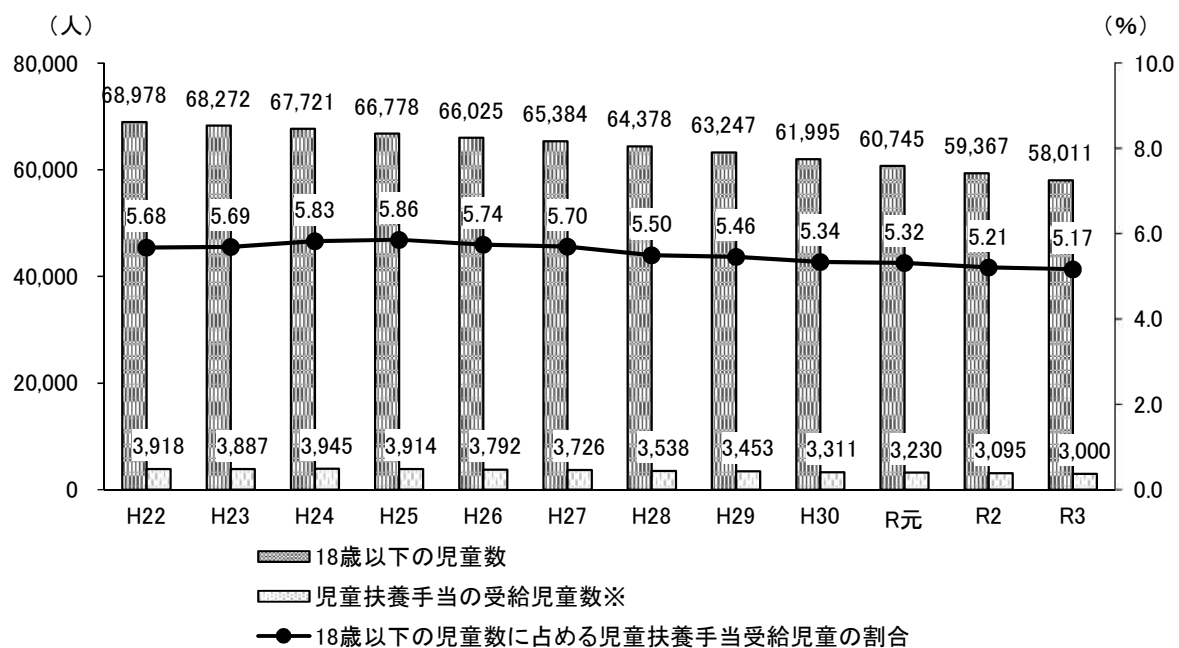
出典：国勢調査

■児童扶養手当受給世帯数の推移



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）、長野市町別人口及び世帯数（長野市企画課）

■児童扶養手当受給世帯の子どもの数の推移



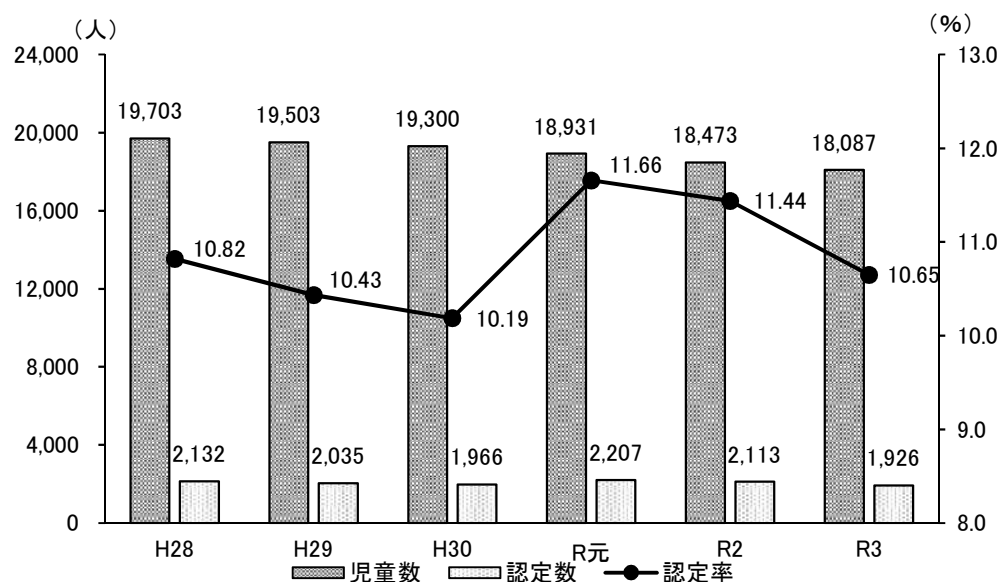
出典：福祉行政報告例（厚生労働省）、長野市地区別年齢別人口（長野市企画課）

※受給世帯のうち児童数が6人以上の世帯は、児童数を6人で計算

○就学援助*受給者の状況

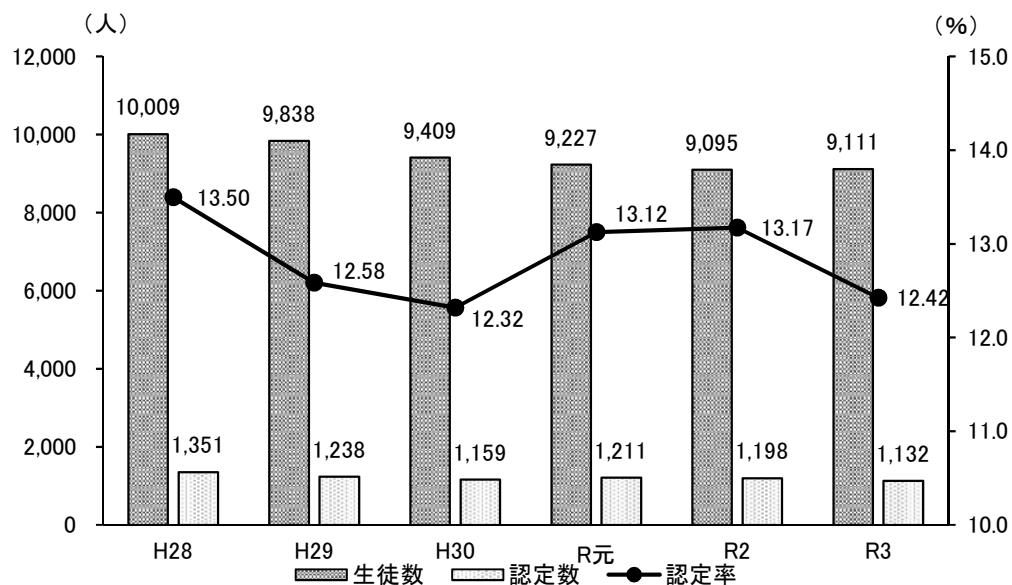
本市の就学援助（準要保護援助）認定数及び認定率は、小学生・中学生ともに減少傾向にありましたが、令和元年東日本台風災害の影響により増加し、その後、減少傾向にあります。

■就学援助（準要保護援助）受給者数の推移（小学生）



出典：長野市教育委員会（教育要覧）

■就学援助（準要保護援助）受給者数の推移（中学生）



出典：長野市教育委員会（教育要覧）

(2) 子どもの生活状況に関する実態調査

本計画の策定に当たり、本市の子どもが置かれた状況を把握するため、「長野市子どもの生活状況に関する実態調査」として、市民アンケート調査及び支援関係者ヒアリング調査を実施しました。

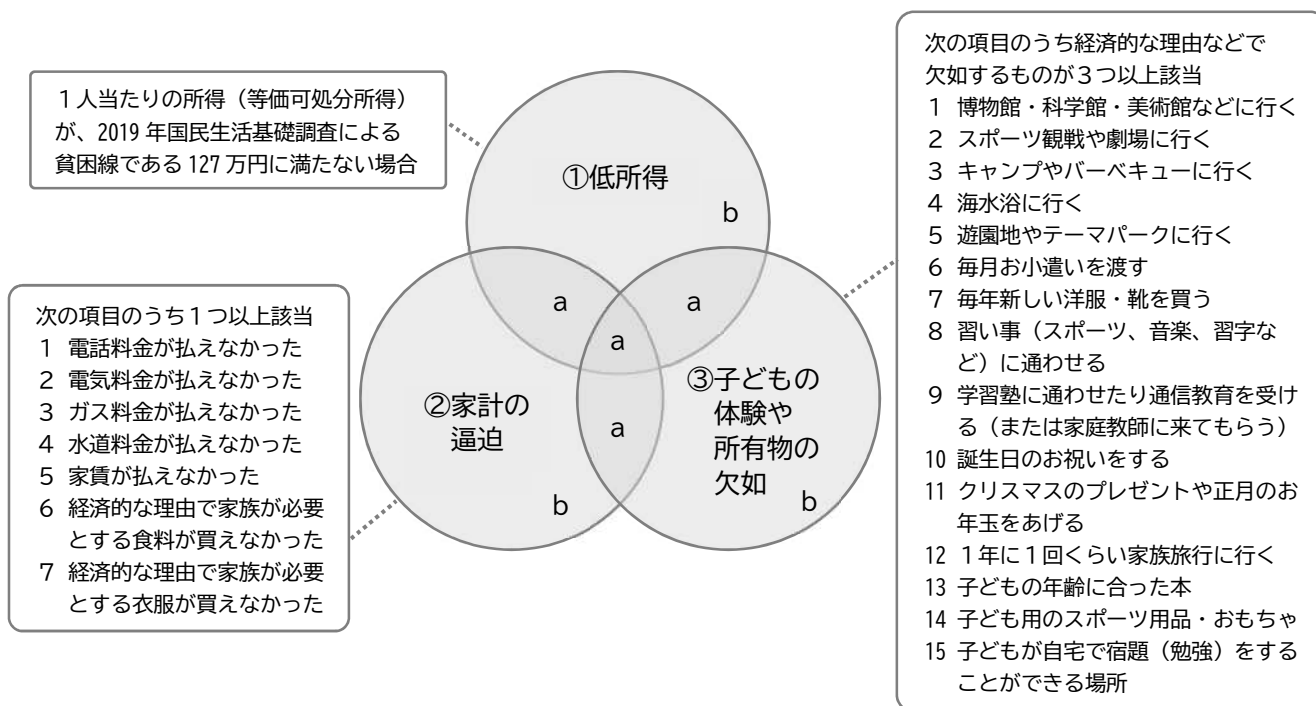
ア 市民アンケート調査

目的	子どもや家庭の生活・経済状況、将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態、子どもの貧困対策に関連する施策の利用状況を把握することを通じ、子どもの貧困対策を進めるに当たっての課題や施策の効果等を確認するための基礎資料を得る。
調査対象	令和3年10月1日時点で長野市在住の、 4～5歳の子どもの保護者 小学5年生、中学2年生、16～17歳の子ども及びその保護者 各1,200人 計8,400人・4,800家庭
調査方法	令和3年10月1日時点の住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、返信用封筒を同封した調査票を郵送（無記名）
調査内容	経済・就労状況、学習環境、生活習慣、親子関係、将来展望、台風19号災害や新型コロナウイルス感染症拡大による生活等への影響、支援の利用状況など
調査期間	令和3年10月18日（月）から11月3日（水）まで （期限を過ぎて提出があった調査票も可能な限り集計に反映）
有効回答数・有効回答率	保護者（全体） 1,966人・41.0% 子ども（全体） 1,250人・34.7%

「生活困難度」の考え方

市民アンケート調査により、子どものいる家庭の「生活困難度」を、「所得の状況（低所得）」だけでなく、「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」を加えた3つの要素から捉えました。この分析方法は、長野県が平成29年度に実施した「長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査」の結果分析を参考にしています。

①低所得	1人当たりの所得（世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得*）が、貧困線*（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない場合 ※2019年（令和元年）国民生活基礎調査*による127万円を使用
②家計の逼迫	経済的な理由で公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験など、7項目のうち1つ以上ある場合
③子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物など15項目のうち、経済的な理由で体験していない、金銭的な理由で所有していないなど、欠如する項目が3つ以上ある場合



生活困難家庭	困窮家庭＋周辺家庭	
困窮家庭	①②③のうち2つ以上の要素に該当	a
周辺家庭	①②③いずれか1つの要素に該当	b
一般家庭	①②③いずれの要素にも該当しない	—

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素のうち、2つ以上の要素に該当する（上の図のaの部分）家庭を「困窮家庭」、いずれか1つの要素に該当する（上の図のbの部分）家庭を「周辺家庭」、いずれの要素にも該当しない家庭を「一般家庭」と分類します。また、困窮家庭と周辺家庭を併せて「生活困難家庭」としています。

イ 支援関係者ヒアリング調査

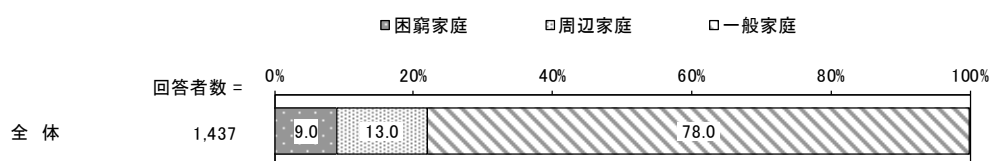
目的		数字では表れにくい子どもや家庭の多様な困難の状況や背景、必要な支援等についてヒアリング調査を行うことにより、専門家・第三者の立場の視点から現状をとらえ、きめ細かな実態把握を行う。
対象	地域で活動する団体等	信州こどもカフェ*（こども食堂*）実施団体、NPO*法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト、NPO法人長野県NPOセンター、NPO法人災害時こどものこころと居場所サポート、NPO法人子ども・人権・エンパワメントCAPながの、リサイクル交流広場「回る回るハウス」、主任児童委員*
	教育関係機関等	市立小・中学校、スクールソーシャルワーカー*、県立高校（定時制）
	子ども関連施設・機関等	児童相談所、乳児院*、児童養護施設*、母子生活支援施設*、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）実施施設、児童家庭支援センター*、こども広場
	保健福祉関係機関	保健センター、ながの版ネウボラ*母子保健コーディネーター、長野市生活就労支援センター*「まいさぽ長野市」
実施時期		令和3年7月から令和4年3月まで
内容		子どもや家庭の様子や特徴・抱えている課題、子どもや家庭への支援や対応方法、情報共有・関係機関などとの連携状況、支援に当たっての課題、台風19号災害や新型コロナウイルス感染症拡大による子どもや家庭への影響など
実施方法		対面ヒアリング（一部はアンケートによる）

調査対象団体・機関は、支援対象としている子どもの年齢や置かれた状況、実施している支援等の内容を考慮したもので、市内で活動する全ての団体・機関ではありません。

ウ 子どもの生活状況に関する実態調査の結果

(ア) 生活困難度別の家庭の割合

子どもがいる家庭のうち困窮家庭は9.0%で、約11人に1人の子どもが複合的な困難を抱えています。また、周辺家庭を合わせた生活困難家庭の割合は22.0%で、約4.5人に1人の状況となっています。



参考

○長野県の状況

令和4年度に長野県が実施した調査では、県全体の困窮家庭の割合は7.5%、周辺家庭は12.8%、一般家庭は67.5%、無回答等が12.2%となっています（保護者の有効回答数3,127件）。

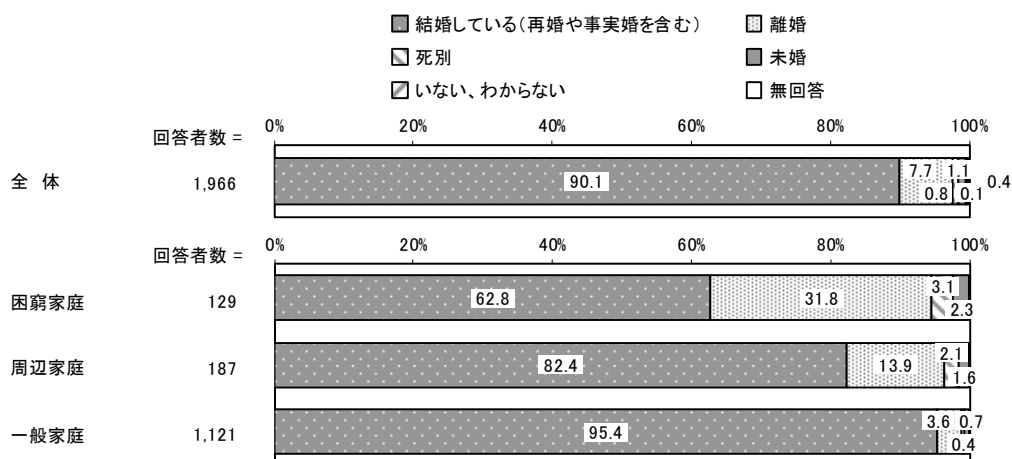
○国の貧困線に満たない家庭の割合

生活困難度を捉える3つの要素のうち「①低所得」に該当する家庭の割合は11.2%で、約9人に1人の子どもが国の相対的な貧困の水準に該当しています。

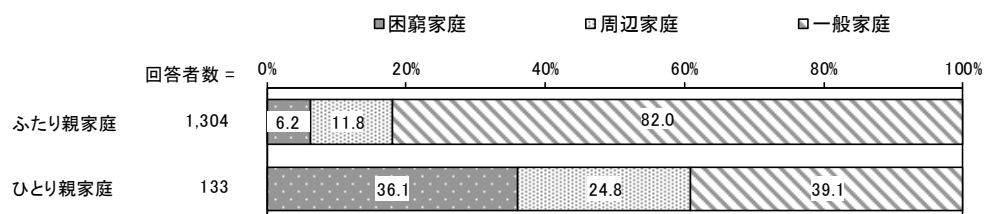
この割合は、本市での家庭所得の額・分布を用いて貧困線を定め、本市における相対的貧困率を算出したものではありません。平成30年の全国の子どもの貧困率は13.5%とされていますが、本調査とは調査対象や方法が異なるため単純な比較はできません。

(イ) ひとり親家庭の割合・ひとり親家庭の生活困難度別の割合

子どもの親の婚姻状況は、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が90.1%、「離婚」、「死別」、「未婚」を合わせた「ひとり親家庭」は9.6%となっています。生活困難家庭では「ひとり親家庭」の割合が高くなっています。



ふたり親家庭では、困窮家庭が 6.2%、周辺家庭が 11.8%であるのに対し、ひとり親家庭では、困窮家庭が 36.1%、周辺家庭が 24.8%と割合が高くなっています。

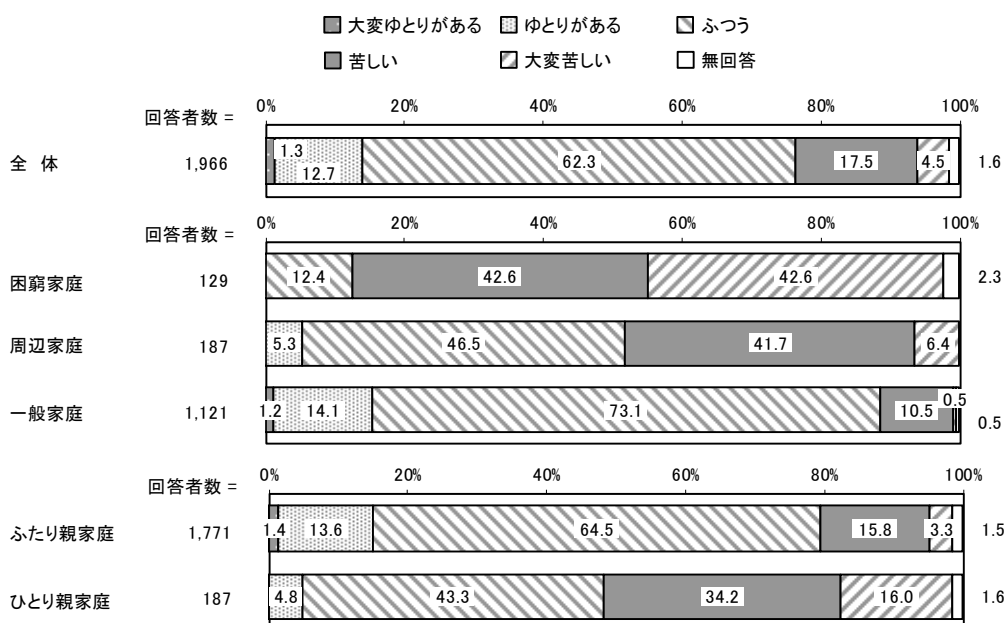


(ウ) 家庭の経済状況

○暮らしの状況についての認識

現在の暮らしの状況について、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた“苦しい”と回答した保護者の割合は、困窮家庭では 85.2%、周辺家庭では 48.1%、ひとり親家庭では 50.2%と、全体の 22.0%と比べて高くなっています。

[保護者]

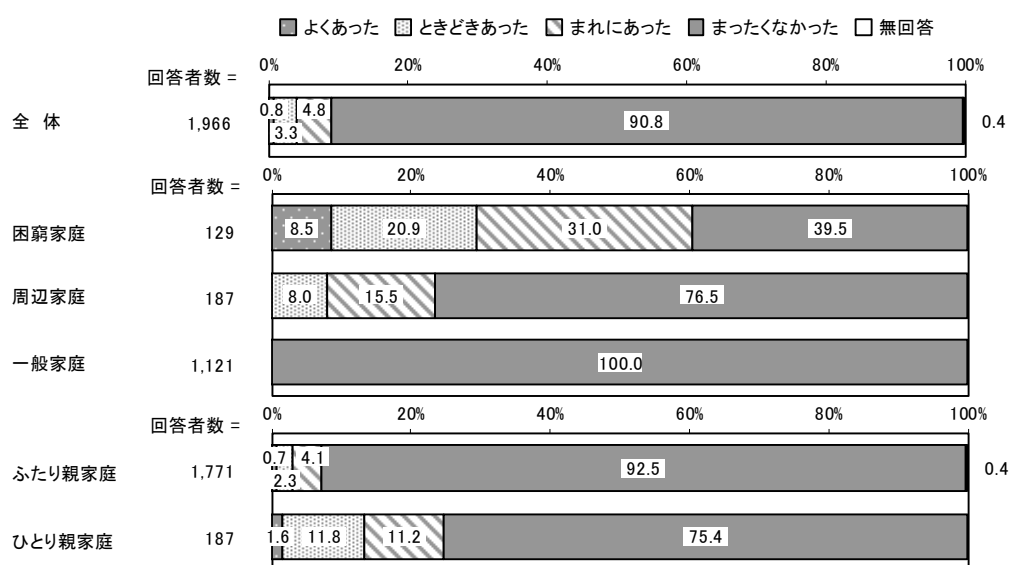


○食料や衣服が買えなかった経験

【食料】

過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合わせた“あった”と回答した保護者の割合は、困窮家庭では60.4%、周辺家庭では23.5%、ひとり親家庭では24.6%と、全体の8.9%と比べて高くなっています。

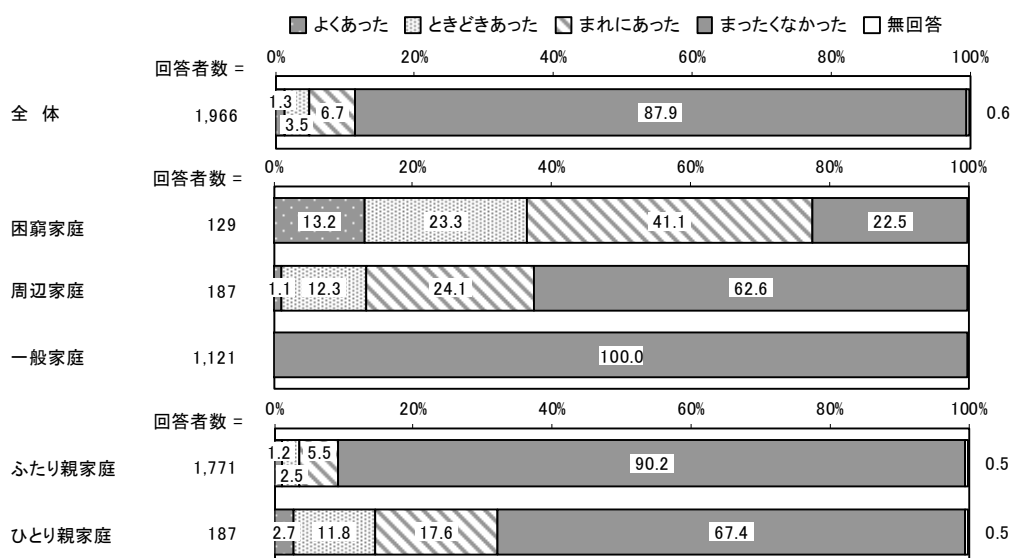
[保護者]



【衣服】

過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする衣服が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合わせた“あった”と回答した保護者の割合は、困窮家庭では77.6%、周辺家庭では37.5%、ひとり親家庭では32.1%と、全体の11.5%と比べて高くなっています。

[保護者]

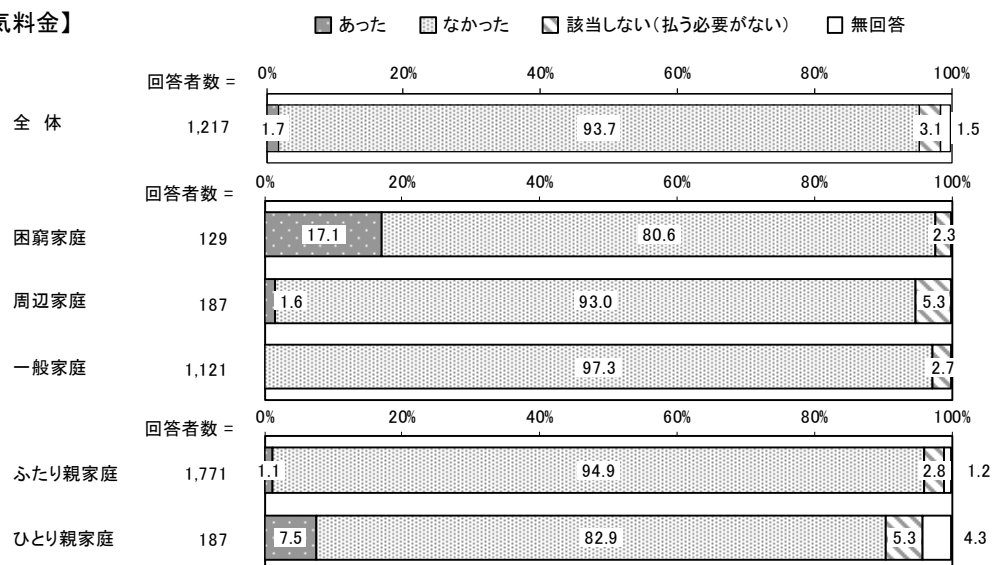


○公共料金の未払い経験

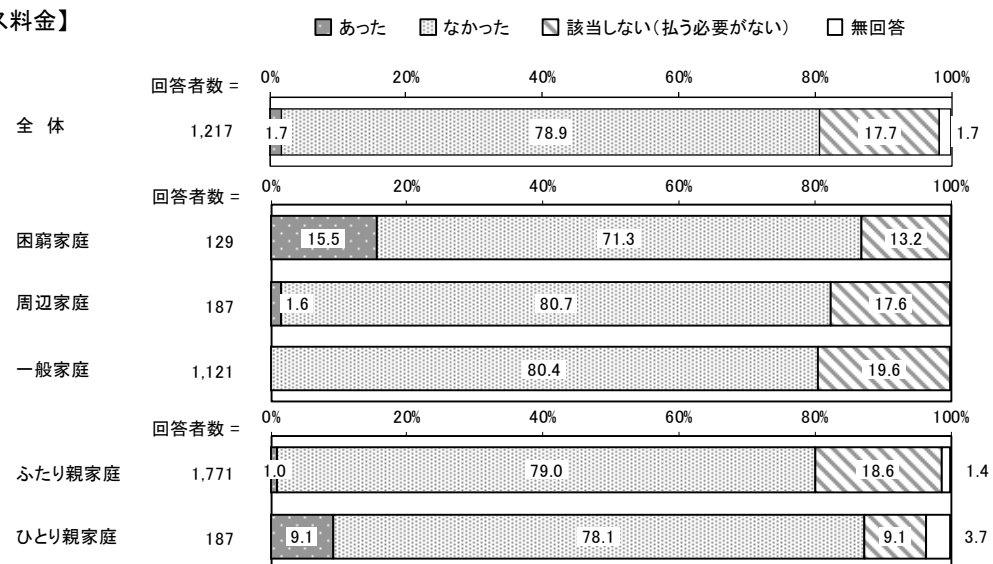
過去 1 年の間に、経済的な理由で公共料金が支払えなかった経験が「あった」と回答した保護者の割合は、電気料金は困窮家庭では 17.1%、ひとり親家庭では 7.5%、ガス料金は困窮家庭では 15.5%、ひとり親家庭では 9.1%、水道料金は困窮家庭では 23.3%、ひとり親家庭では 8.6%となっています。

[保護者]

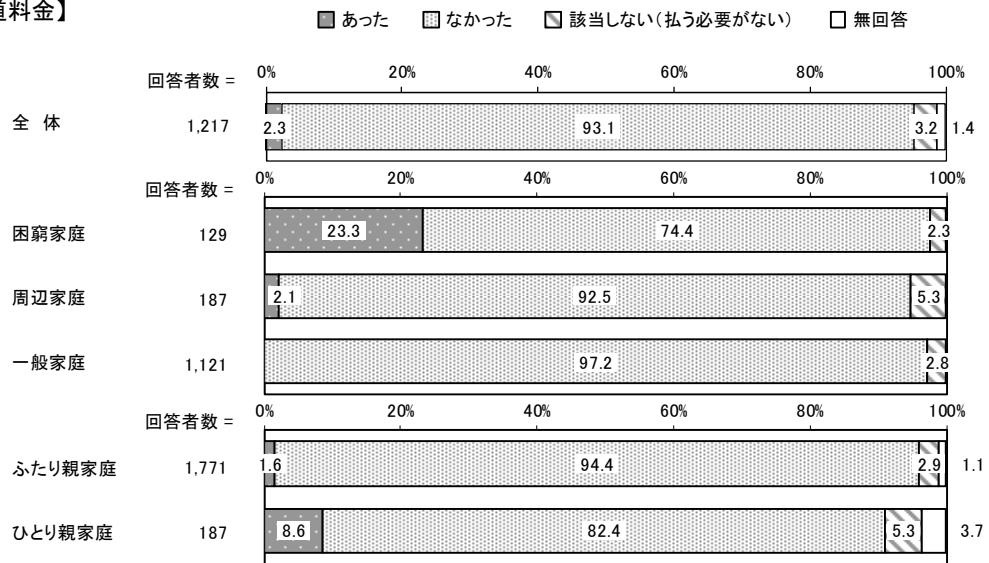
【電気料金】



【ガス料金】



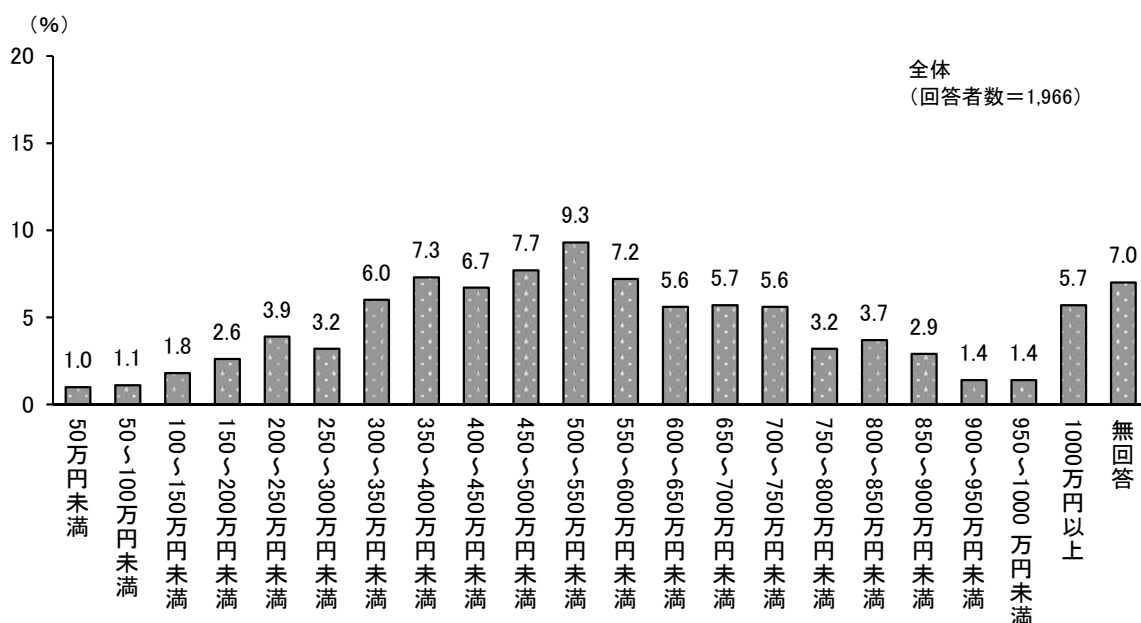
【水道料金】



○世帯の年間収入

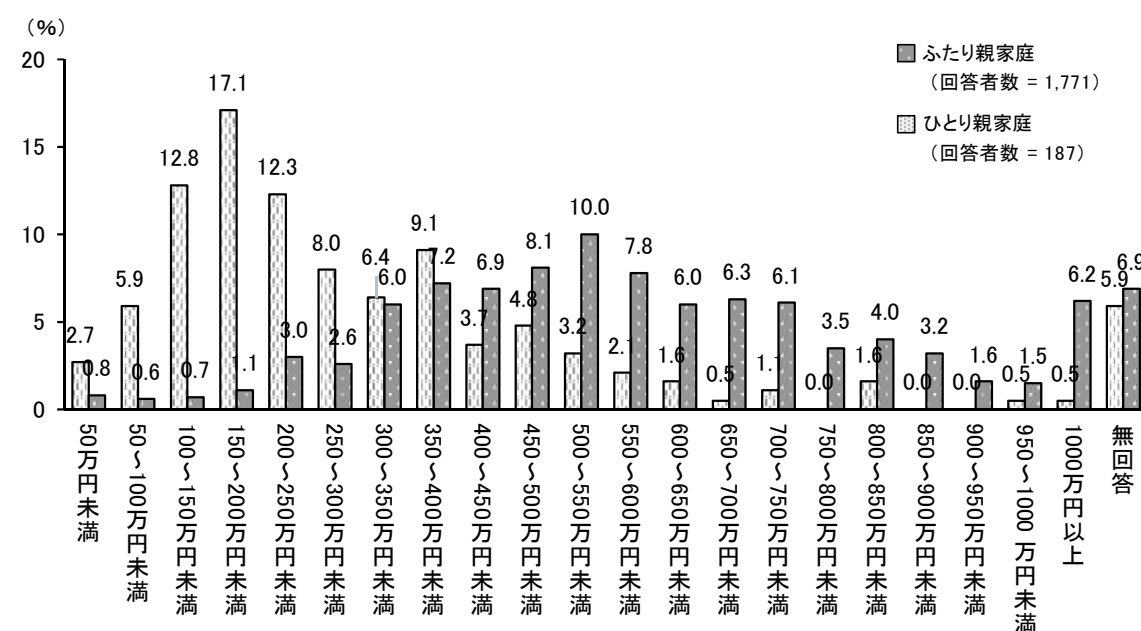
令和2年（2020年1月～12月）の1年間の世帯の年間収入は、全体では、「500～550万円未満」の割合が9.3%と最も高く、次いで「450～500万円未満」が7.7%、「350～400万円未満」が7.3%となっています。250万円に満たない家庭が合わせて10.4%あります。

[保護者]



ひとり親家庭では、「150～200万円未満」が17.1%で最も割合が高く、ふたり親家庭に比べて、収入が低い方の割合が高くなっています。ひとり親家庭では、250万円に満たない家庭が合わせて50.8%となっています。

[保護者]



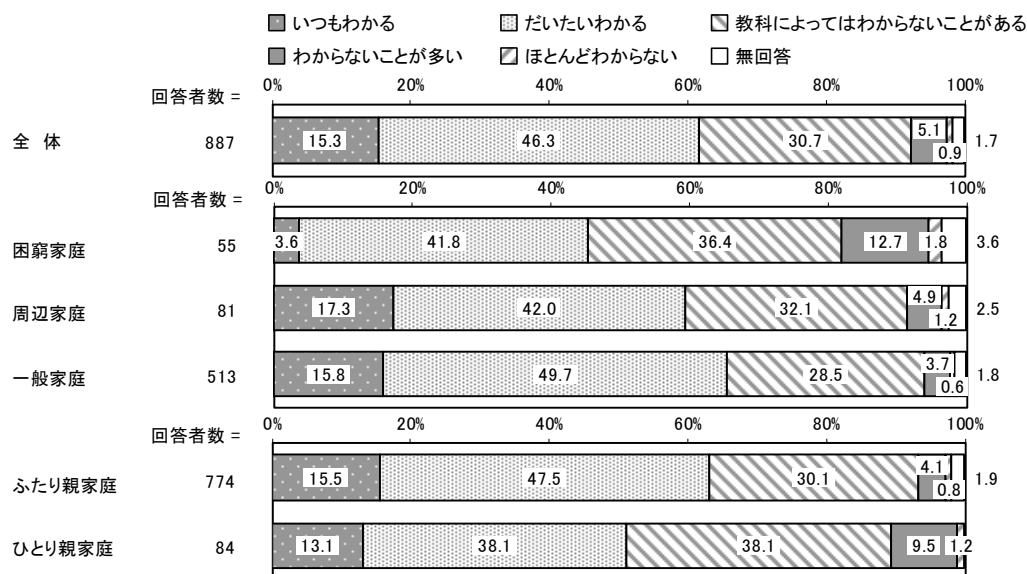
(I) 子どもの生活状況

①学習や進学に関すること

○授業の理解状況

学校の授業について「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせた小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では14.5%、ひとり親家庭では10.7%と、全体の6.0%と比べて高くなっています。

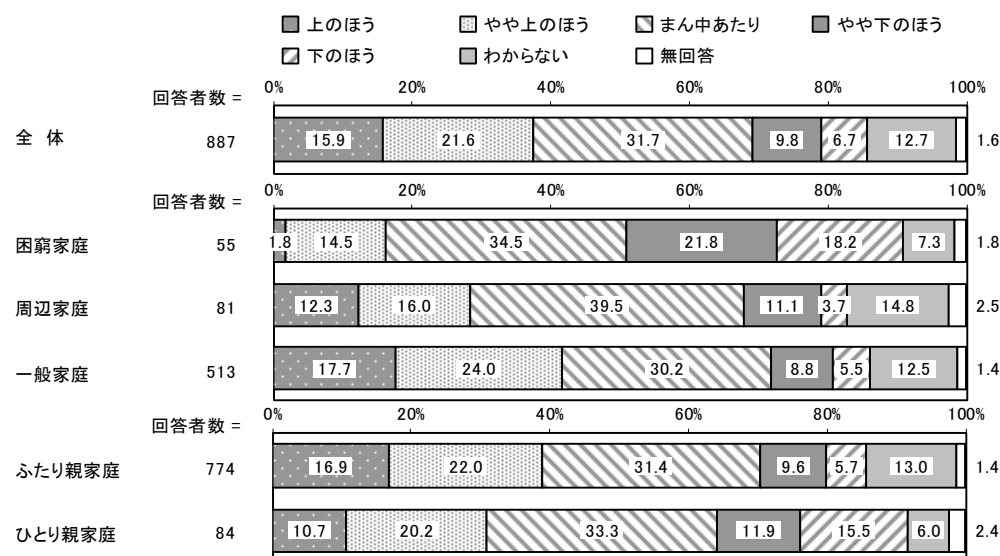
[小学5年生・中学2年生]



○クラスの中での成績

クラスの中での成績について「やや下のほうと思う」と「下のほうと思う」を合わせた小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では40.0%、ひとり親家庭では27.4%と、全体の16.5%と比べて高くなっています。

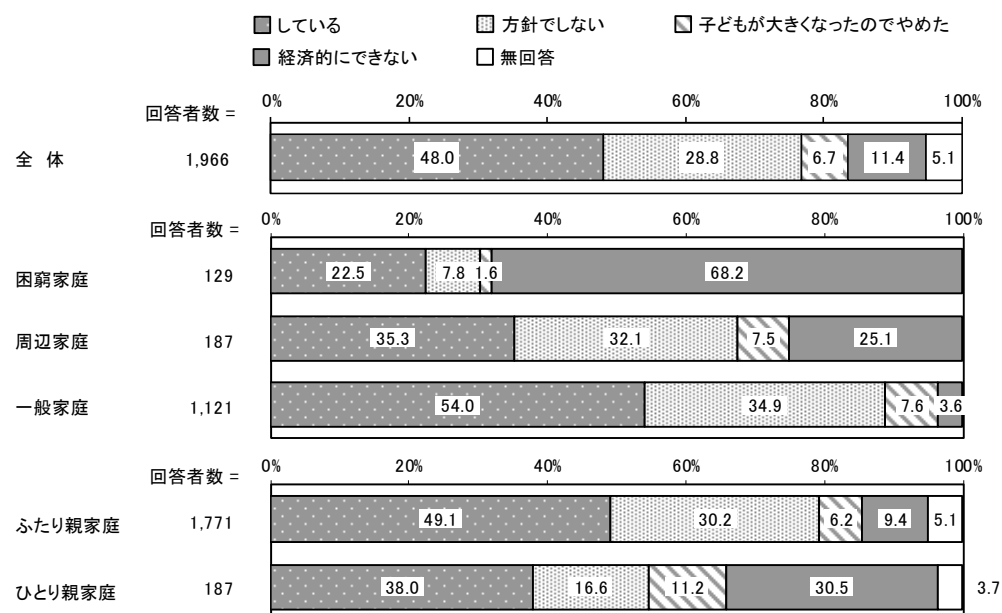
[小学5年生・中学2年生]



○子どもの学習塾や通信教育

子どもを学習塾に通わせたり通信教育を受けさせることが「経済的にできない」と回答した保護者の割合は、困窮家庭で 68.2%、周辺家庭で 25.1%、ひとり親家庭で 30.5%と、全体の 11.4%と比べて高くなっています。

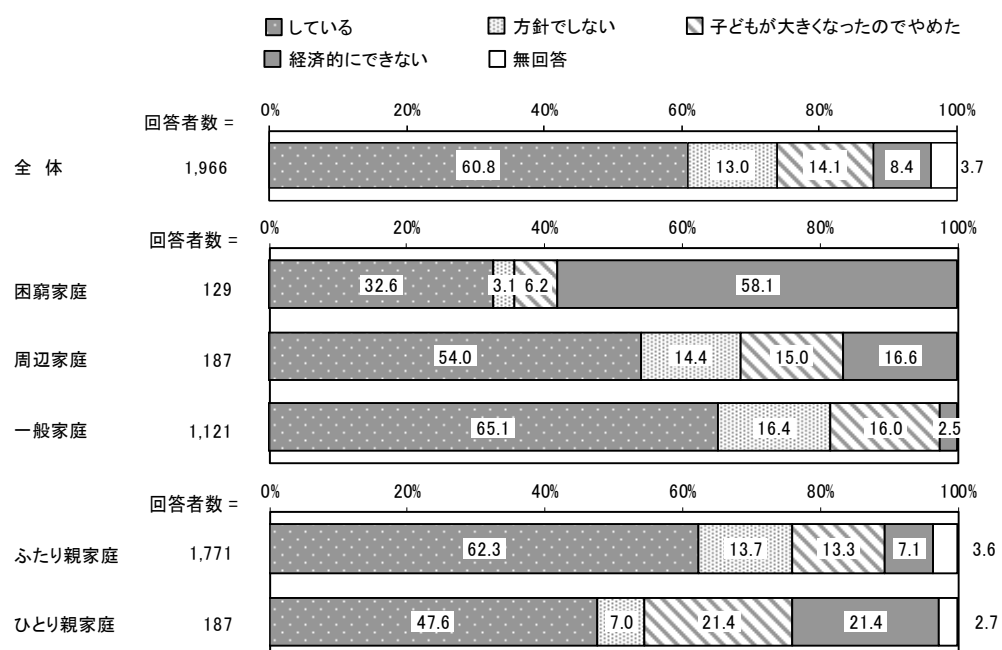
[保護者]



○子どもの習い事（スポーツ、音楽、習字など）

子どもをスポーツ、音楽、習字などの習い事に通わせることが「経済的にできない」と回答した保護者の割合は、困窮家庭で 58.1%、周辺家庭で 16.6%、ひとり親家庭で 21.4%と、全体の 8.4%と比べて高くなっています。

[保護者]



○経済的な理由のために家庭にないもの

経済的な理由のために家庭にないものとして、「子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所」と回答した保護者の割合は、困窮家庭で 24.8%、周辺家庭で 15.5%、ひとり親家庭で 12.8%と、全体の 5.5%と比べて高くなっています。そのほか、「子どもの年齢に合った本」、「オンラインでの学習に使えるパソコン・タブレット」なども、生活困難家庭、ひとり親家庭で全体と比べて高くなっています。

[保護者]

単位：%

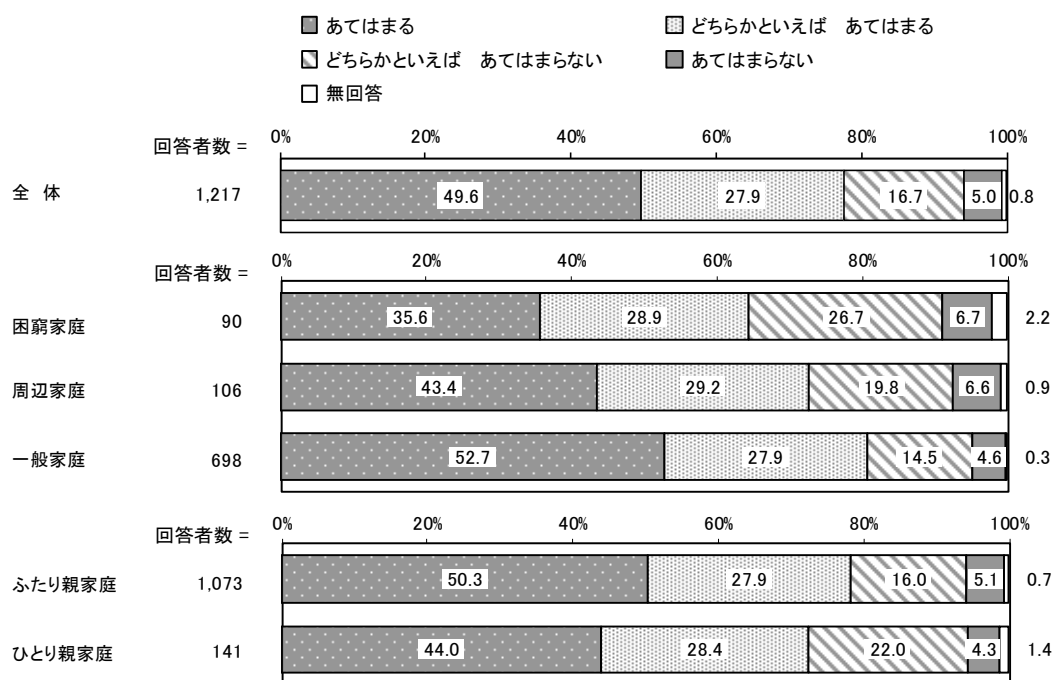
区分	回答者数	お子さんの年齢に合った本	お子さん用のスポーツ用品・おもちゃ	お子さん用の自転車	お子さんが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所	オンラインでの学習に使えるパソコン・タブレット	電話（固定電話、携帯電話、スマートフォン）	電子レンジ	洗濯機	炊飯器
全体	1,966	3.1	2.3	3.4	5.5	14.3	2.4	1.0	0.8	0.7
困窮家庭	129	20.2	17.1	17.1	24.8	45.7	8.5	3.9	2.3	1.6
周辺家庭	187	7.5	5.3	10.2	15.5	29.9	7.5	4.8	4.3	3.7
一般家庭	1,121	1.0	0.1	1.0	2.6	8.4	0.6	0.0	0.0	0.0
ふたり親家庭	1,771	2.4	1.8	2.4	4.7	12.6	1.9	0.8	0.6	0.6
ひとり親家庭	187	9.1	6.4	12.3	12.8	30.5	7.0	1.6	2.1	1.1

区分	掃除機	暖房機器	冷房機器	新聞の定期購読	世帯専用のお風呂	世帯人数分のベッドまたは布団	急な出費のための貯金（5万円以上）	いあてはまるものはなし	無回答
全体	1.0	0.8	1.4	14.8	0.7	2.3	10.1	58.3	12.6
困窮家庭	3.9	0.8	7.8	45.0	1.6	13.2	58.1	9.3	0.0
周辺家庭	4.3	4.3	4.8	33.7	4.3	6.4	22.5	41.2	0.0
一般家庭	0.2	0.2	0.3	9.6	0.0	0.5	3.4	80.7	0.0
ふたり親家庭	0.9	0.7	0.9	13.0	0.6	1.8	8.4	61.0	13.1
ひとり親家庭	1.1	0.5	5.3	30.5	1.1	6.4	27.3	34.8	7.0

○勉強や成績のことについての話

子どもとの関わり方に関して、「お子さんから勉強や成績のことについて話をしてくれる」かについて、「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた保護者の割合は、困窮家庭では 33.4%、ひとり親家庭では 26.3%と、全体の 21.7%と比べて高くなっています。

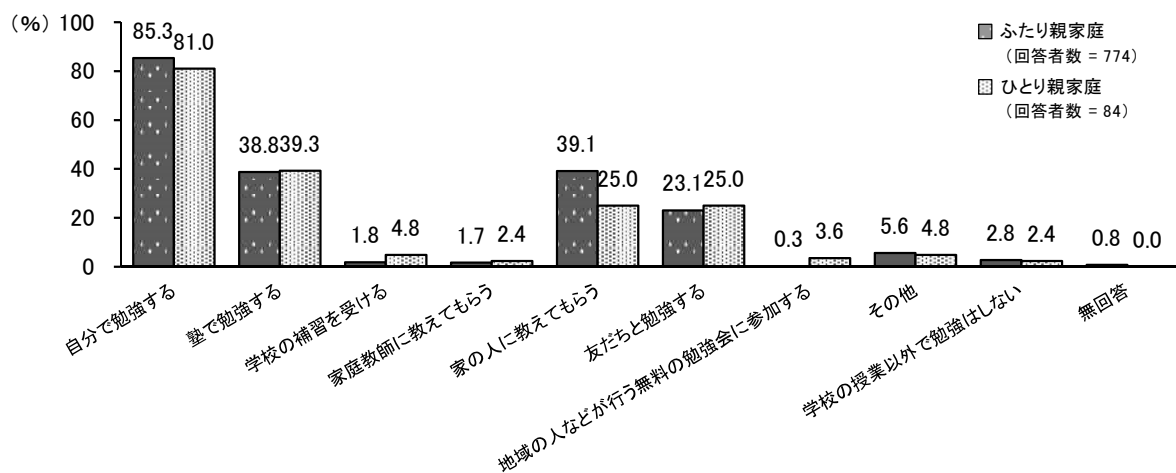
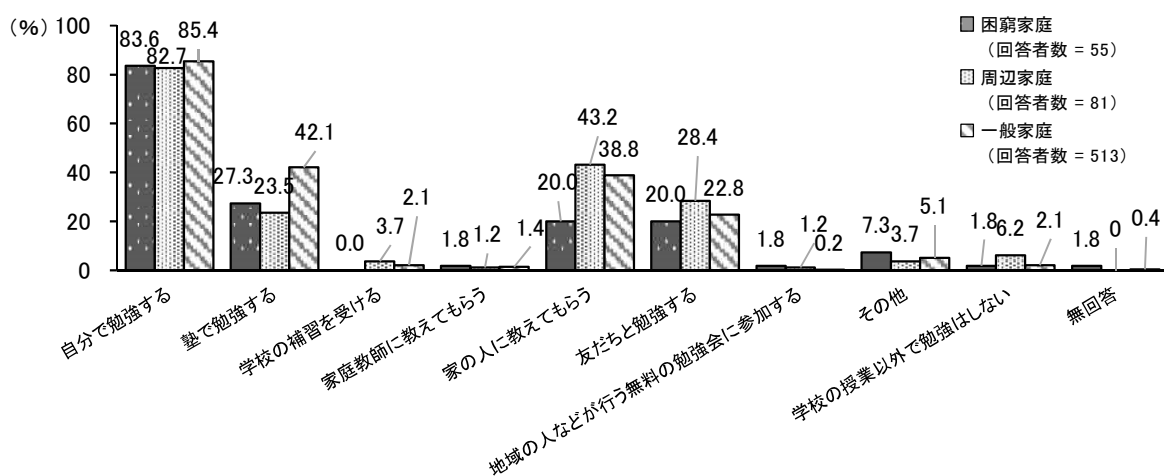
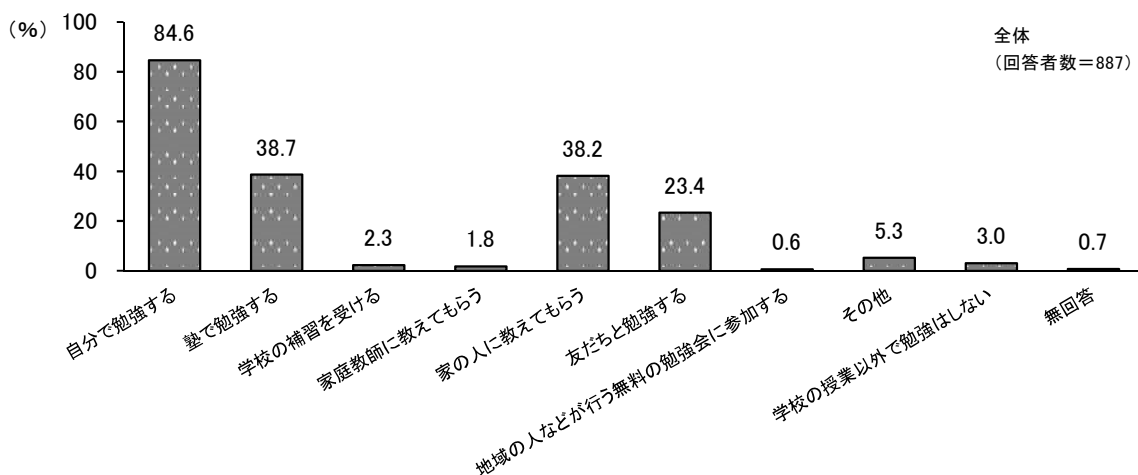
[保護者]



○学校の授業以外の勉強の仕方

学校の授業以外で、勉強を「塾で勉強する」と回答した小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭で27.3%と、全体の38.7%と比べて低くなっています。また、「家の人に教えてもらう」と回答した割合も、困窮家庭で20.0%、ひとり親家庭では25.0%と、全体の38.2%と比べて低くなっています。

[小学5年生・中学2年生]

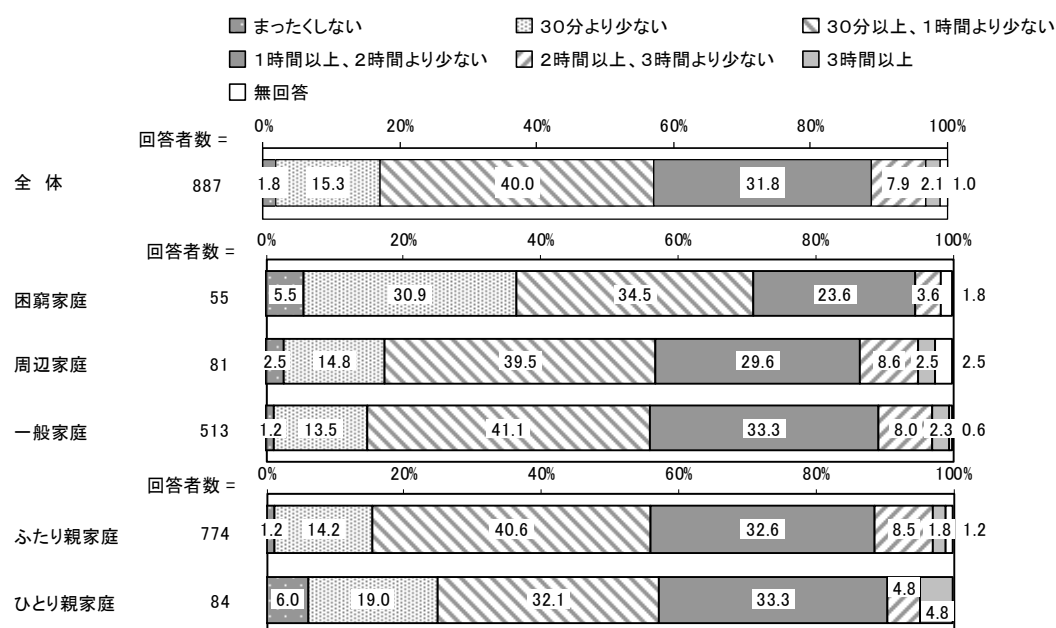


○学校の授業以外の勉強時間

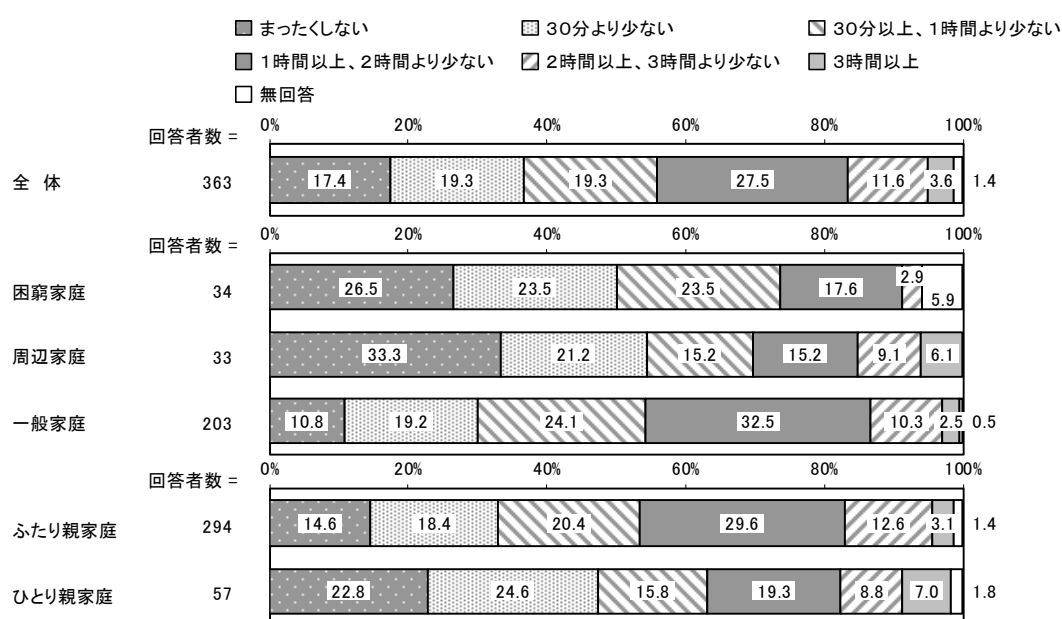
学校がある日に授業以外の勉強を「まったくしない」と回答した小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では5.5%、ひとり親家庭では6.0%と、全体の1.8%と比べて高くなっています。16～17歳でも、平日学校の授業以外に勉強を「まったくしない」と回答した割合は、困窮家庭では26.5%、ひとり親家庭では22.8%と、全体の17.4%と比べて高くなっています。

「30分より少ない」と回答した割合も、小学5年生・中学2年生、16～17歳ともに、困窮家庭やひとり親家庭では、全体と比べて高くなっています。

[小学5年生・中学2年生]



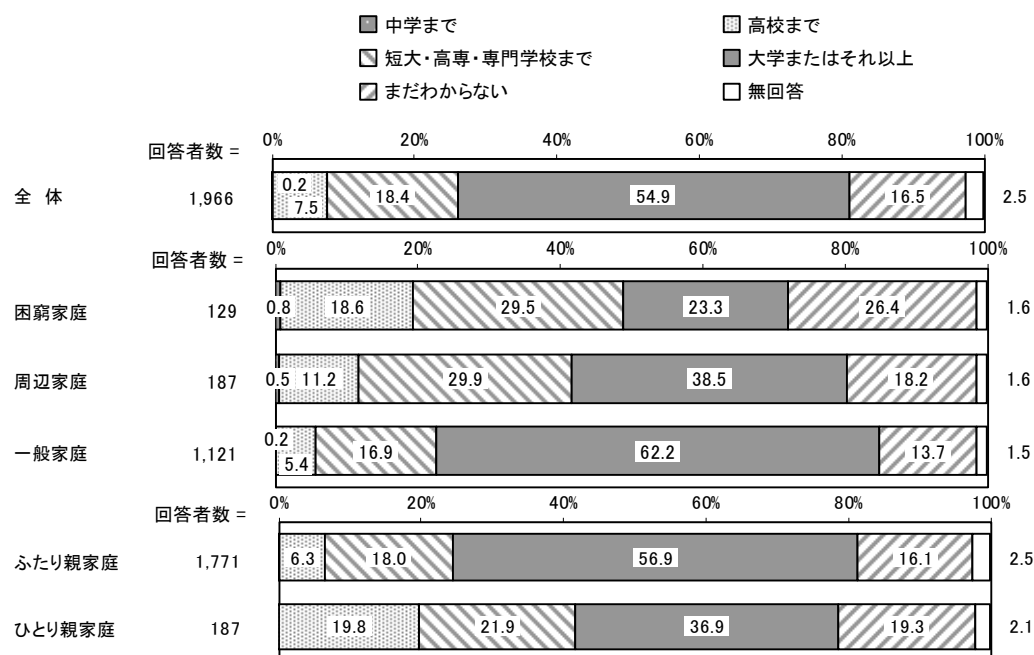
[16～17 歳]



○保護者が考える子どもの進学段階

子どもの現実的な進学段階について、「大学またはそれ以上」と回答した保護者の割合は、困窮家庭では23.3%、ひとり親家庭では36.9%と、全体の54.9%と比べて低くなっています。困窮家庭・ひとり親家庭では、「短大・高専・専門学校まで」、「高校まで」と回答した割合が、全体と比べて高くなっています。

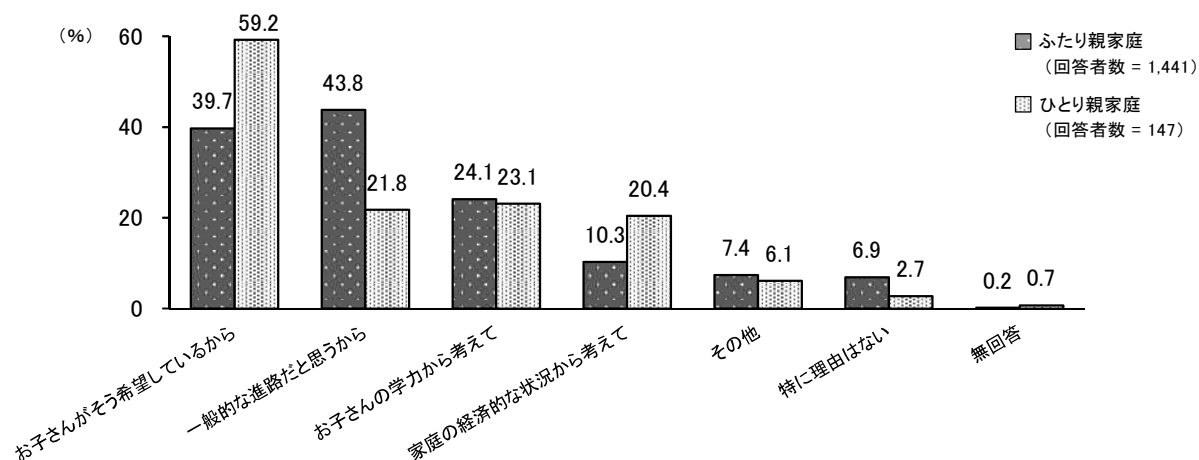
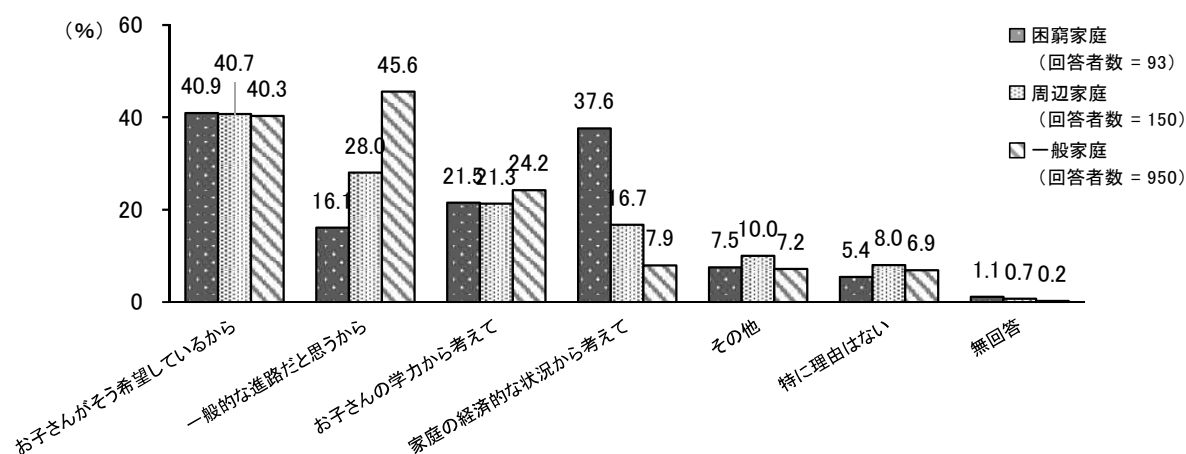
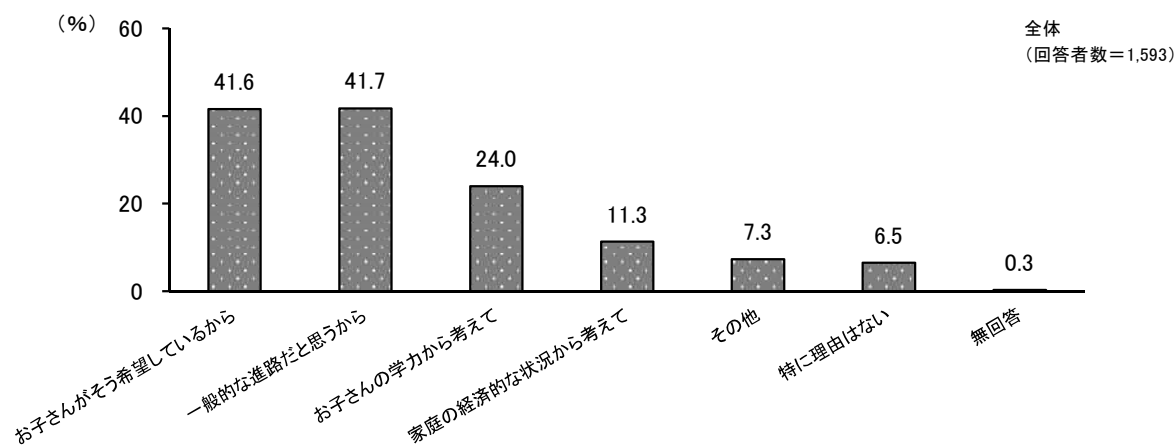
[保護者]



○子どもの進学段階をそう考えた理由

子どもの進学段階をそう考えた理由について、「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した保護者の割合は、困窮家庭では 37.6%、ひとり親家庭では 20.4%と、全体の 11.3%と比べて高くなっています。

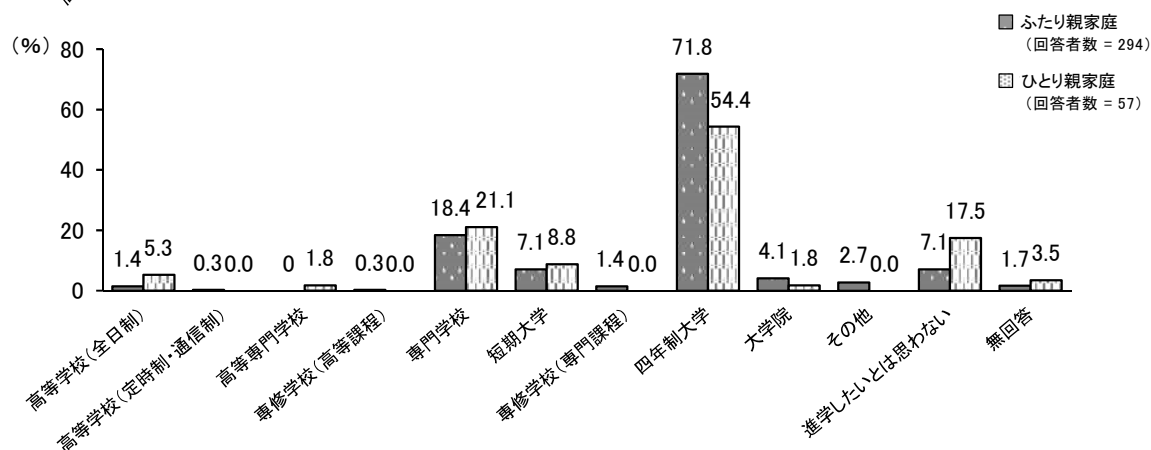
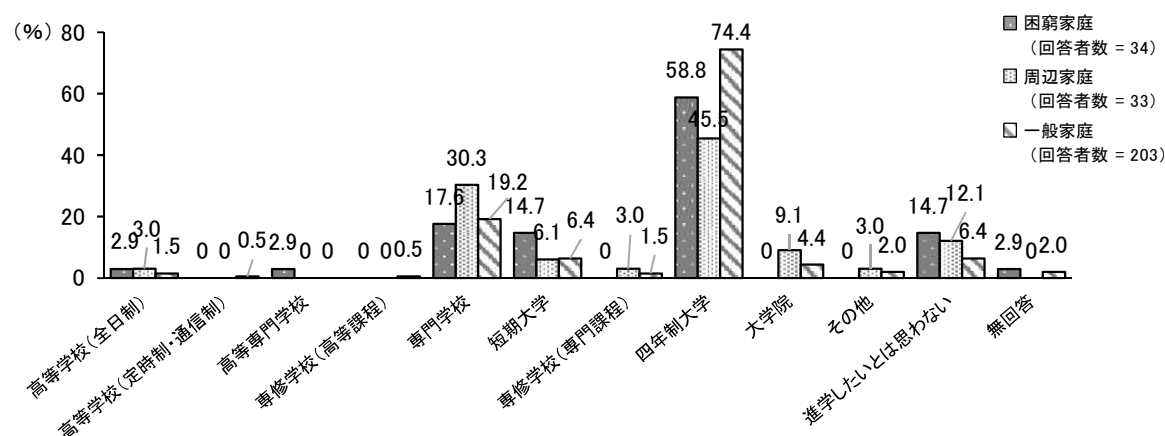
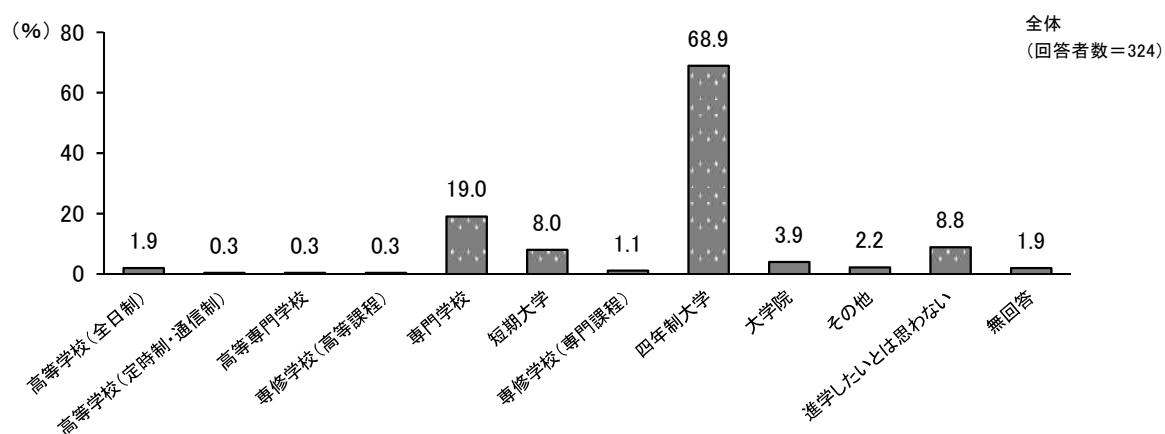
[保護者]



○子どもが希望する進学段階

通いたいと希望する学校を「四年制大学」と回答した 16～17 歳の割合は、困窮家庭では 58.8%、ひとり親家庭では 54.4%と、全体の 68.9%と比べて低くなっています。困窮家庭、ひとり親家庭では「短期大学」、「高等学校（全日制）」、「今後進学したいと思わない」と回答した割合が、全体と比べて高くなっています。

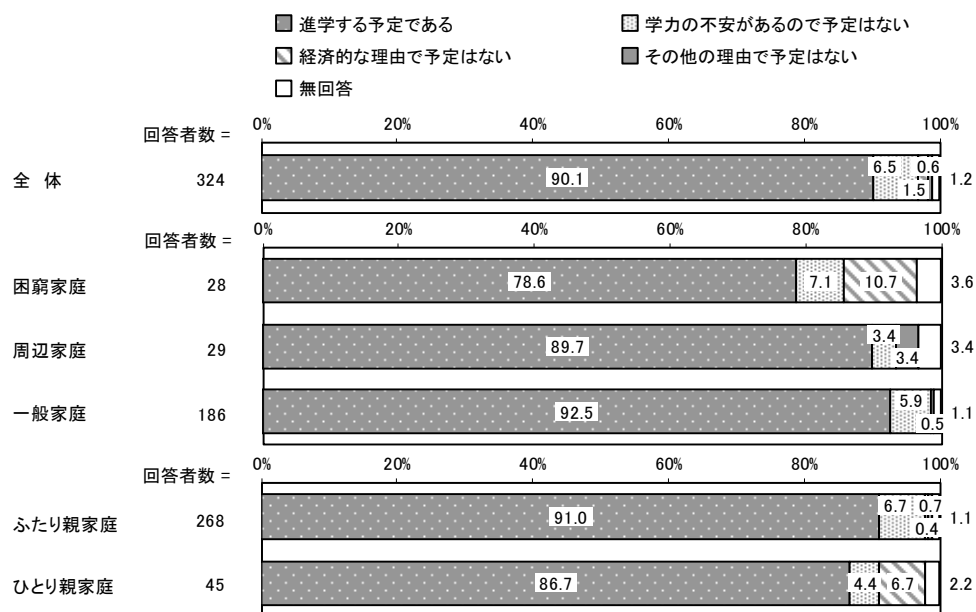
[16～17 歳]



○希望する進学段階への進学予定

希望する学校に進学する予定について、「進学する予定である」と回答した 16～17 歳の割合は、困窮家庭では 78.6%、ひとり親家庭では 86.7%と、全体の 90.1%と比べて低くなっています。「経済的な理由で予定はない」と回答した割合が、困窮家庭では 10.7%、ひとり親家庭では 6.7%と、全体の 1.5%と比べて高くなっています。

[16～17 歳]



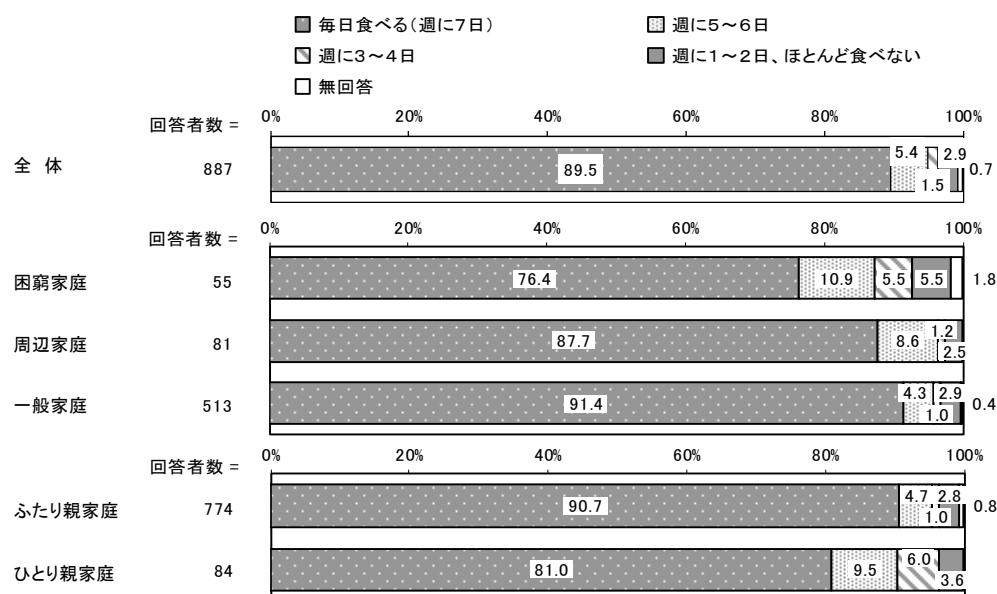
②生活習慣に関すること

○食事の状況

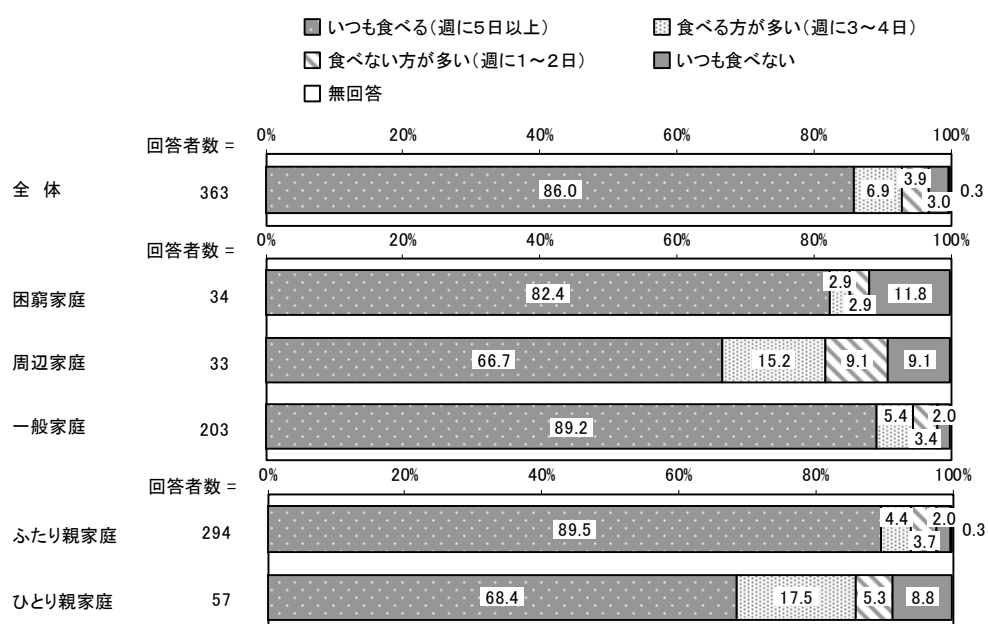
朝食を「毎日食べる（週に7日）」と回答した小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では76.4%、ひとり親家庭では81.0%と、全体の89.5%と比べて低くなっています。困窮家庭では「週に1～2日、ほとんど食べない」と回答した割合が5.5%と、全体の2.9%と比べて高くなっています。

16～17歳では、1日3食を「いつも食べない」と回答した割合は、困窮家庭では11.8%、ひとり親家庭では8.8%と、全体の3.0%と比べて高くなっています。

[小学5年生・中学2年生]



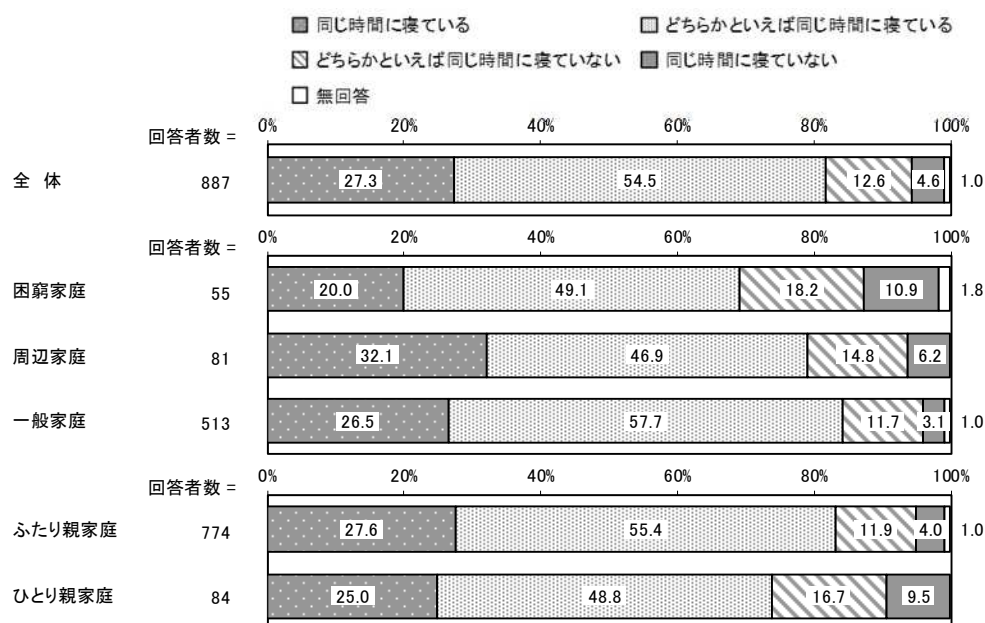
[16～17 歳]



○就寝時間

ふだん寝る時間について、「どちらかといえば同じ時間に寝ていない」と「同じ時間に寝ていない」を合わせた小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では29.1%、ひとり親家庭では26.2%と、全体の17.2%と比べて高くなっています。

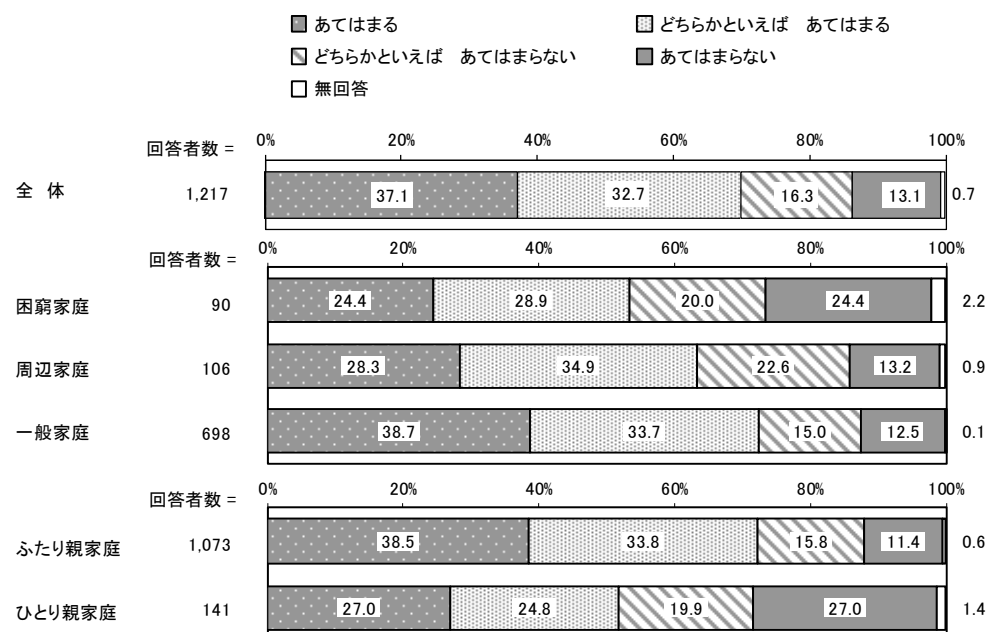
[小学5年生・中学2年生]



○テレビの視聴時間等のルール

テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めているかについて、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた回答の割合は、困窮家庭では44.4%、ひとり親家庭では46.9%と、全体の29.4%と比べて高くなっています。

[保護者]

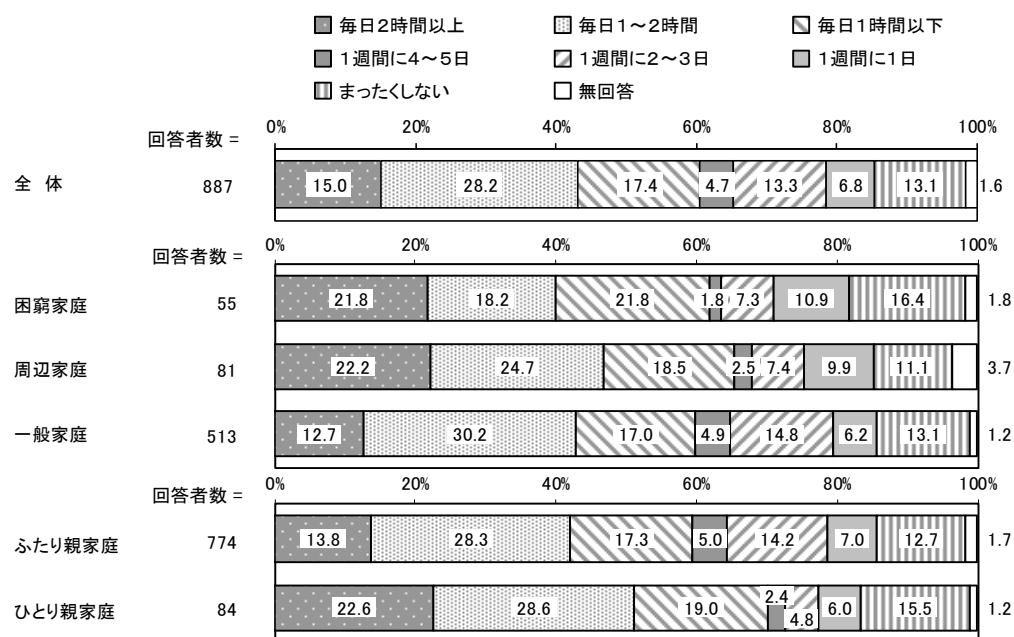


○ゲームで遊ぶ時間

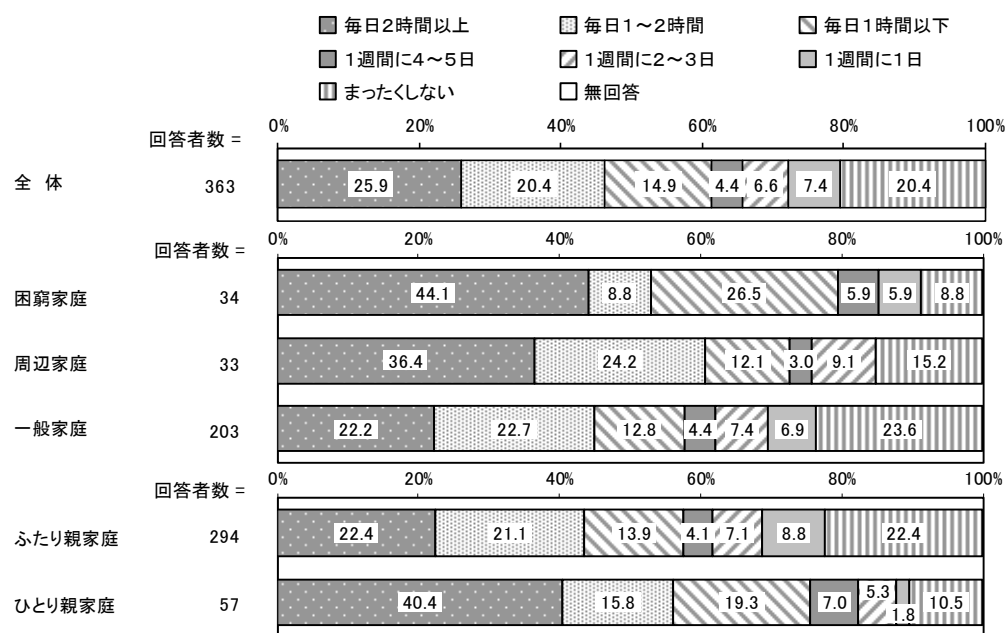
ゲーム（スマホやタブレット、パソコンなども含む）で遊ぶ時間を、毎日2時間以上と回答した小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭で21.8%、周辺家庭で22.2%、ひとり親家庭で22.6%と、全体の15.0%と比べて高くなっています。

16～17歳では、困窮家庭で44.1%、周辺家庭で36.4%、ひとり親家庭で40.4%と、全体の25.9%と比べて高くなっています。

[小学5年生・中学2年生]



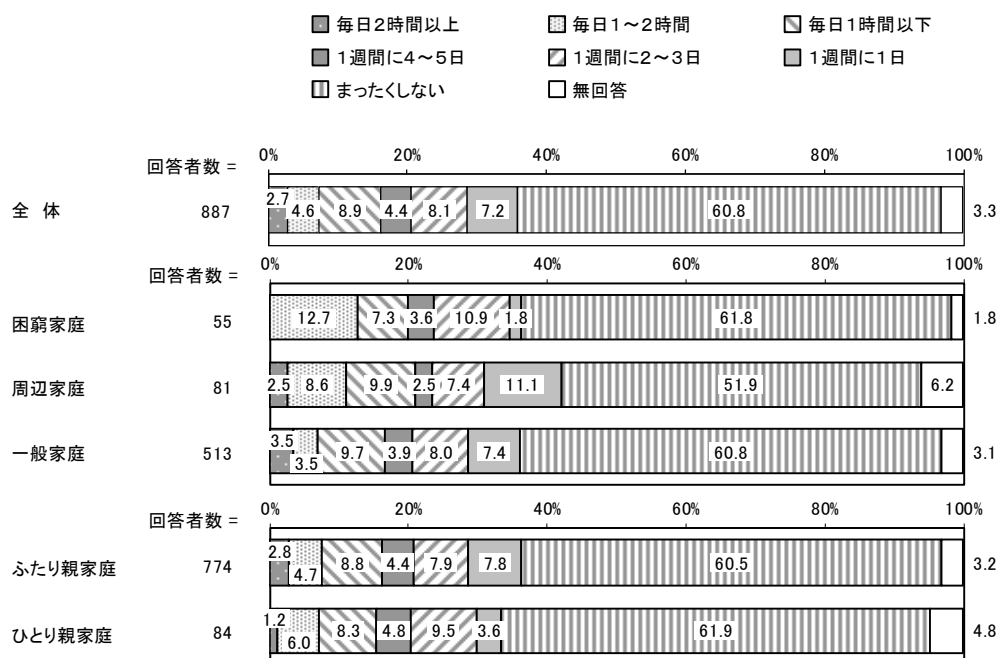
[16～17歳]



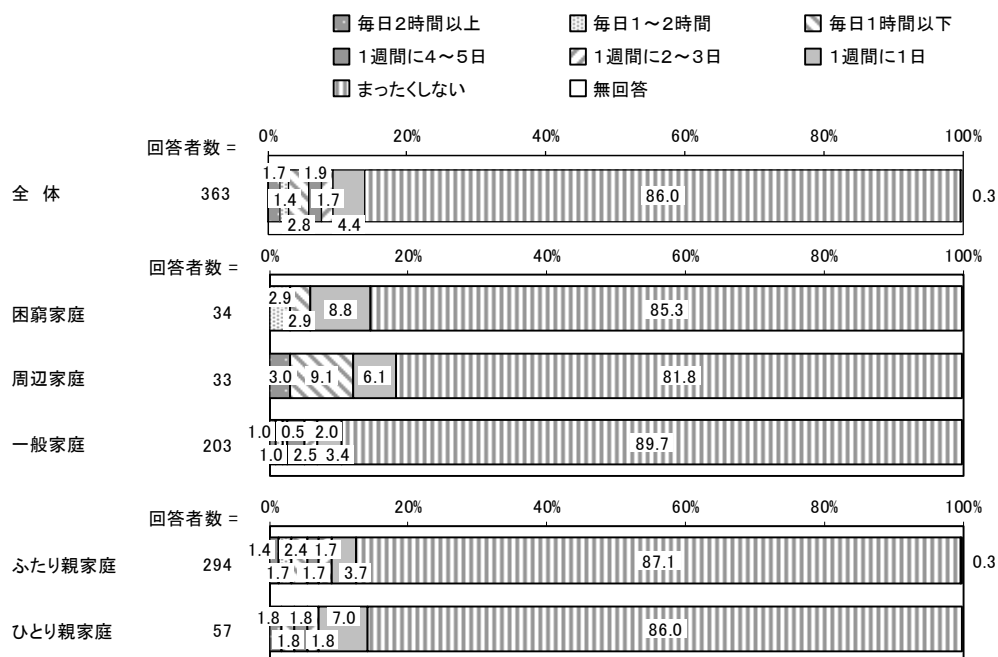
○兄弟姉妹や親など家族の世話や介護

兄弟姉妹や親など家族の世話や介護を、「毎日2時間以上」していると回答した割合は、小学5年生・中学2年生では全体で2.7%、16～17歳では全体で1.7%となっています。

[小学5年生・中学2年生]



[16～17 歳]

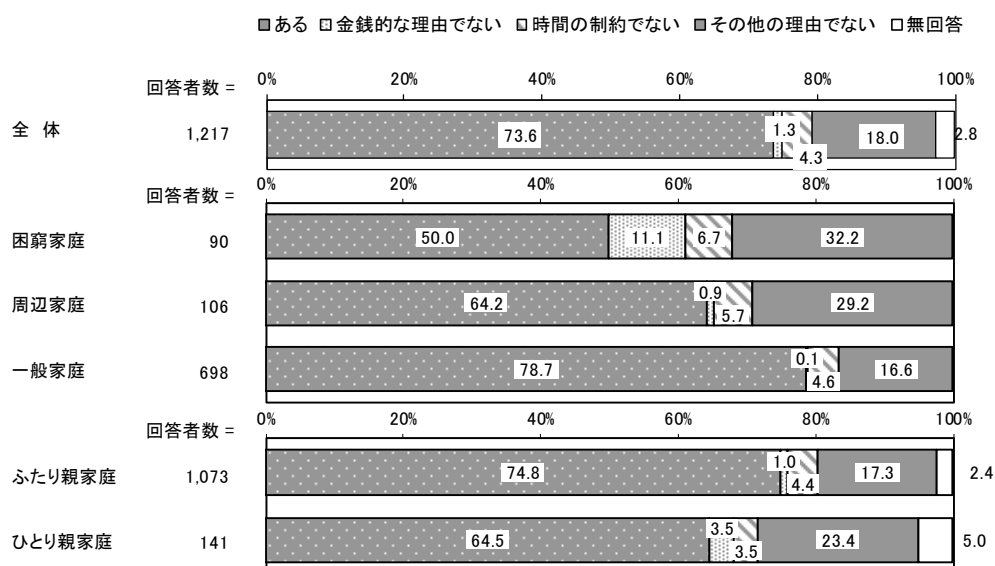


③体験に関すること（新型コロナウイルス感染症が拡大する以前）

○博物館・科学館・美術館などに行く

子どもと博物館・科学館・美術館などに「行っていた」と回答した保護者の割合は、困窮家庭で 50.0%、ひとり親家庭で 64.5%と、全体の 73.6%と比べて低くなっています。金銭的な理由で「行っていない」と回答した割合は、困窮家庭では 11.1%、ひとり親家庭では 3.5%と、全体の 1.3%と比べて高くなっています。

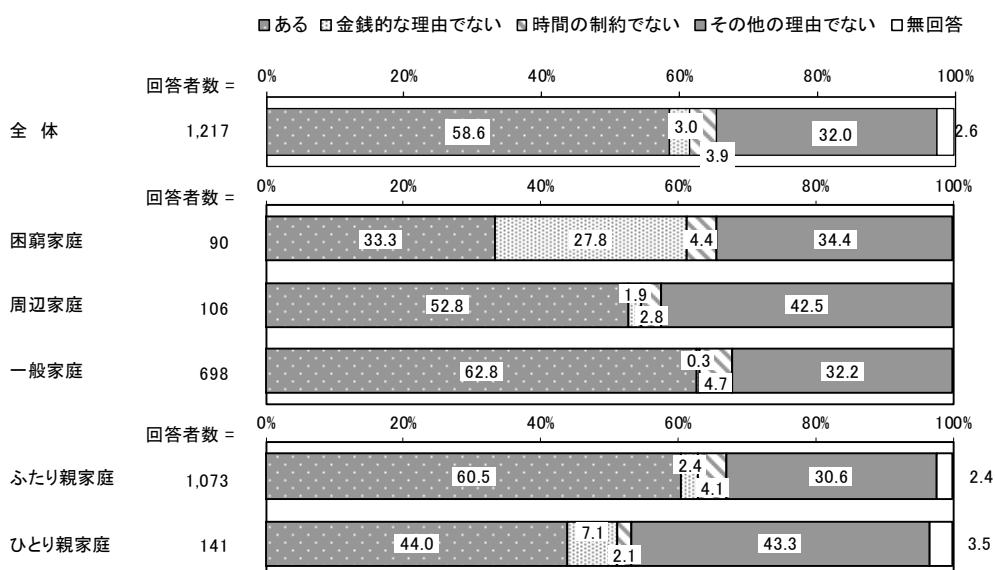
[保護者]



○スポーツ観戦に行く

子どもとスポーツ観戦に「行っていた」と回答した保護者の割合は、困窮家庭で 33.3%、ひとり親家庭で 44.0%と、全体の 58.6%と比べて低くなっています。金銭的な理由で「行っていない」と回答した割合は、困窮家庭では 27.8%、ひとり親家庭では 7.1%と、全体の 3.0%と比べて高くなっています。

[保護者]

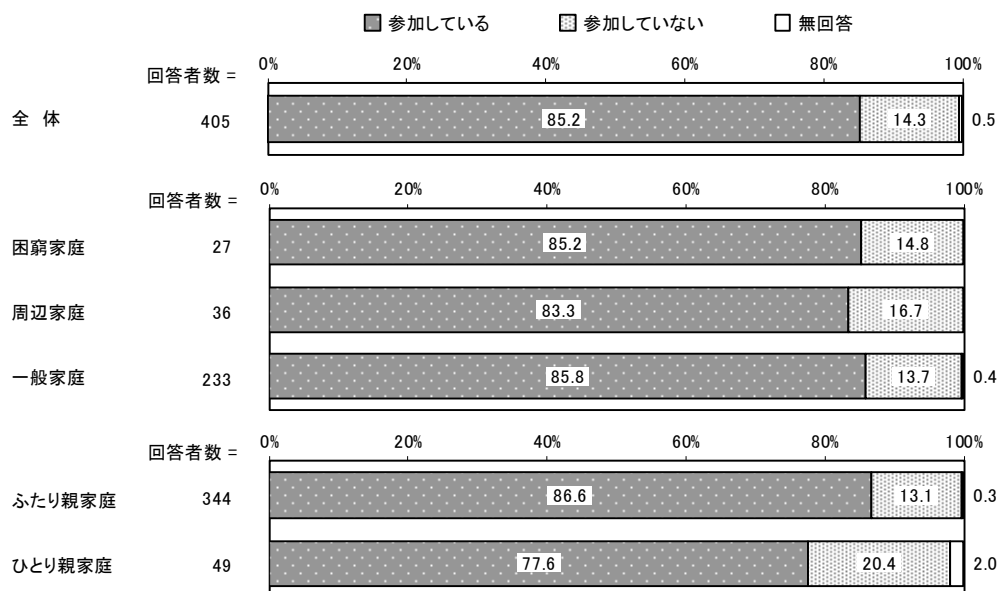


④部活動等への参加に関すること

○部活動等の参加状況

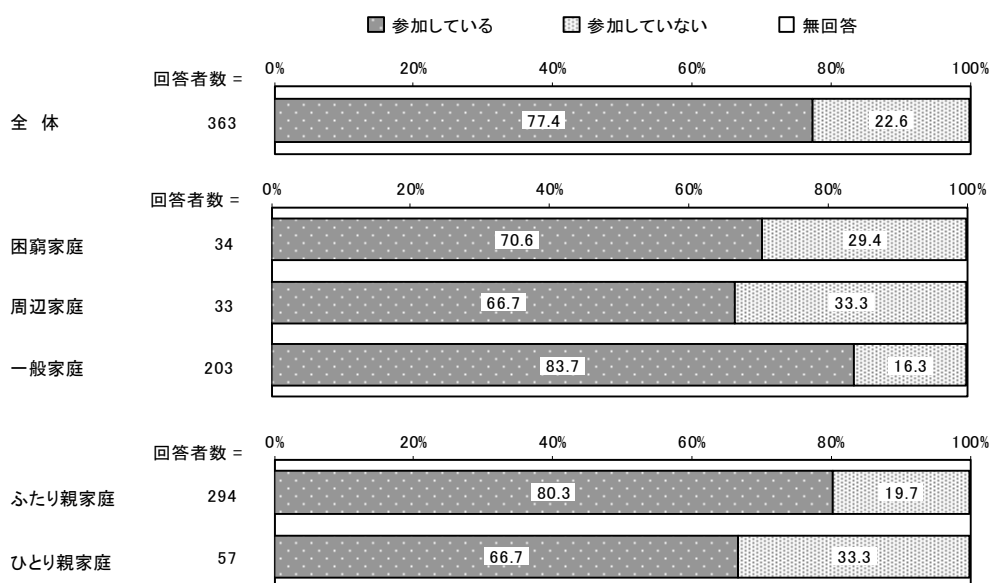
地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に「参加していない」と回答した中学2年生の割合は、ひとり親家庭で20.4%と、全体の14.3%と比べて高くなっています。

[中学2年生]



学校や職場・地域のクラブ・部活動やスポーツ活動に「参加していない」と回答した16～17歳の割合は、困窮家庭では29.4%、周辺家庭では33.3%、ひとり親家庭では33.3%と、全体の22.6%と比べて高くなっています。

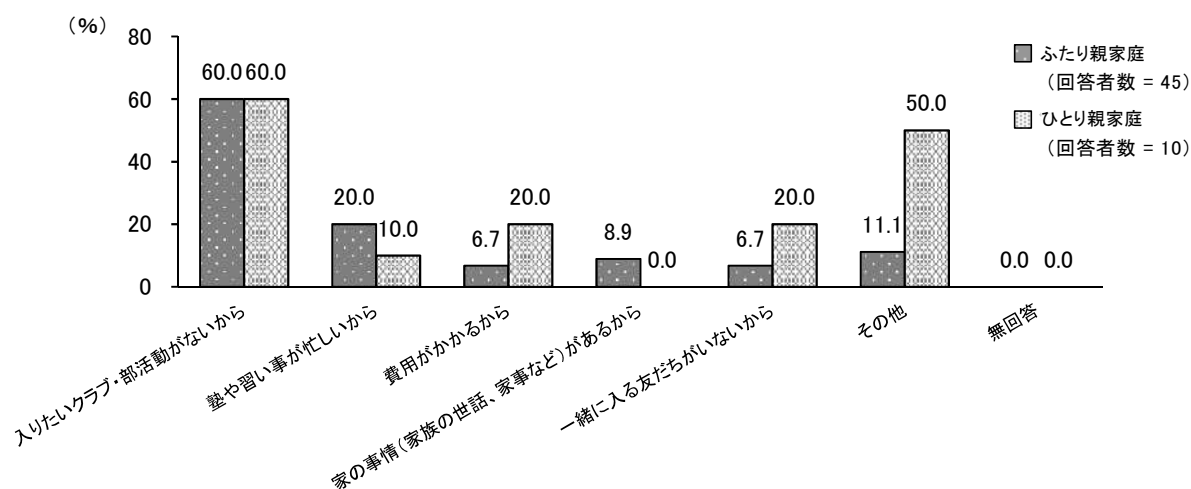
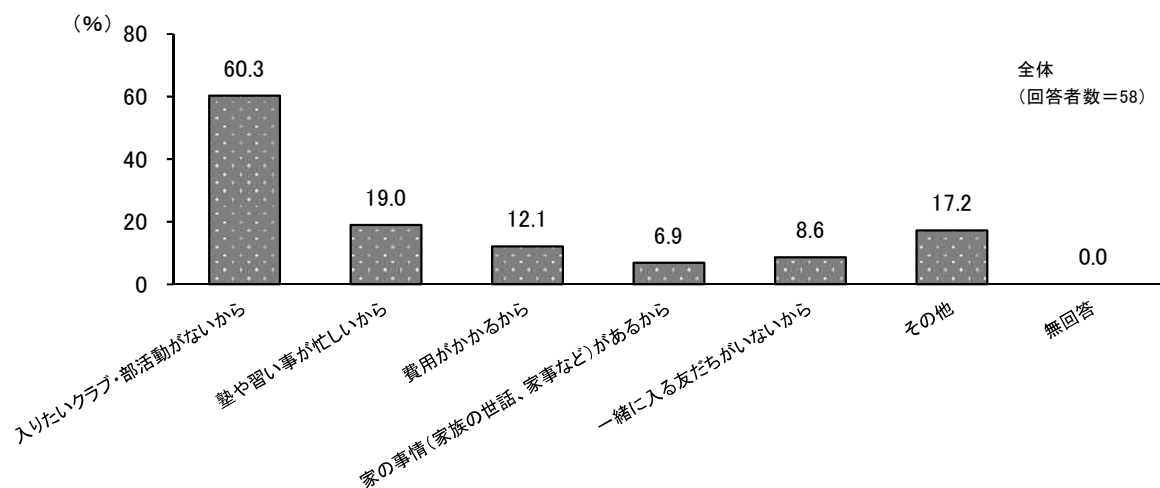
[16～17 歳]



○部活動等に参加していない理由

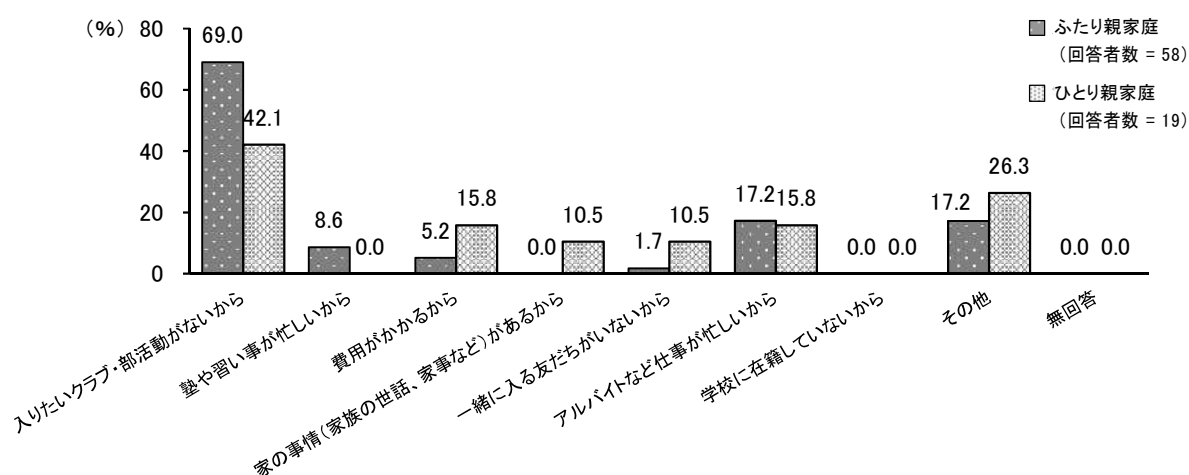
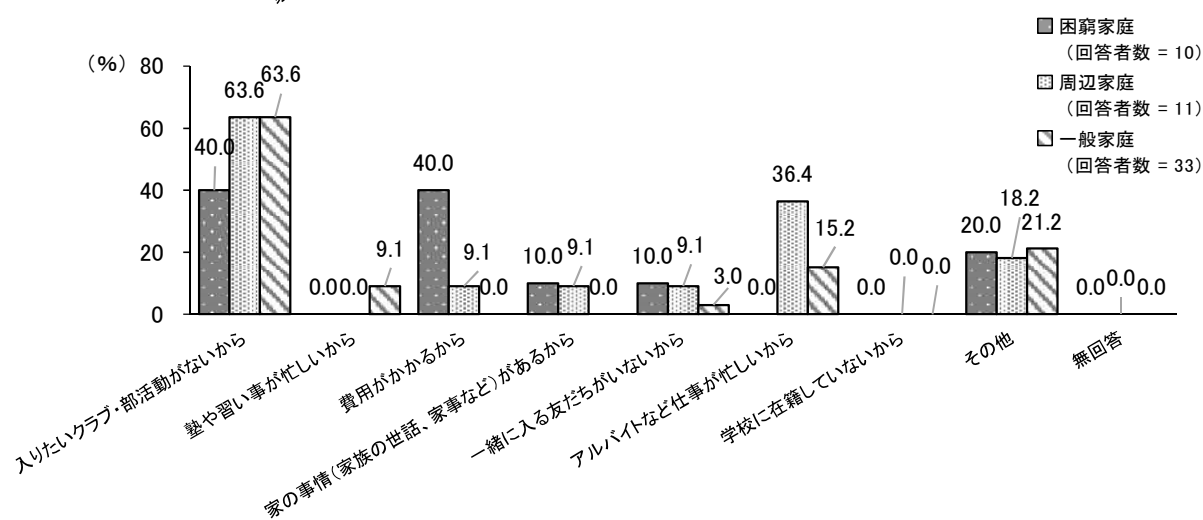
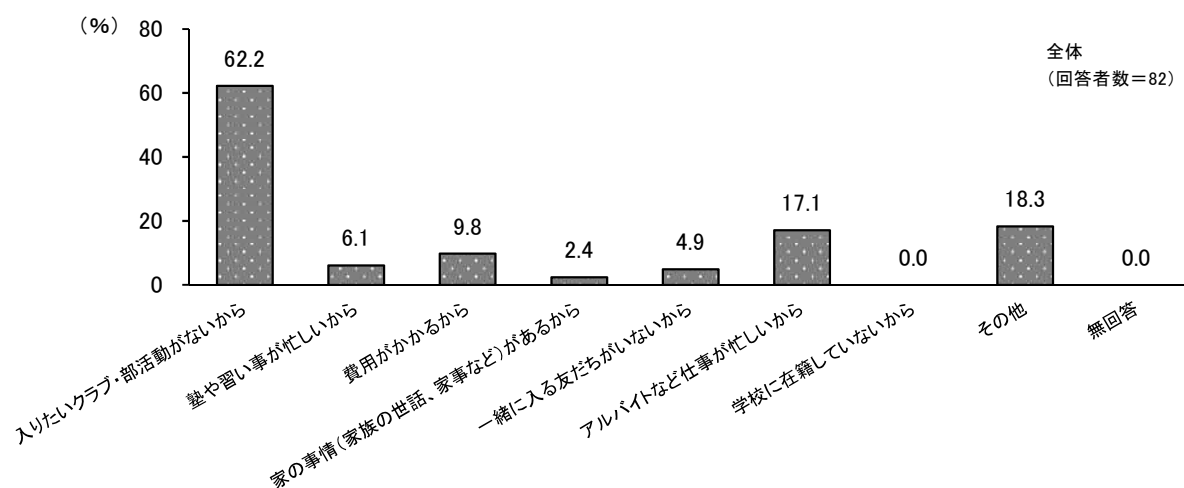
地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していない理由として、中学2年生、16～17歳どちらも「入りたいクラブ・部活動がないから」と回答した割合が最も高くなっています。一方で、「費用がかかるから」と回答した割合が、中学2年生ではひとり親家庭で20.0%、16～17歳では困窮家庭で40.0%、ひとり親家庭で15.8%と、それぞれ全体の12.1%、9.8%と比べて高くなっています。

[中学2年生]



(家庭状況別は回答数が少ないため分析をしていません。)

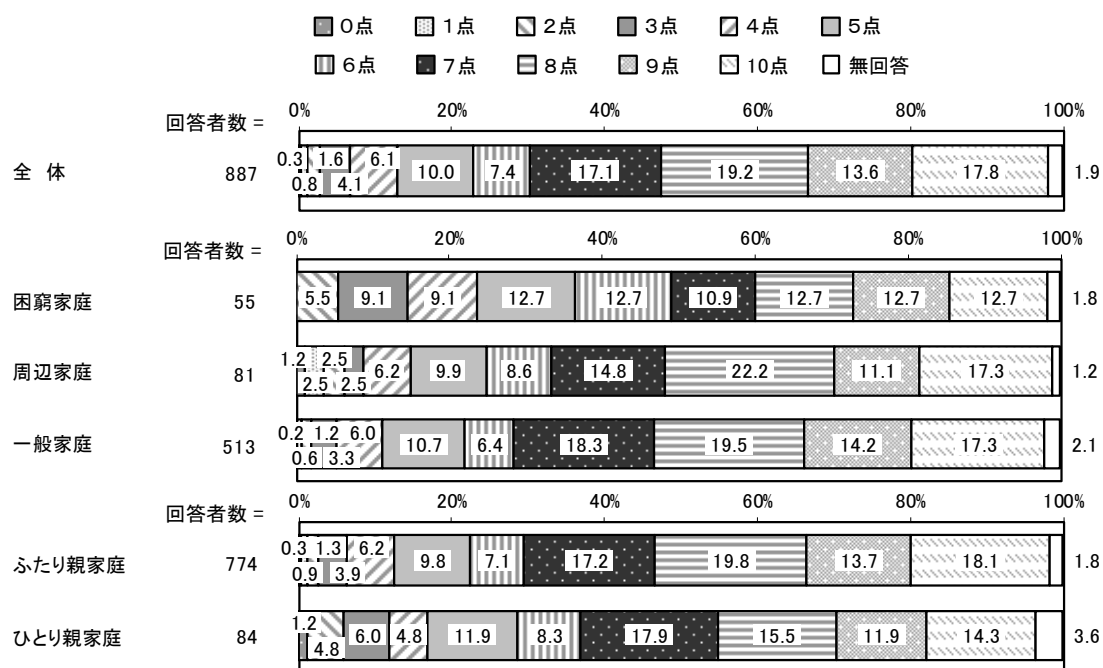
[16～17 歳]



⑤生活満足度

最近の生活にどのくらい満足しているかについて、「6～10」（満足度が高い方）と回答した小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では61.7%、ひとり親家庭では67.9%と、全体の75.1%と比べて低くなっています。

[小学5年生・中学2年生]



⑥相談相手や居場所

○困り事などの相談相手

小学5年生・中学2年生で、困っていることや悩みごと、心配ごとがあるとき相談する人について、「親（お母さんやお父さん）」と回答した割合が最も高くなっていますが、困窮家庭では72.7%、ひとり親家庭では69.0%と、全体の77.7%と比べて低くなっています。

また、「相談できる人がいない」と回答した割合が、全体では2.5%、困窮家庭では1.8%、ひとり親家庭では3.6%となっています。

[小学5年生・中学2年生]

単位：%

区分	回答者数	親（お母さんやお父さん）	きょうだい	おじいさんやおばあさん	親せき（おじさん・おばさんなど）	学校の友だち	塾や習い事の友だち	インターネットで知り合った友だち	担任の先生	保健室の先生
全体	887	77.7	22.5	15.0	4.4	57.3	3.9	1.5	33.5	8.7
困窮家庭	55	72.7	18.2	18.2	5.5	52.7	3.6	1.8	29.1	9.1
周辺家庭	81	69.1	23.5	13.6	6.2	59.3	4.9	1.2	38.3	7.4
一般家庭	513	79.7	22.6	15.2	4.1	58.7	3.9	1.8	36.3	8.8
ふたり親家庭	774	78.2	24.0	13.8	4.5	57.4	3.9	1.3	34.2	8.3
ひとり親家庭	84	69.0	10.7	22.6	4.8	58.3	6.0	2.4	29.8	11.9

区分	学校の相談員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）	こどもプラザの先生	塾や習い事の先生	こども食堂・こどもカフェ*の人	長野県や長野市の相談窓口	子ども用相談電話	相談せず自分で決める	その他	相談できる人がいない	無回答
全体	3.4	1.7	3.5	0.1	1.1	2.5	4.7	1.6	2.5	1.4
困窮家庭	3.6	3.6	1.8	0.0	0.0	0.0	5.5	1.8	1.8	0.0
周辺家庭	4.9	2.5	2.5	0.0	1.2	3.7	9.9	2.5	1.2	1.2
一般家庭	3.5	1.2	4.5	0.0	1.0	2.7	4.1	1.4	1.8	1.2
ふたり親家庭	3.6	1.7	3.7	0.0	1.3	2.6	4.9	1.4	2.3	1.6
ひとり親家庭	2.4	1.2	2.4	1.2	0.0	1.2	4.8	3.6	3.6	0.0

○一番ほっとできる居場所

小学5年生・中学2年生で、一番ほっとできる居場所について、「自分の家」と回答した割合は、困窮家庭では 58.2%、ひとり親家庭では 60.7%と、全体の 70.0%と比べて低くなっています。

また、「特に決まった場所はない」と回答した割合が、全体の 4.4%と比べて困窮家庭で 7.3%と高くなっています。

[小学5年生・中学2年生]

単位：%

区分	回答者数	自分の家	友だちの家	親せき(おじいさんやおばあさんの家など)	学校(部活動をふくむ)	こどもプラザ	塾や習い事	スポーツクラブや文化クラブの活動の場	公園	図書館や公共の施設
全体	887	70.0	0.6	0.9	1.8	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1
困窮家庭	55	58.2	0.0	1.8	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
周辺家庭	81	63.0	1.2	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般家庭	513	72.5	0.8	0.6	2.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2
ふたり親家庭	774	70.8	0.5	0.6	1.8	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1
ひとり親家庭	84	60.7	1.2	3.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

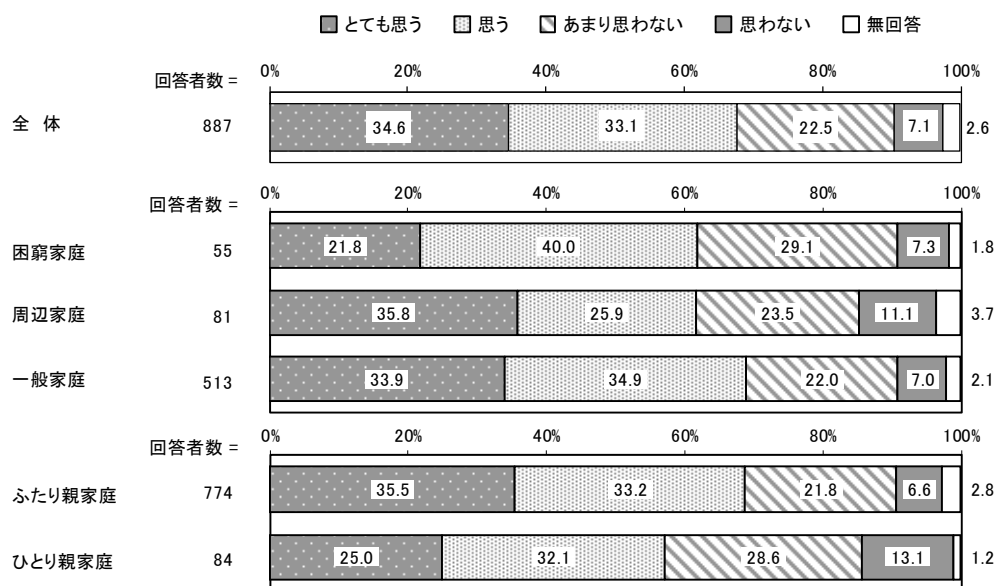
区分	こども食堂*・こどもカフェ*	ファストフードやカフェ、ショッピングモール	その他	特に決まった場所はない	無回答
全体	0.0	0.3	1.4	4.4	20.2
困窮家庭	0.0	1.8	0.0	7.3	27.3
周辺家庭	0.0	1.2	4.9	6.2	21.0
一般家庭	0.0	0.2	0.4	4.3	18.3
ふたり親家庭	0.0	0.4	0.9	4.7	19.8
ひとり親家庭	0.0	0.0	6.0	3.6	22.6

⑦自己肯定感*

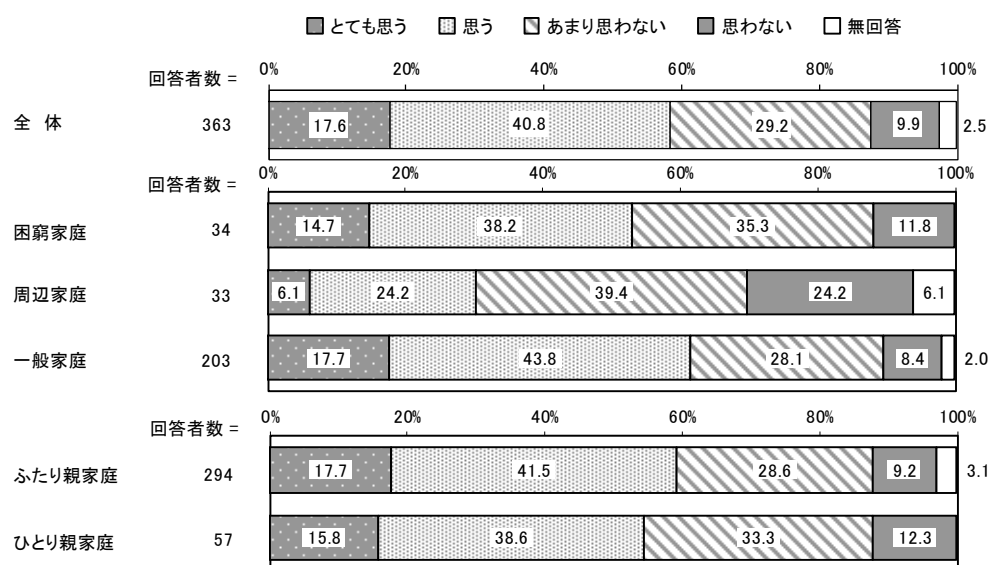
○自分の将来が楽しみだと思うか

小学5年生・中学2年生で、自分の将来が楽しみだと「あまり思わない」と「思わない」を合わせた割合は、困窮家庭で36.4%、ひとり親家庭で41.7%と、全体の29.6%と比べて高くなっています。16～17歳でも、困窮家庭で47.1%、ひとり親家庭で45.6%と、全体の39.1%と比べて高くなっています。

[小学5年生・中学2年生]



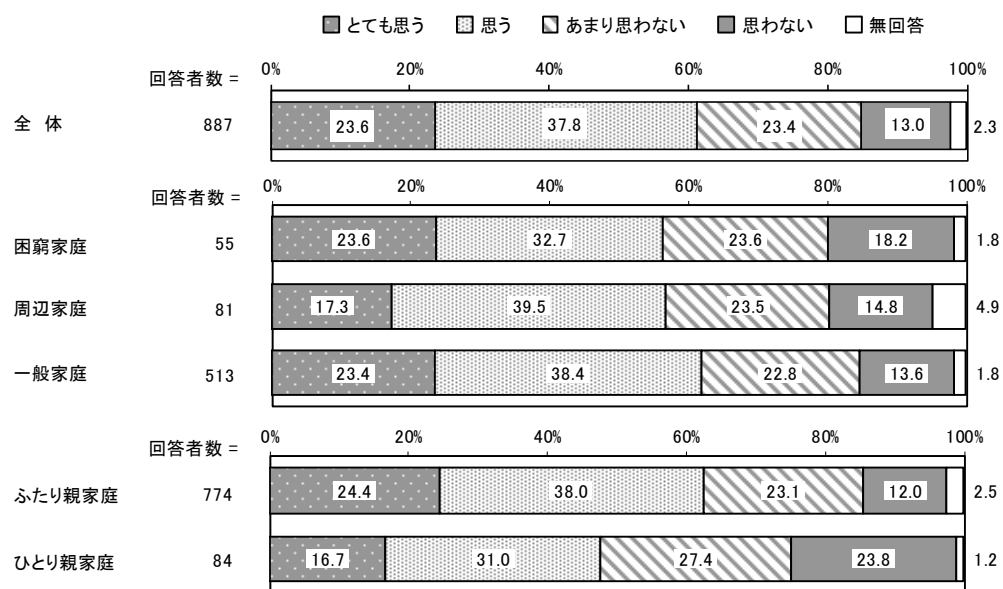
[16～17 歳]



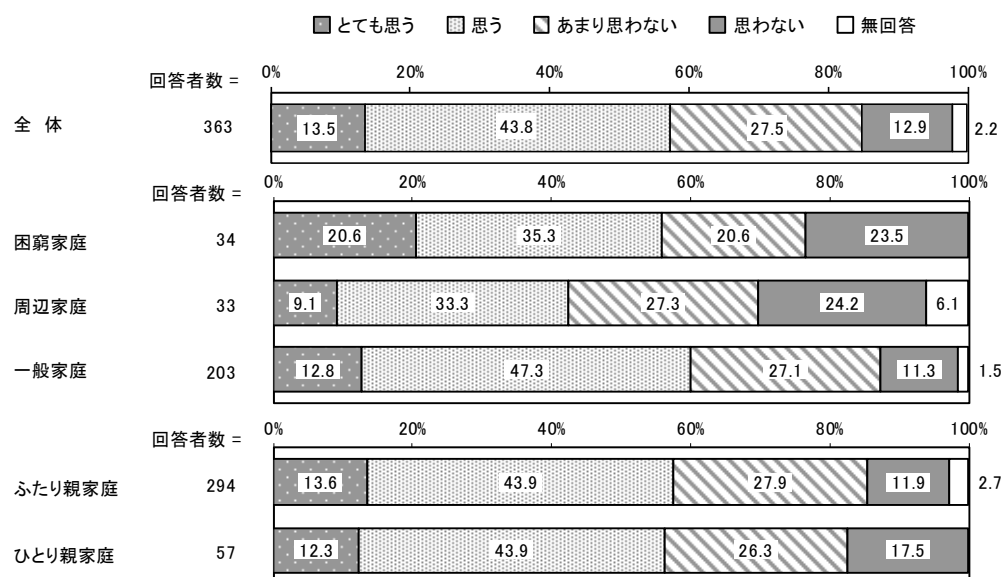
○自分のことが好きだと思うか

小学5年生・中学2年生で、自分のことが好きだと「あまり思わない」と「思わない」を合わせた割合は、困窮家庭で41.8%、ひとり親家庭で51.2%と、全体の36.4%と比べて高くなっています。16～17歳でも、困窮家庭で44.1%、ひとり親家庭で43.8%と、全体の40.4%と比べて高くなっています。

[小学5年生・中学2年生]



[16～17 歳]



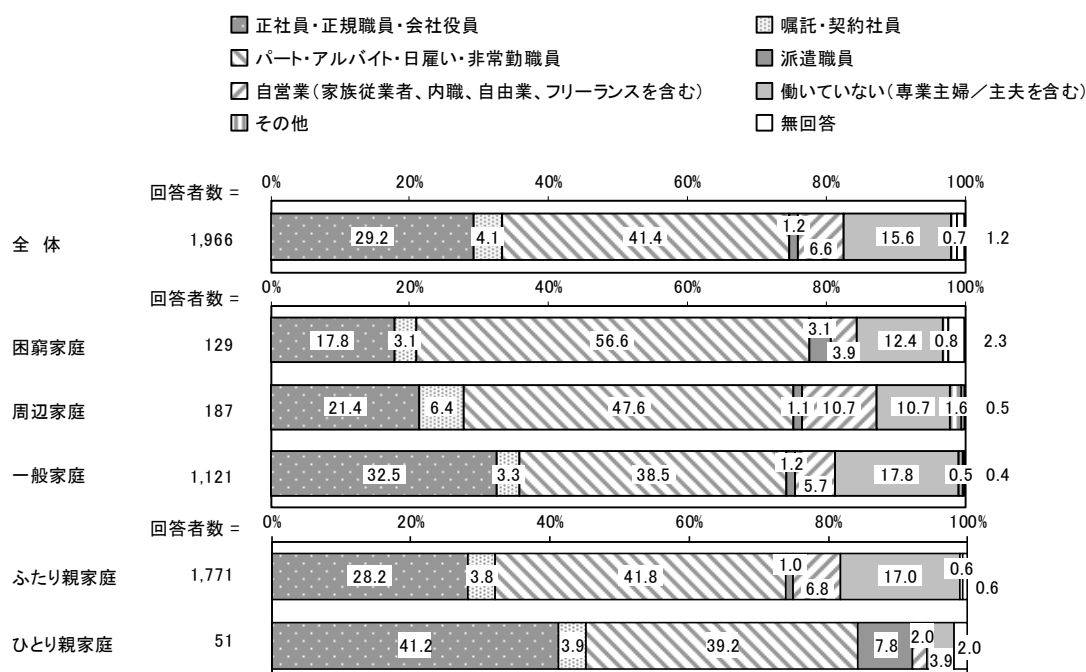
(オ) 保護者の生活状況

①保護者の就労に関すること

○保護者の就労状況

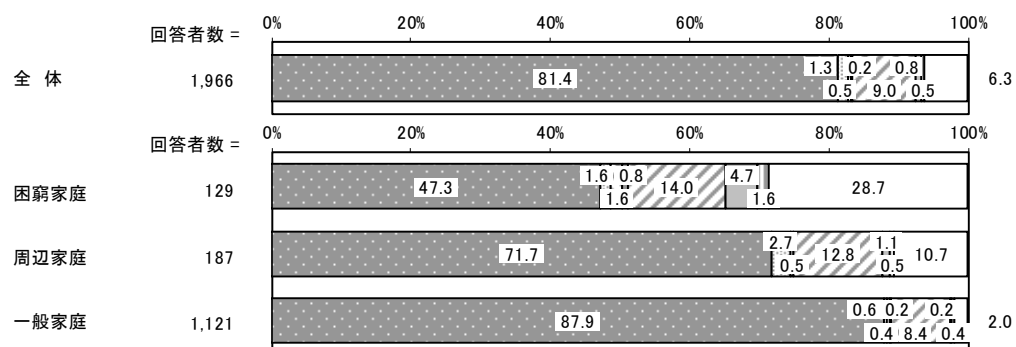
母親の就労状況は、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が、困窮家庭では17.8%、周辺家庭では21.4%と、全体の29.2%と比べて低くなっています。また、「嘱託・契約社員」、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」、「派遣社員」を合わせた、いわゆる“非正規”の割合は、困窮家庭では62.8%、周辺家庭では55.1%、ひとり親家庭（母子家庭）では50.9%と、全体の46.7%と比べて高くなっています。

[保護者(母親)]



父親の就労状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が、困窮家庭では47.3%、周辺家庭では71.7%と、全体の81.4%と比べて低くなっています。

[保護者(父親)]

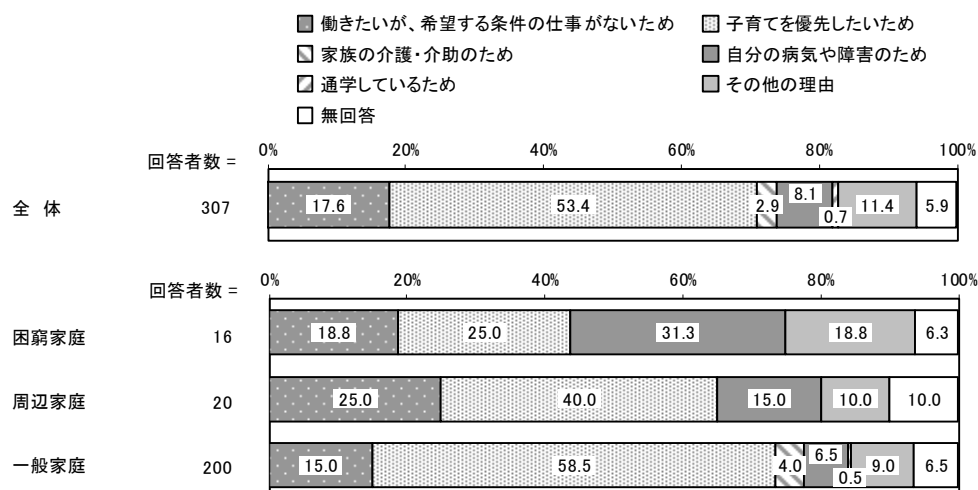


(家庭状況別は回答数が少ないため分析をしていません。)

○保護者（母親）が働いていない理由

母親が働いていない理由として、全体では「子育てを優先したいため」と回答した保護者の割合が 53.4%と最も高くなっていますが、困窮家庭では「自分の病気や障害のため」と回答した割合が 31.3%と最も高く、全体の 8.1%と比べて高くなっています。

[保護者（母親）]



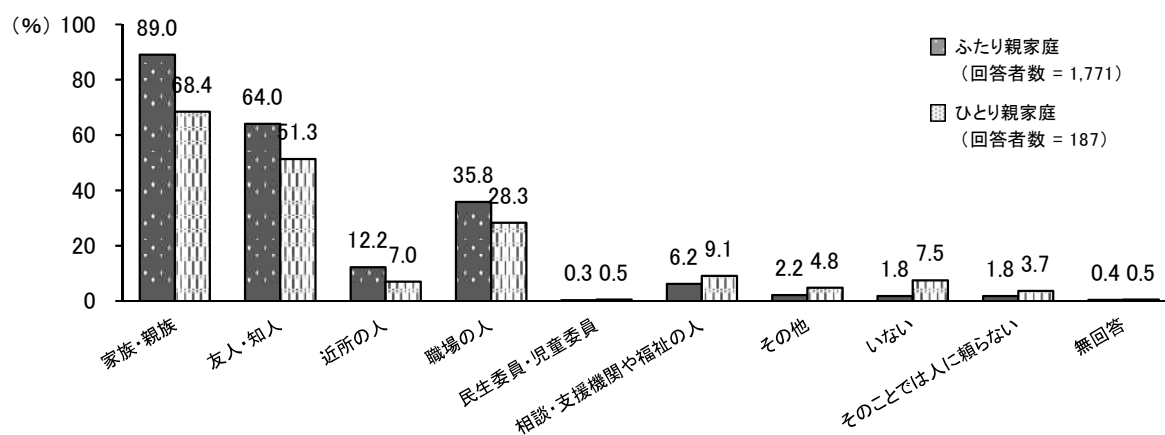
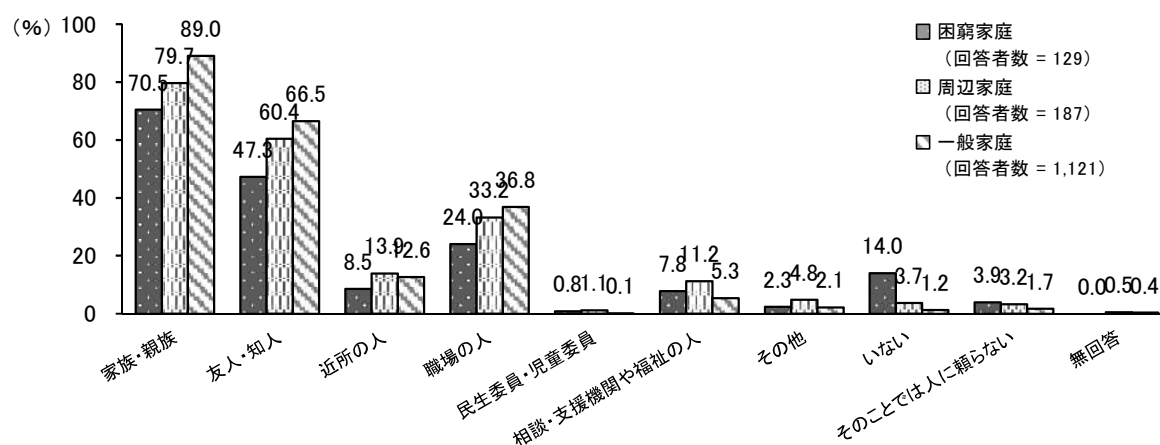
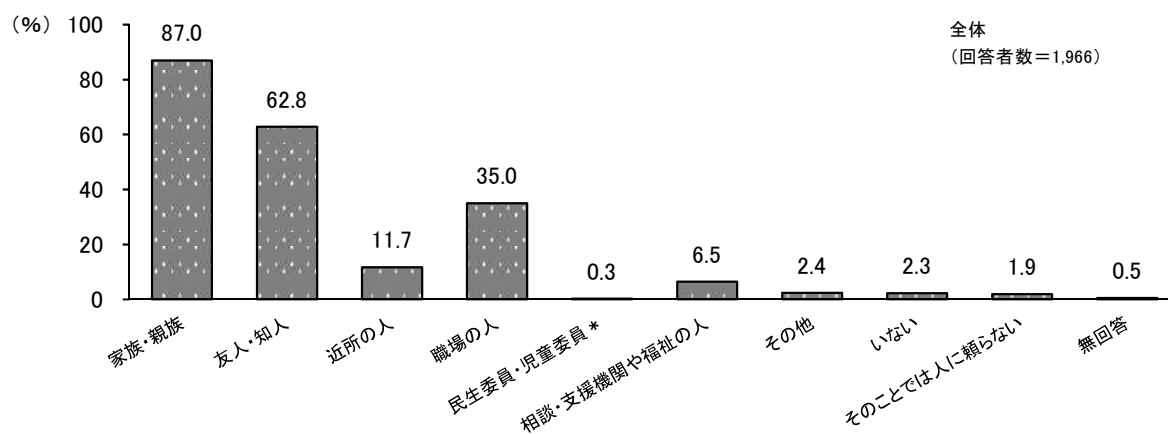
（家庭状況別は回答数が少ないため分析をしていません。）

②頼れる人の有無について

○子育てに関する相談相手

子育てに関する相談相手としては、「家族・親族」、「友人・知人」、「職場の人」と回答した割合が高くなっていますが、「いない」と回答した保護者の割合は、困窮家庭では14.0%、ひとり親家庭では7.5%と、全体の2.3%と比べて高くなっています。

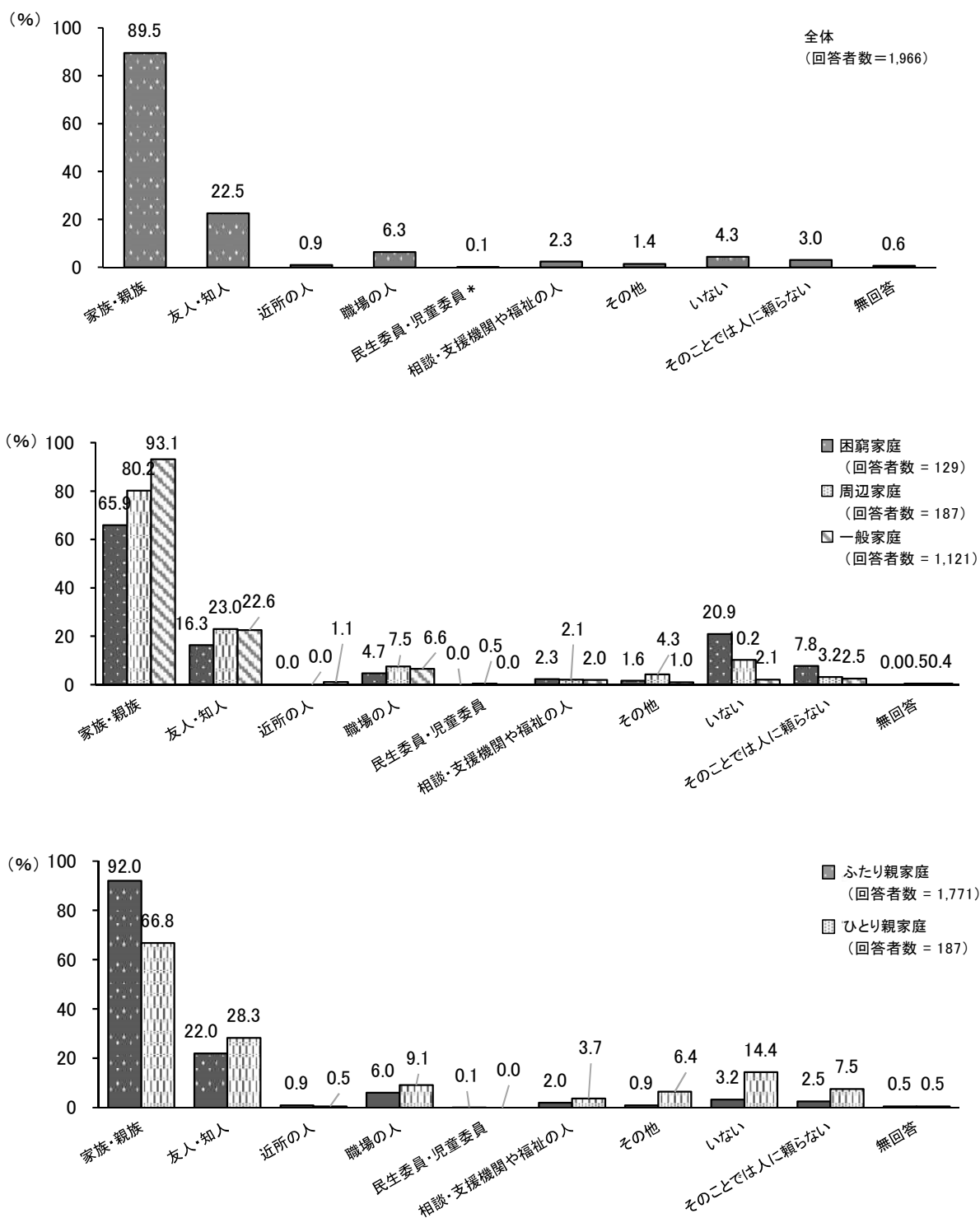
[保護者]



○重要な事柄の相談相手

重要なことがらを相談できる相手が「いない」と回答した保護者の割合は、困窮家庭では 20.9%、ひとり親家庭では 14.4%と、全体の 4.3%と比べて高くなっています。

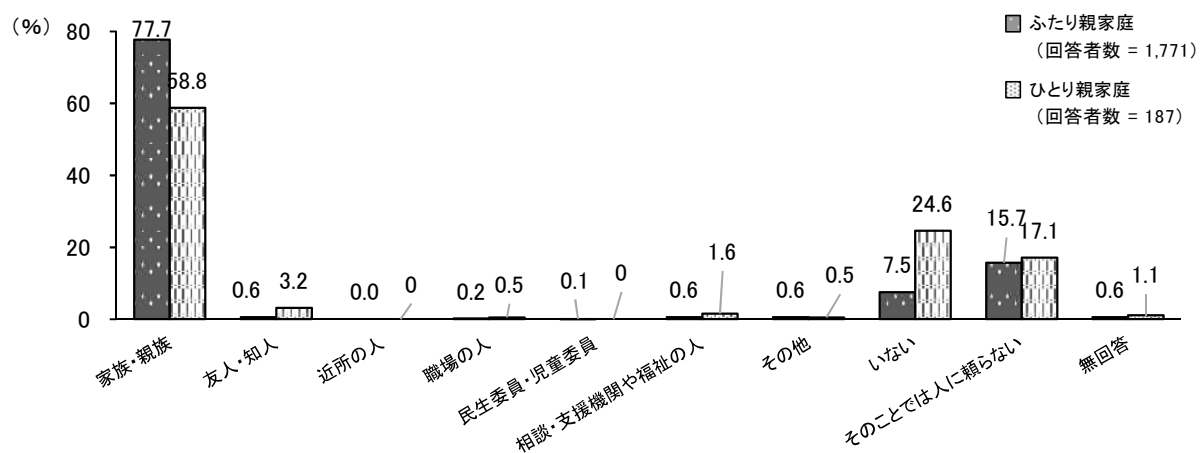
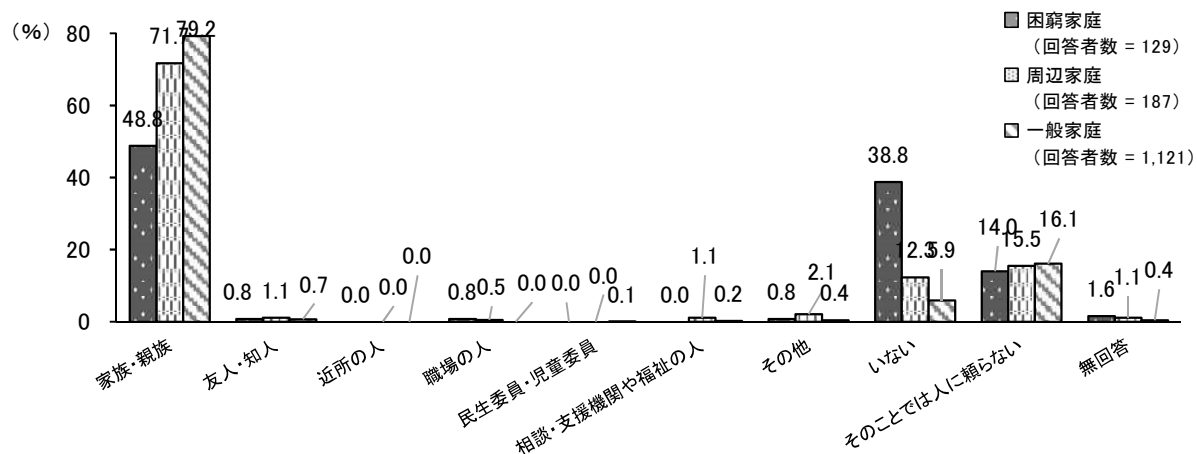
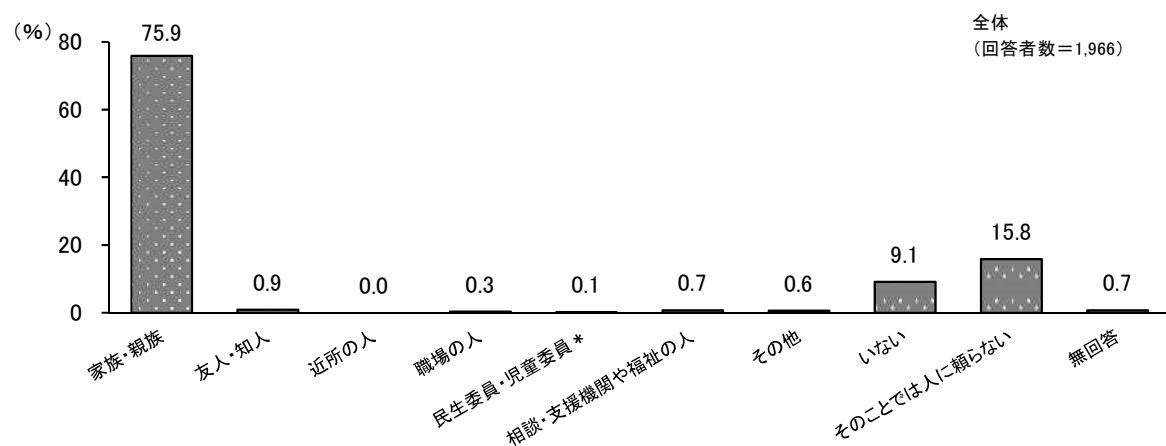
[保護者]



○いざという時のお金の援助の相手

いざという時のお金の援助を頼れる人が「いない」と回答した保護者の割合は、全体では9.1%であるのに対し、困窮家庭では38.8%、ひとり親家庭では24.6%と、全体と比べて高くなっています。

[保護者]

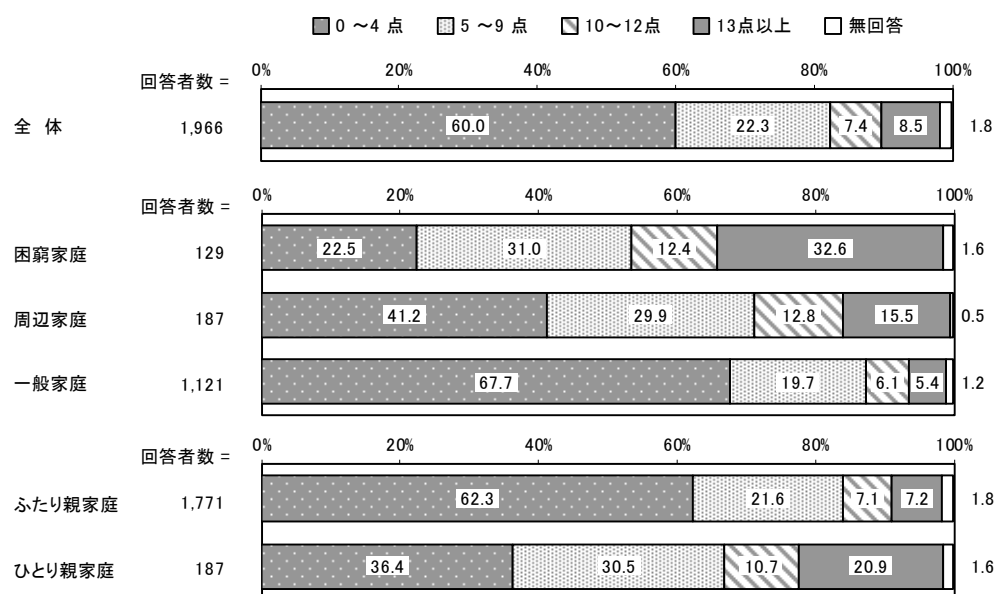


③健康状態、精神状態に関すること

「うつ・不安障害相当」の状態※にあると考えられる保護者の割合は、困窮家庭で 32.6%、周辺家庭で 15.5%、ひとり親家庭で 20.9%と、全体の 8.5%と比べて高くなっています。

※「K6」と呼ばれる抑うつ状態を測る指標を把握するための6つの調査項目を設定し、6つの項目の結果を足し合わせてスコア（0～24点）を算出しました。「13点以上」が「うつ・不安障害相当」とされています。

[保護者]

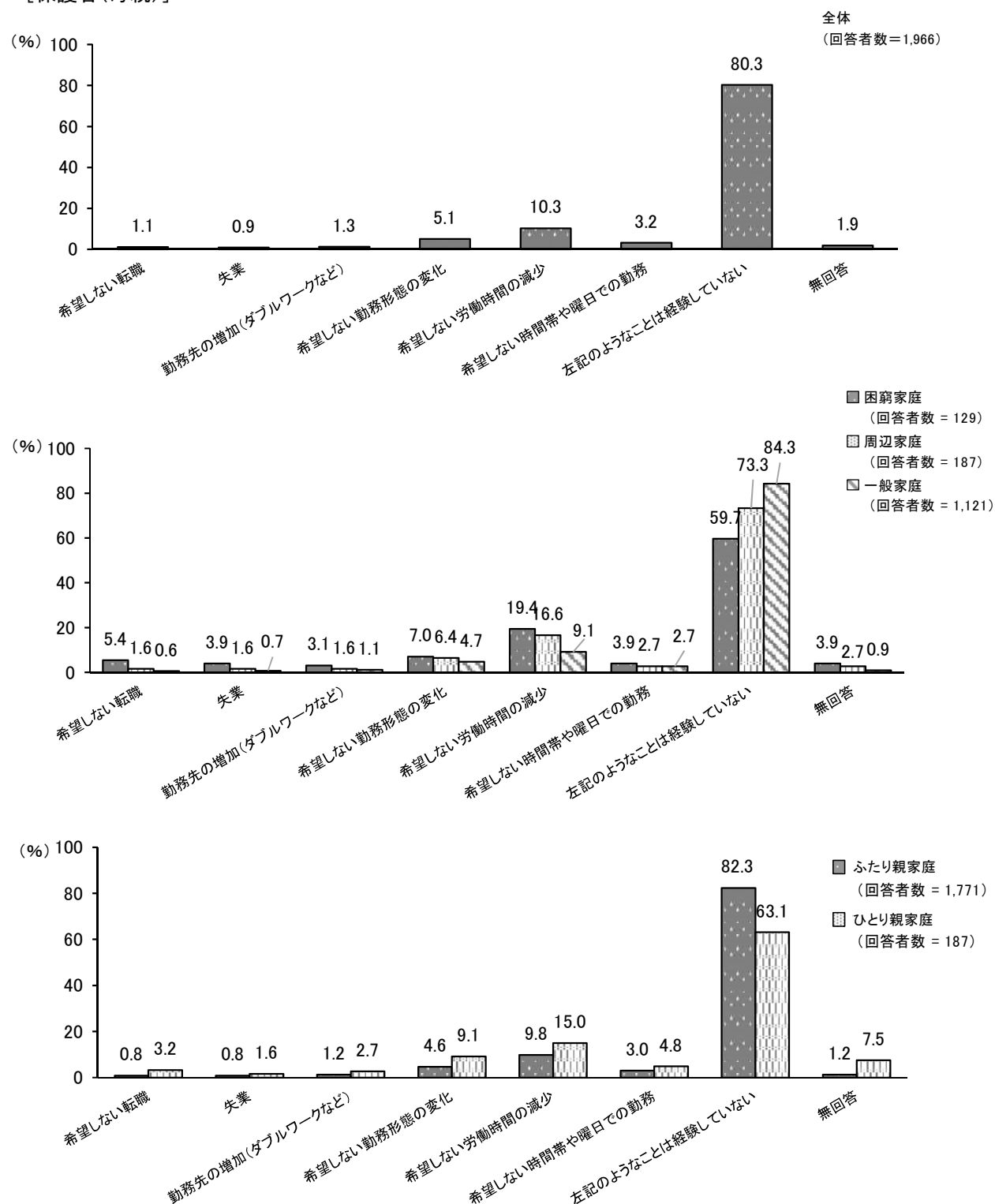


(カ) 新型コロナウイルス感染症の影響

○保護者（母親）の就労への影響

新型コロナウイルス感染症が母親の就労に及ぼす影響について、生活困難家庭、ひとり親家庭では、「希望しない労働時間の減少」や「希望しない勤務形態の変化」等と回答した割合が全体と比べて高くなっています。

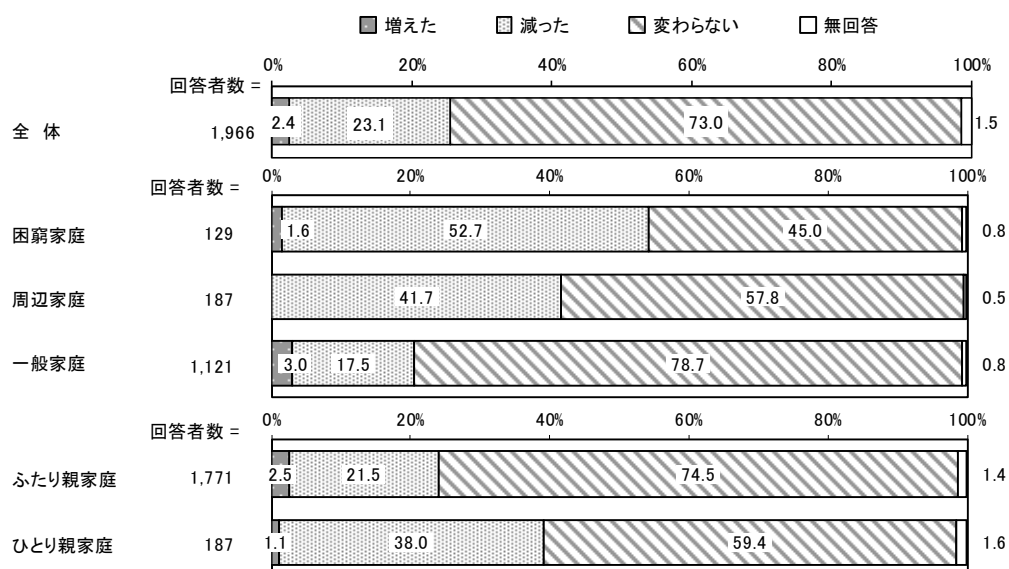
〔保護者（母親）〕



○世帯の収入への影響

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の収入が「減った」と回答した保護者の割合は、困窮家庭では 52.7%、周辺家庭では 41.7%、ひとり親家庭では 38.0%と、全体の 23.1%と比べて高くなっています。

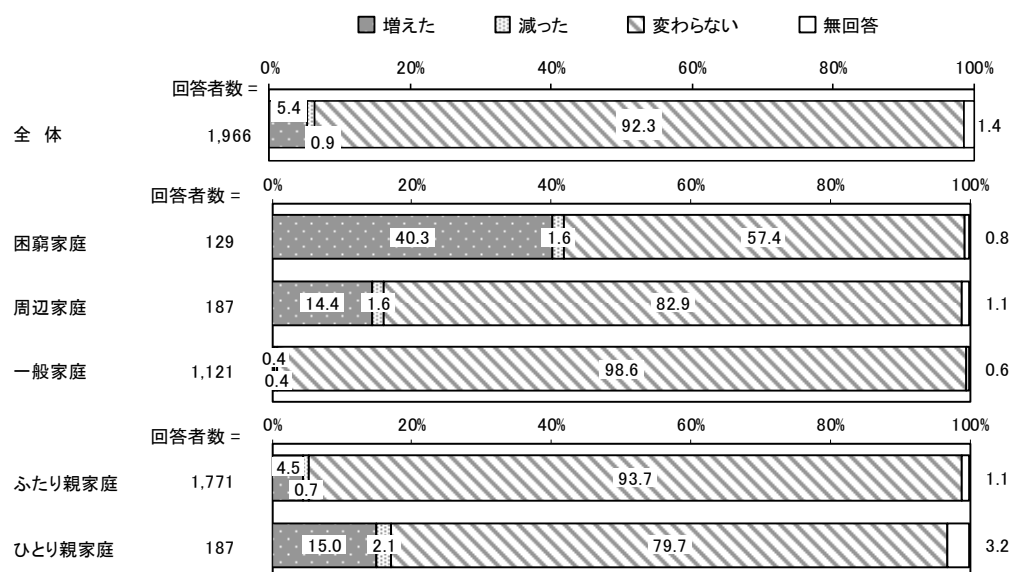
[保護者]



○食料や衣服が買えないこと

新型コロナウイルス感染症の影響で、お金が足りなくて必要な食料や衣服を買えないことが「増えた」と回答した保護者の割合は、困窮家庭では 40.3%、周辺家庭では 14.4%、ひとり親家庭では 15.0%と、全体の 5.4%と比べて高くなっています。

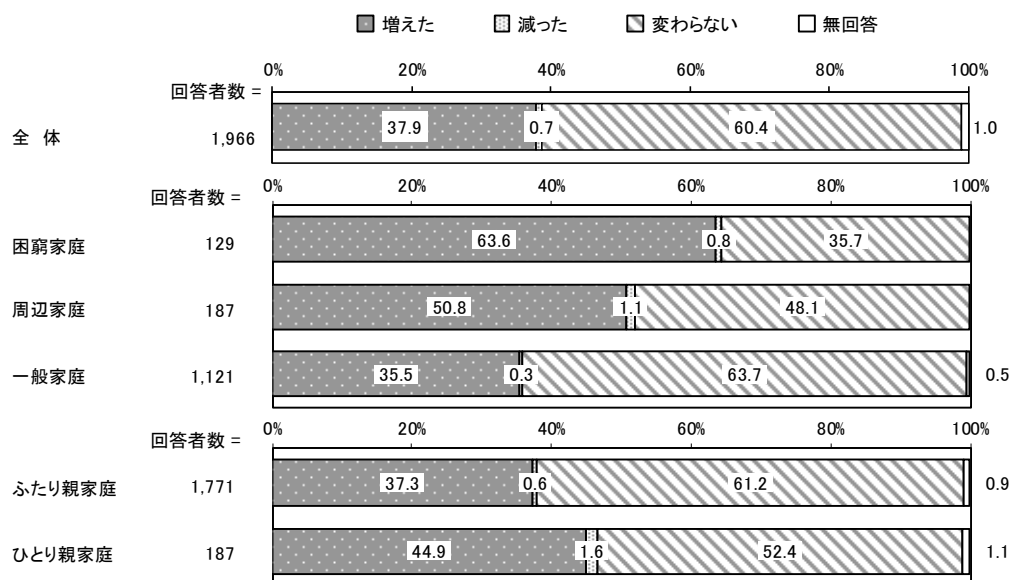
[保護者]



○保護者の精神面への影響

新型コロナウイルス感染症の影響で、自身がイライラや不安を感じたり気分が沈むことが「増えた」と回答した保護者の割合は、困窮家庭では 63.6%、周辺家庭では 50.8%、ひとり親家庭では 44.9%と、全体の 37.9%と比べて高くなっています。

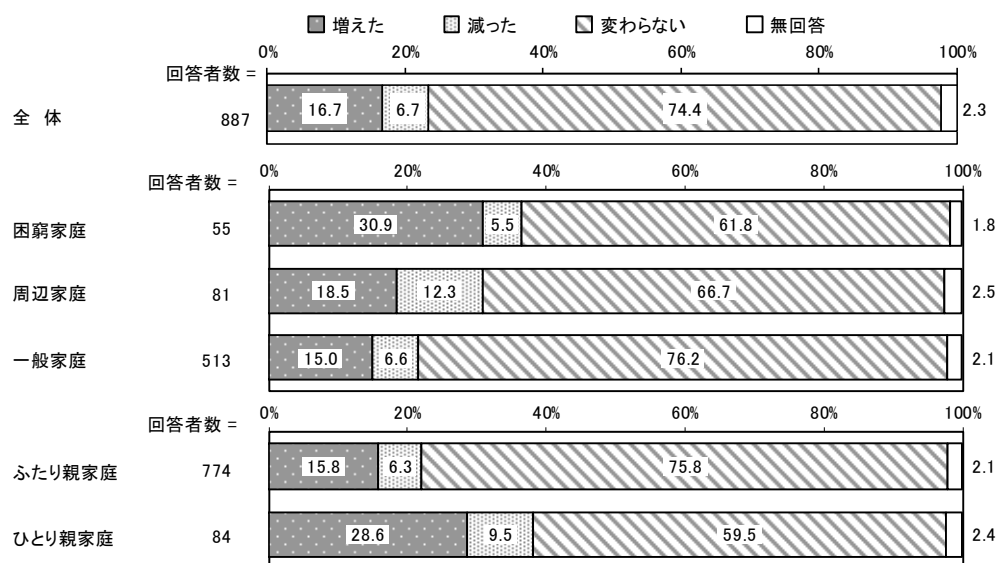
[保護者]



○子どもの学習面への影響

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校の授業がわからないと感じることが「増えた」と回答した小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では 30.9%、ひとり親家庭では 28.6%と、全体の 16.7%と比べて高くなっています。

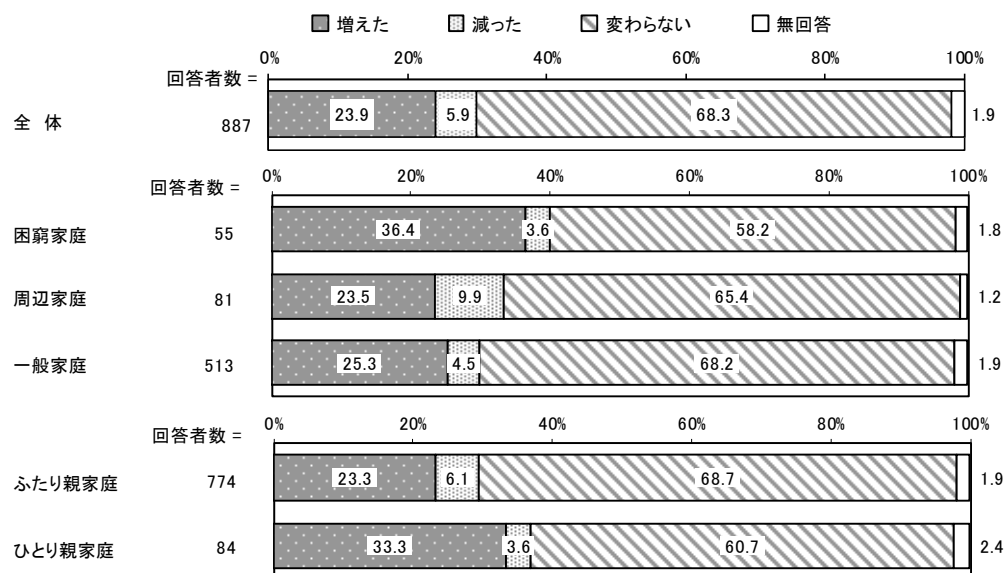
[小学5年生・中学2年生]



○子どもの精神面への影響

新型コロナウイルス感染症の影響で、イライラや不安を感じたり気分が沈むことが「増えた」と回答した小学5年生・中学2年生の割合は、困窮家庭では36.4%、ひとり親家庭では33.3%と、全体の23.9%と比べて高くなっています。

[小学5年生・中学2年生]



(キ) 支援の利用状況・ニーズ

○支援の利用状況・支援を利用していない理由

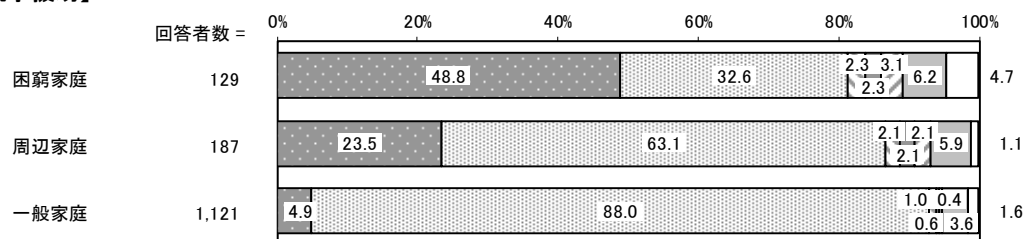
困窮家庭で、支援制度を「現在利用している・以前利用したことがある」と回答した割合は、就学援助*は48.8%、生活保護*は3.9%、生活困窮者の自立支援相談窓口（生活就労支援センター*「まいさぽ長野市」）は7.0%となっています。

困窮家庭で、「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」と「利用したいが、手続きがわからなかったり利用しにくいから」を合わせた回答は、就学援助は5.4%、生活保護は4.7%、「まいさぽ長野市」は10.1%となっています。

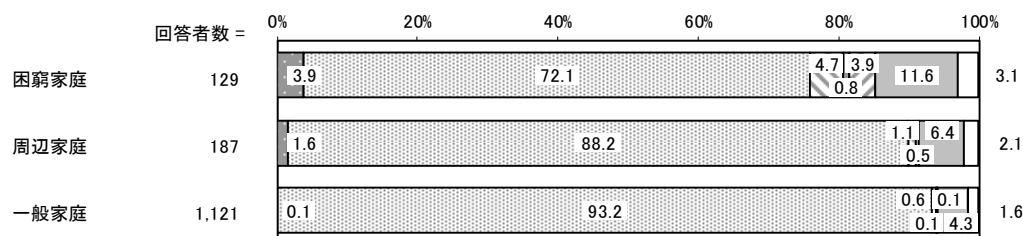
[保護者]

- ☒ 現在利用している・以前利用したことがある
- ☒ 制度の対象外(収入などの条件を満たさない)だと思うから
- ☒ 利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから
- ☒ 利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから
- ☒ 利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから
- ☒ それ以外の理由
- ☐ 無回答

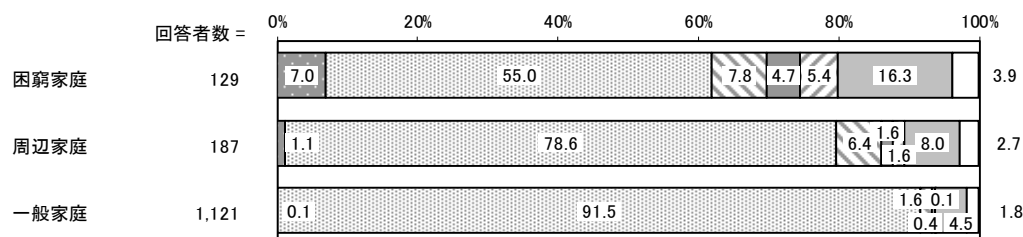
【就学援助】



【生活保護】



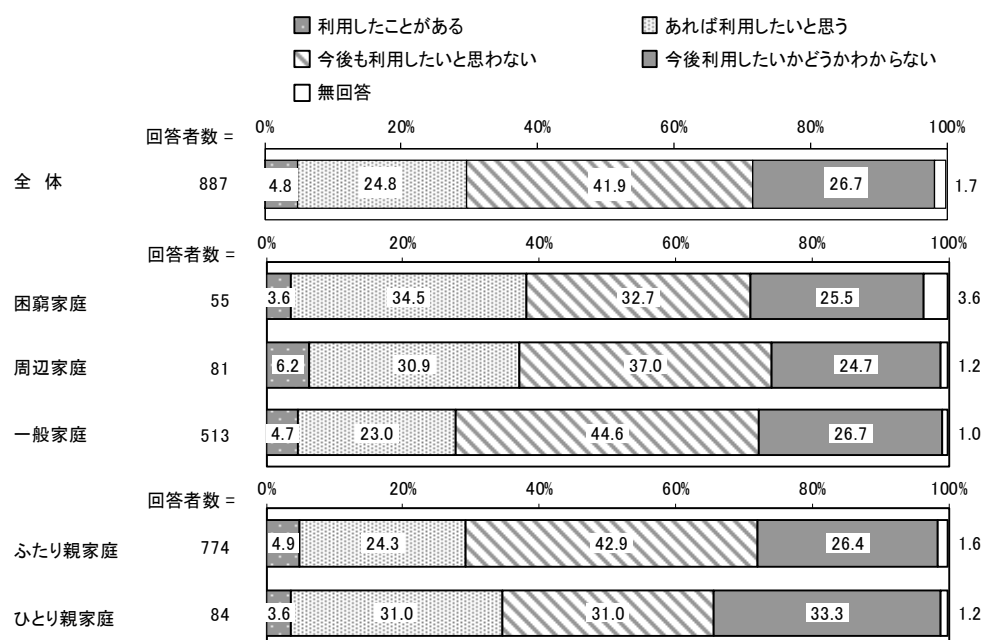
【生活困窮者の自立支援相談窓口「まいさぽ長野市」】



○夕飯を無料か安く食べることができる場所

小学5年生・中学2年生で、自分や友だちの家以外で夕ごはんを無料か安く食べることができる場所を「あれば利用したいと思う」と回答した割合は、全体では24.8%、困窮家庭では34.5%、ひとり親家庭では31.0%となっています。

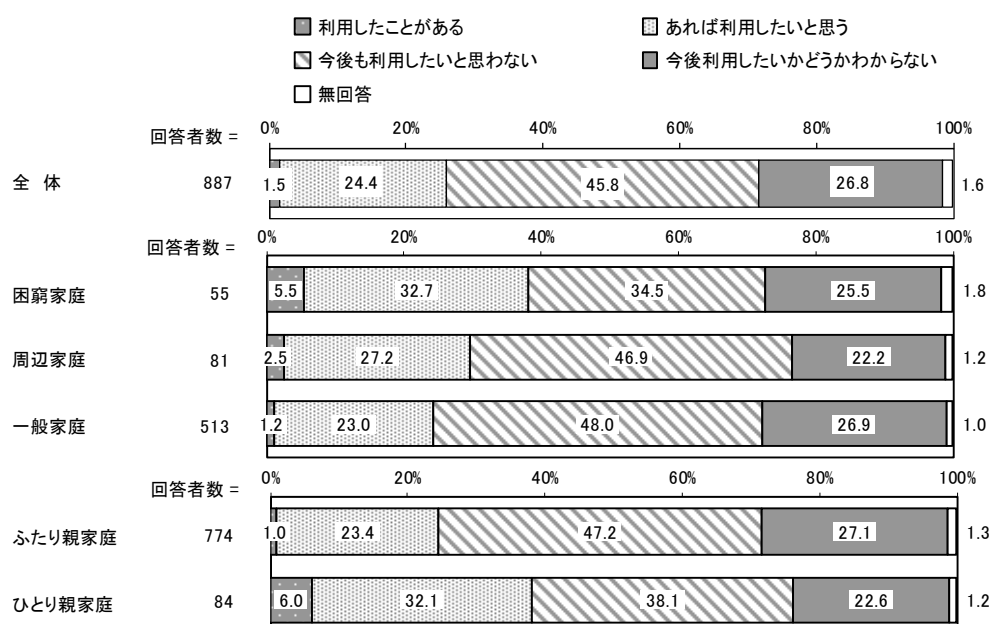
[小学5年生・中学2年生]



○勉強を無料でみてくれる場所

小学5年生・中学2年生で、大学生のボランティアなどが勉強を無料でみてくれる場所を「あれば利用したいと思う」と回答した割合は、全体では24.4%、困窮家庭では32.7%、ひとり親家庭では32.1%となっています。

[小学5年生・中学2年生]



参考 子供の貧困対策に関する大綱に定める「子供の貧困に関する指標」の本市の状況

指標			全国（直近値）		本市※	
教育の支援						
生活保護世帯に属する 子供	高等学校等進学率		93.7%	令和3年4月1日現在	—	
	高等学校等中退率		3.6%	令和3年4月1日現在	—	
	大学等進学率		39.9%	令和3年4月1日現在	36.8%	令和2年度卒業生
児童養護施設*の子供	中学校卒業後の進学率		96.4%	令和2年5月1日現在	—	
	高等学校等卒業後の進 学率		33.0%	令和2年5月1日現在	—	
ひとり親家庭の子供	就園率（保育所・幼稚園等）		81.7%	平成28年11月1日現在	—	
	中学校卒業後の進学率		95.9%	平成28年11月1日現在	—	
	高等学校等卒業後の進 学率		58.5%	平成28年11月1日現在	—	
全世帯の子供	高等学校中退率		1.1%	令和2年度	—	
	高等学校中退者数		34,965人	令和2年度	—	
スクールソーシャルワ ーカー*による対応実 績のある学校の割合	小学校		56.9%	令和2年度	44.4%	令和3年度
	中学校		61.7%	令和2年度	60.0%	令和3年度
スクールカウンセラー* の配置率	小学校		86.2%	令和2年度	100%	令和3年度
	中学校		91.8%	令和2年度	100%	令和3年度
就学援助*制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度書類を配布している市町村の割合）			81.1%	令和3年度	実施	令和4年度
新入学児童生徒学用品 等の入学前支給の実施 状況	小学校		83.7%	令和3年度	実施	令和4年度
	中学校		85.1%	令和3年度	実施	令和4年度
高等教育の就学支援新 制度の利用者数	大学		23.0万人	令和3年度	—	
	短期大学		1.6万人	令和3年度	—	
	高等専門学校		0.3万人	令和3年度	—	
	専門学校		7.0万人	令和3年度	—	
生活の安定に資するための支援						
電気、ガス、水道料金の 未払い経験	ひとり 親世帯	電気料金	14.8%	平成29年	7.5%	令和3年度
		ガス料金	17.2%		9.1%	令和3年度
		水道料金	13.8%		8.6%	令和3年度
	子供が ある全 世帯	電気料金	5.3%	平成29年	1.7%	令和3年度
		ガス料金	6.2%		1.7%	令和3年度
		水道料金	5.3%		2.3%	令和3年度

食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験	34.9%	平成 29 年	24.6%	令和 3 年度
		衣服が買えない経験	39.7%	平成 29 年	32.1%	令和 3 年度
	子供がある全世帯	食料が買えない経験	16.9%	平成 29 年	8.9%	令和 3 年度
		衣服が買えない経験	20.9%	平成 29 年	11.5%	令和 3 年度
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談	8.9%	平成 29 年	14.4%	令和 3 年度
		いざという時のお金の援助	25.9%	平成 29 年	24.6%	令和 3 年度
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談	7.2%	平成 29 年	—	
		いざという時のお金の援助	20.4%	平成 29 年	—	
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯		83.0%	令和 2 年	94.1%	令和 3 年度
	父子世帯		87.8%	令和 2 年	—	
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯		50.7%	令和 2 年	41.2%	令和 3 年度
	父子世帯		71.4%	令和 2 年	—	
経済的支援						
子供の貧困率※※	国民生活基礎調査*		13.5%	平成 30 年	—	
	全国家計構造調査*		8.3%	令和元年		
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査		48.1%	平成 30 年	—	
	全国家計構造調査		57.0%	令和元年		
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯		42.9%	平成 28 年度	64.9%	令和 3 年度
	父子世帯		20.8%	平成 28 年度		
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯		69.8%	平成 28 年度	49.7%	令和 3 年度
	父子世帯		90.2%	平成 28 年度		

※ 本市の「—」は状況を把握していないものです。

※※貧困率を算出している統計は、厚生労働省「国民生活基礎調査」と総務省「全国家計構造調査」の2つがあります。「子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令」等では、国民生活基礎調査の数値を「子どもの貧困率」としています。

3 本市の子どもや家庭を取り巻く課題

(1) 子どもの教育に関すること

- ・生活困難家庭の子どもは自宅に勉強をする場所がなく、特に困窮家庭の子どもは勉強や宿題をする時間が短い傾向にあり、塾や通信教育など学校以外の学習機会についても経済的な理由で利用することが限られています。
- ・ひとり親家庭では親が子どもの勉強をみる余裕がないといった状況にあります。
- ・ヒアリング調査でも、学習の習慣づけがなされておらず、学力に不安がある子どもがいるといった意見もありました。
- ・困窮家庭やひとり親家庭の子どもは、授業の理解度や成績が低い傾向にあり、大学への進学を希望する割合も低くなっています。
- ・親の低収入により十分な教育が受けられず、進学や就職が不利になり、子どもも収入の高い職に就けない、いわゆる「貧困の連鎖」に陥ることが懸念されます。

生活に困難を抱える子どもの学力や教育、進路の機会を保障するためには、乳幼児期の教育・保育を通じた支援や、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組、地域との協働による学習支援などを進めていくことが必要です。

対応する施策

個別施策 1-1～1-4

(2) 子どもや保護者の生活に関すること

ア 子どもの生活に関すること

- ・困窮家庭の子どもほど、食事や就寝などの基本的な生活習慣が整っていない傾向があるほか、テレビ等の視聴時間のルールを決めていなかったり、ゲームで遊ぶ時間が長い傾向にあります。
- ・また、博物館などの文化施設やスポーツ観戦に行った経験がない、スポーツや音楽の習い事に通えないなど、様々な体験の機会に恵まれていない状況もあります。
- ・家庭環境が整っていないことや保護者の養育力不足などにより、生活習慣が身につかない傾向にあり、生活習慣が整わないことで学習習慣が身につかず、学力が低くなることにもつながります。
- ・困窮家庭やひとり親家庭の子どもは、学校の部活動等への参加機会が限られ、人間関係や他人とのつながりを獲得しにくくなっているほか、親が子どもの相談相手になっていなかったり、自分の家が安心できる居場所になっていない傾向にあります。
- ・さらに、自分の将来に対する明るい展望が持てない、自分のことを好きだと思わないなど、困難を抱える子どもほど自己肯定感*が低い割合が高いといった状況も見られています。
- ・ヒアリング調査では、兄弟姉妹や親など家族の世話に追われる「ヤングケアラー」とみられる子どももいるといった意見もありました。

子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、生活習慣を定着させるための取組を進めるとともに、多様な体験をしたり様々な人と関わりを持つことで自己肯定感を育み、創造力を伸ばすことができるよう、地域全体で子育てを支援できる体制づくりや、困難を抱えている子どもに寄り添った多面的な支援が必要です。

対応する施策 個別施策 2-1～2-3

イ 保護者の生活に関すること

- ・ 困窮家庭やひとり親家庭の保護者ほど身近に相談相手がいない傾向があり、孤立している可能性があります。
- ・ また、精神的ストレスを抱えていたり、健康状態が不安定な保護者ほど生活が難しい状況にあることもうかがえます。
- ・ 必要な食料や衣料が買えなかったなどの生活上の困難の経験は、生活困難家庭やひとり親家庭ほど多くなっています。
- ・ ヒアリング調査からは、保護者自身の経験不足や知識不足、養育力の低さがあり、子どもとの関わり方が分からず、ネットの情報に依存しているといった意見や、核家族化等により孤立状態にあるがSOSを発信できない家庭もあるといった意見もありました。

妊娠・出産・乳幼児期では、母子保健の取組や幼稚園・保育所・認定こども園、地域の子育て支援などの場面で、学齢期では、学校をはじめ、放課後の居場所や地域における様々な子どもの居場所において、困難を抱えている可能性のある家庭や子どもに気づき、必要に応じて適切な支援につなげていく必要があります。

対応する施策 個別施策 2-1～2-3

(3) 保護者の就労に関すること

- ・ 生活困難家庭では保護者の非正規雇用の割合が高くなっており、労働環境が不安定なため低賃金になりやすい状況があります。
- ・ 特に、母親のひとり親家庭では、不安定な就労により生活困窮に陥るリスクが高くなっています。
- ・ また、精神的ストレスを抱えていたり健康状態が不安定な保護者ほど、就労も難しい状況にあります。

ひとり親だけでなく、ふたり親家庭を含め、生活に困難を抱える家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための自立に向けた就労支援や職業訓練、学び直しの支援が必要です。また、就労と子育てを両立させる支援策の充実が求められます。

対応する施策 個別施策 3-1～3-2

(4) 家庭の経済状況に関すること

- ・生活困難家庭やひとり親家庭ほど現在の暮らしの状況を「苦しい」と感じている割合が高く、必要な食料や衣服が買えなかったり、公共料金を支払えなかった経験があるなど、日常生活において生活費が不足している状況にあります。
- ・ヒアリング調査では、障害などの理由により金銭管理能力が低い保護者がいるという状況も聞かれました。

子どもが生まれた環境に左右されずに育つため、教育費の負担軽減のための支援や、家庭の生活の安定のための経済的支援を着実に実施するとともに、各種手当や助成制度等が子どもの生活環境の向上に確実に結びつくよう、関係機関と連携し周知や支援を行っていく必要があります。

対応する施策	個別施策4-1～4-2
--------	-------------

(5) 新型コロナウイルス感染症等の影響

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保護者のストレス増加など精神的な負担に加え、希望しない労働時間の減少などの就労面への影響や、収入の減少により食料や衣服、生理用品等の必需品が購入できないなど、経済的な負担が増えています。特に、生活困難家庭やひとり親家庭では、生活がさらに厳しくなっています。
- ・また、子どもの学習面や生活面、精神面にも影響を及ぼしており、困窮家庭やひとり親家庭で、影響を受けている割合が高くなっています。
- ・ヒアリング調査では、子ども同士、保護者同士の交流の機会の減少による経験不足や子どもの発達面への影響がみられるといった意見も聞かれています。
- ・加えて、本市特有の課題として、令和元年東日本台風（台風19号）災害により就労面や家計に影響を受けた家庭の割合は、困窮家庭でより多くなっています。

新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえながら、引き続き、教育・福祉・子育て支援等の取組の総合的な充実を図るとともに、社会情勢の変化に併せて施策や事業の在り方や内容を検討していく必要があります。

対応する施策	分野1～5の各施策において総合的に推進
--------	---------------------

(6) 制度の周知や市民への啓発、支援体制に関すること

- ・生活困難家庭の中には、子育てに関する相談の窓口や、支援制度についての情報や手続きの方法が分からなかったりして、必要な支援が届いていない可能性のある家庭があります。
- ・また、生活困難家庭やひとり親家庭の子どもほど、食事や学習に関する居場所の利用ニーズが高くなっています。

- ・ヒアリング調査でも、家庭や子どもに支援の情報を確実に届けられる情報発信が必要といった意見のほか、困難な状況を発信できない家庭や子どもの実態を把握できる仕組みづくりが必要という意見がありました。

困難を抱え、正に支援を必要とし、SOSを発信したい人や家庭に支援の情報を届け、孤立して不安や悩みを抱えることなく支援につながっていけるよう取り組むとともに、地域の支援団体との連携により子どもや家庭を支えていく必要があります。

対応する施策

個別施策5-1～5-3

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（目指す姿）

長野市に暮らす全ての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、前向きな気持ちで夢と希望を持って成長でき、地域や社会全体で子どもと家庭を見守り応援する、温かいまちの実現を目指します。

子どもたちは大きな可能性を持つかけがえのない存在であり、未来の長野市を創り、担う宝です。長野市に暮らす全ての子どもたちが、前向きな気持ちで成長できる社会の構築を目指していく必要があります。

一方で、家庭の経済的な事情など様々な要因によって、子ども自身の力では解決することが難しい困難を抱えている子どもが本市にも一定数おり、希望や意欲がそがれ、貧困が次の世代に引き継がれる、いわゆる「貧困の連鎖」に陥ることも懸念されます。

生活に困難を抱える子どもや家庭に対して適切な支援を実施することは、未来の長野市に貢献する人材を育成することにもつながります。子どもの「現在」と「将来」が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、常に子どもの最善の利益を第一に考えた、適切な支援を講じていく必要があります。

本計画では、全ての子どもと家庭が、地域や社会に見守られながら、「幸せ」を実感し夢や希望を持って安心して育つことができる、温かいまちの実現を目指します。

2 基本的な視点

大綱で示されている、子どもの貧困対策に関して分野横断的に取り組む基本的な方針を踏まえ、次の3つの視点を持って本計画を推進します。

- ① 親から子への貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指します。

将来を見据えた子どもへの支援とともに保護者の生活も支えることで、貧困の世代間連鎖を防止して、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

- ② 親の妊娠・出産、子育てから子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援体制を構築します。

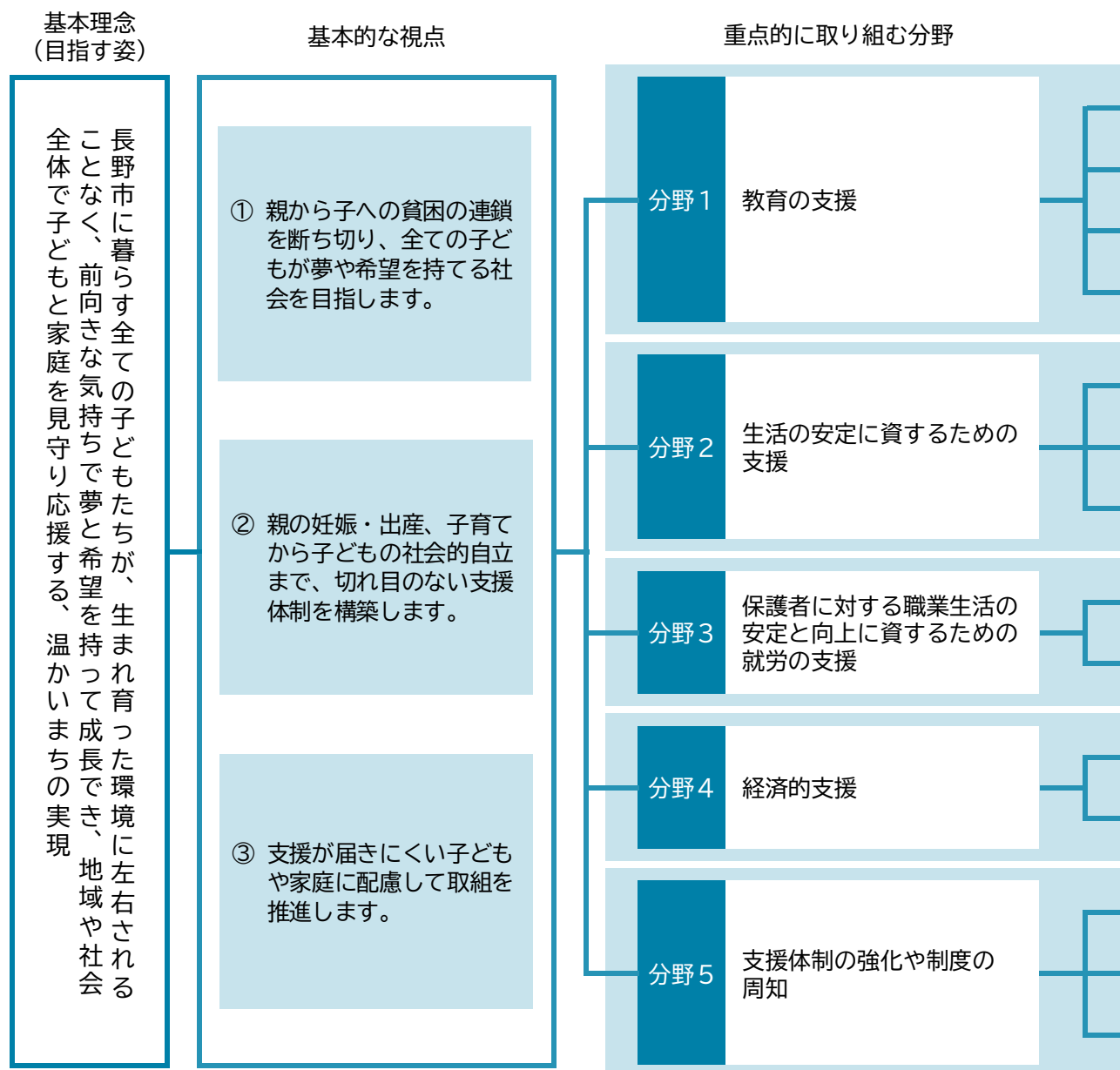
子どものライフステージに応じて、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくために、様々な支援機関とも連携して、切れ目のない重層的な支援体制づくりを推進します。

- ③ 支援が届きにくい子どもや家庭に配慮して取組を推進します。

親や子どもが自ら声を上げにくく、支援が届きにくい貧困の問題の本質を踏まえ、相談体制の充実や、早期発見・早期支援の体制づくりを推進します。

3 施策の体系

子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを整えるため、大綱を踏まえ、重点的に取り組む5つの分野を定め、各分野において施策を推進します。



個別施策

1-1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実

1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進

1-3 子どもの家庭環境等を踏まえた支援の充実

1-4 地域等と連携した学習支援の充実

2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援の充実

2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実

2-3 配慮を要する子どもの生活支援の充実

3-1 困窮家庭やひとり親家庭等への就労の支援

3-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくりの促進

4-1 教育費の負担軽減のための支援

4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減

5-1 子どもに関する相談体制の充実

5-2 子どもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化

5-3 制度の周知や市民の意識啓発

第4章 施策の展開（具体的な取組）

分野1 教育の支援

子どもたちが家庭の状況にかかわらず、質の高い幼児期の教育・保育や、学校教育を受け、健全な心身の発達を図りつつ、能力や可能性を伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。

幼児期の教育・保育や学校教育の充実に取り組むとともに、子どもの家庭環境等を踏まえた指導の充実や教育相談体制の充実、質の向上に取り組むことで、園や学校での気付きを契機に、生活に困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

さらに、生活困窮家庭やひとり親家庭の子ども等への学習支援の充実、進学を支援する取組の充実など、子どもの家庭状況に応じた支援を進めるとともに、地域等における学習支援体制の充実、地域との連携を進めることで、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

個別施策1－1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実

施策の方針

○生活に困難を抱える子どもの健やかな育ちや家庭の子育て環境の安定のために、年齢や発達に合わせた質の高い幼児期の教育・保育を提供します。

○幼児期の教育・保育の更なる質の向上や、小学校における学びとの接続を推進するとともに、関係機関と協働・連携しながら、貧困に起因する課題への早期の対応と継続的な支援を行います。

主な取組

1	幼児期の教育・保育環境の整備					保育・幼稚園課	
内容	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

2	幼児教育・保育の無償化					保育・幼稚園課	
内容	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

3	教育・保育施設等の職員配置の充実					保育・幼稚園課	
内容	基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の職員配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

4	保育士等職員の処遇改善					保育・幼稚園課	
内容	公定価格に基づく職員処遇改善を図り、公立保育所会計年度任用職員保育士等の賃金を含めた処遇改善に取り組むとともに、民間保育士等については国の方針に基づき実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

5	幼児教育アドバイザー（保育指導員）の育成					保育・幼稚園課	
内容	信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー（保育指導員）の育成及び資質向上に努めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

6	幼児教育アドバイザー（保育指導員）による巡回指導					保育・幼稚園課	
内容	教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行うとともに、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

7	幼保小連携会議					保育・幼稚園課 学校教育課	
内容	幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市立小学校での接続期カリキュラム*に基づく実践を通して、幼児教育から小学校教育へのより円滑な接続について研究を進めるとともに、接続期カリキュラムの改善を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				

個別施策1－2 学力の定着・向上に向けた教育の推進

施策の方針

○家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が定着し向上するよう、教職員研修の充実や、子どもたちの「自学自習の資質能力」の伸張を支援するための取組を推進します。

主な取組

8	教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施					学校教育課	
内容	教職員のキャリアステージに応じた教育センター研修講座を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組みます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

9	指導主事による学校訪問支援					学校教育課	
内容	授業の改善充実に向け、各校のニーズに応じて、指導主事が学校に直接出向いて研修を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

10	I C T*機器や学習支援ソフトの効果的な活用					学校教育課	
内容	指導主事による端末活用研修会や、教育センター研究委員による I C T活用授業等を実施し、 I C Tを活用した子どもの学びを推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

11	各種調査結果を踏まえた指導や教育課程の改善・充実					学校教育課	
内容	子どもの学力向上や体力向上に向け、全国学力・学習状況調査等の調査結果を踏まえた指導の改善充実に取り組みます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

12	人権教育・道徳教育の充実					学校教育課	
内容	子どもが豊かな人権感覚などを育むことができるよう、教育活動全体を通じた日常的な人権教育・道徳教育の充実に取り組みます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

個別施策1－3 子どもの家庭環境等を踏まえた支援の充実

施策の方針

○子どもの家庭環境等を踏まえた指導の充実や、スクールソーシャルワーカー*をはじめ学校内外の教育相談体制の充実や質の向上、関係機関との連携に取り組むことで、学校等での気付きを契機に生活に困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

主な取組

13	スクールソーシャルワーカーによる支援					学校教育課	
内容	不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

14	スクールカウンセラー*による支援					学校教育課	
内容	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣します。(県事業)						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

15	特別支援教育支援員の配置					学校教育課	
内容	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、日常生活上の介助や学習支援等を行う、特別支援教育支援員を市立小・中学校に配置します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

16	特別支援教育巡回相談員					学校教育課	
内容	臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校への巡回相談を行い、主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

17	幼保小連絡会議、小中連絡会					学校教育課	
内容	幼稚園、保育所、認定こども園及び障害児通所支援事業所から小学校への接続や中学校就学等が円滑に行われるよう、情報交換を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

18	教育支援委員会					学校教育課	
内容	様々な特性のある幼児・児童・生徒に関し、保健、医療及び教育に携わる委員による就学相談並びに就学判断を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

19	日本語巡回指導員等の派遣					学校教育課	
内容	外国籍等児童生徒への日本語指導の充実を図るため、市内８校に日本語指導教室を設置し、日本語巡回指導員等の派遣を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

20	医療的ケア看護職員の配置					学校教育課	
内容	医療的ケアが必要な児童生徒の、療養上の世話または診療の補助に従事する医療的ケア看護職員を市立小・中学校に配置します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

個別施策1－4 地域等と連携した学習支援の充実

施策の方針

○子どもたちが自分の将来について主体的に考え、実社会で活躍するために求められる職業観や倫理観を身に付けることを目指し、地域、企業等と連携・協働して、キャリア教育*を推進します。

○生活困窮家庭、ひとり親家庭等の子どもを対象に学習支援事業を実施するとともに、生活に困難を抱える家庭の子どもの社会的自立のために、民間団体やNPO*等との連携・協働により学習支援の充実を図ります。

主な取組

21	キャリア教育の推進					学校教育課	
内容	産・学・官・公・民が連携しながら、キャリア教育支援懇談会を開催するなど発達段階に応じたキャリア教育の向上を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

22	生活困窮者学習支援事業					生活支援課	
内容	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

23	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○※	○			

※小学4年生から

24	こども食堂*への支援					こども政策課 生活環境課	
内容	公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、こども食堂の運営を支援します。 また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

25	拠点となる子どもの居場所整備事業【令和4年度新規事業】					こども政策課	
内容	民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

分野2 生活の安定に資するための支援

子どもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。家庭の経済状況にかかわらず、社会的に孤立せずに安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や安心して就労できる子育て支援など、切れ目ない支援を行います。

また、配慮を要する子どもや家庭の個別に抱える状況や課題等に対応して必要な支援につなげていくため、関係機関との連携や相談窓口の充実等を推進し、生活基盤の安定を図ります。

個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実

施策の方針

○家庭の経済状況にかかわらず安心して妊娠・出産、子育てができるよう、不安や悩みを抱える妊産婦や家族に対する支援の充実を図り、妊娠期、乳幼児期から思春期にかけての切れ目ない子ども・子育て支援を推進します。

○母子保健の取組や、幼稚園・保育所・認定こども園、地域の子育て支援等の各場面において、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、必要に応じて適切な支援につなげていきます。

主な取組

26	こども総合支援センター「あのえっと」【令和4年度新規事業】						こども総合支援センター
内容	子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児、発達、貧困、いじめ、不登校、学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じます。電話、メール、窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

27	子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化【令和4年度新規事業】					こども総合支援センター	
内容	子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

28	チャットボット*による相談対応【令和4年度新規事業】					こども政策課	
内容	SNS*のチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

29	子育て世代包括支援センター（ながの版ネウボラ*）					保健所健康課	
内容	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

30	妊娠届出書提出時の母子保健コーディネーターによる面談					保健所健康課	
内容	妊婦が安心して妊娠・出産を迎え、その後の子育て期にも切れ目なく相談体制が継続できるよう、保健センター等での妊娠届出書の提出時に、主に母子保健コーディネーターが直接面談し、母子保健サービスについて説明します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

31	妊婦一般健康診査					保健所健康課	
内容	全ての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認します。また、多胎児を妊娠した妊婦に対し、通常の健診に追加して5回までの健診費用を補助します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

32	産婦健康診査					保健所健康課	
内容	出産後間もない産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等）を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

33	産後ケア事業					保健所健康課	
内容	医療機関または助産所において母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

34	乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）					保健所健康課	
内容	生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

35	乳幼児健康診査					保健所健康課	
内容	子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

36	乳幼児健康教室					保健所健康課	
内容	乳幼児の発達の節目にあたる時期に、子どもの発育・発達の状況を保護者と一緒に確認し、日常の育児に関する相談支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

37	妊産婦・乳幼児健康相談					保健所健康課	
内容	妊娠・出産期から乳幼児期の健康や育児に関することについて、保健師が相談に応じます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					

38	養育支援訪問事業					保健所健康課 子育て家庭福祉課	
内容	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等、保護者、妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や家事支援等を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

39	子育てコンシェルジュ					保育・幼稚園課	
内容	日常的な相談場所として2か所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策を一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないだり、子育て情報の案内を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

40	地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）					保育・幼稚園課	
内容	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

41	親子関係スキルアップ事業					こども総合支援センター	
内容	子どもの行動の理解の仕方を学び、前向きに子育てに取り組めることを目標に、ペアレント・トレーニング*の手法による講座を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

42	子ども家庭総合支援拠点*					子育て家庭福祉課	
内容	子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

個別施策２－２ 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実

施策の方針

○経済的な困窮やひとり親、就労や家庭、心身の問題など複合的な課題を抱える家庭や保護者の状況に応じた悩みに対応し、自立や生活の安定につなげられるよう、相談支援体制の充実や関係機関との連携を図ります。

○保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、各種助成や手当等の家計の安定を図るための支援や、住まいや衣類、育児用品を確保するための支援などにより、家庭の生活基盤の安定や自立を図ります。

主な取組

43	生活困窮者自立相談支援事業（生活就労支援センター*「まいさぽ長野市」）					生活支援課	
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット*」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○	○	○

44	生活保護受給者等就労自立促進事業（福祉・就労支援コーナー「ジョブ縁ながの」）					生活支援課	
内容	市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口を市役所内に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介等を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○	○	○

45	母子・父子・寡婦相談					子育て家庭福祉課	
内容	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

46	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

47	女性相談					子育て家庭福祉課 人権・男女共同参画課	
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV*）など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

48	母子生活支援施設*					子育て家庭福祉課	
内容	母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童とともに入所・保護し、自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

再掲 1	幼児期の教育・保育環境の整備					保育・幼稚園課	
内容	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

49	ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮					保育・幼稚園課	
内容	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

50	放課後子ども総合プラン					こども政策課	
内容	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

51	ファミリー・サポート・センター					保育・幼稚園課	
内容	子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝いができる人、両方を兼ねる人に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフレッシュ等のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

52	ショートステイ事業					子育て家庭福祉課	
内容	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設*等において一定期間預かり、養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

53	トワイライトステイ事業					子育て家庭福祉課	
内容	保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設*等において一時的に預かり、養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

54	要支援母子栄養食品支給事業					保健所健康課	
内容	生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児に必要な粉ミルク等を給付します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○※					

※体重制限あり

55	市営住宅入居者募集の優先区分					住宅課	
内容	中学校卒業前の子どもがいる子育て世帯に対して市営住宅の優先入居申込資格を与えます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

56	リユース品の提供・交換					こども広場 リサイクルプラザ	
内容	使用しなくなった子ども用の衣類、育児用品などを受け入れ、希望者に対して提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

個別施策2－3 配慮を要する子どもの生活支援の充実

施策の方針

○家事や家族の世話を子どもが日常的に行う家庭、不登校、障害、虐待、ひとり親家庭など、経済的な困窮に加えて様々な困難の要因がある家庭において、子どもが個別に抱える状況や課題等に対応して必要な支援につなげていくため、相談窓口の充実や関係機関との連携等を推進します。

○子どもたちが家庭環境や経済的状況にかかわらず、その能力や可能性を伸ばすことができるよう、体験や活動の機会の提供、生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

主な取組

57	子ども・若者ケアラー支援【令和4年度新規事業】						子育て家庭福祉課
内容	子ども・若者ケアラー（ヤングケアラー）について、関係者や地域住民の理解促進のための啓発等を行うことで社会的認知度の向上を図り、早期発見や支援につなげます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○	○	

58	中間教室*						学校教育課
内容	不登校傾向または不登校状態にある児童生徒に対し、基本的な生活習慣の改善等の相談・支援を行い、児童生徒の社会的な自立に向けて個々の状態に応じた支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

59	フリースクール*等民間団体との連携・協働						学校教育課
内容	民間団体・企業・NPO法人等と連携・協働し、不登校児童生徒の社会的自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

60	児童発達支援					障害福祉課	
内容	児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

61	医療型児童発達支援					障害福祉課	
内容	肢体不自由等のある障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

62	放課後等デイサービス					障害福祉課	
内容	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

63	保育所等訪問支援					障害福祉課	
内容	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○※				

※小学1年生

64	障害児相談支援事業・計画相談支援					障害福祉課	
内容	指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援するとともに、利用計画の質の向上を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

65	障害児自立サポート事業					障害福祉課	
内容	障害児が自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での介護負担を軽減します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

66	社会的養護出身の若者自立支援【令和4年度新規事業】					子育て家庭福祉課	
内容	長野県社会福祉協議会等と連携して、児童養護施設*や里親*など社会的養護出身の若者の住居確保や就労等の支援を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
						○	

67	里親委託事業					子育て家庭福祉課	
内容	新たな里親の開拓に向け県や関係団体等と連携を図り、様々な事情で心身ともに傷ついた子どもを、家庭的な雰囲気の中で養育する里親への支援を進めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

68	要保護児童対策地域協議会*					子育て家庭福祉課	
内容	要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦*への適切な支援を図るため、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		

再掲 47	女性相談					子育て家庭福祉課 人権・男女共同参画課	
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV*）など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

再掲 48	母子生活支援施設*					子育て家庭福祉課	
内容	母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所・保護し、自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

再掲 22	生活困窮者学習支援事業					生活支援課	
内容	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

再掲 23	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○※	○			

※小学4年生から

再掲 13	スクールソーシャルワーカー*による支援					学校教育課	
内容	不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

再掲 14	スクールカウンセラー*による支援					学校教育課	
内容	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣します。(県事業)						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

再掲 24	こども食堂*への支援					こども政策課 生活環境課	
内容	公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力をを行い、こども食堂の運営を支援します。 また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

再掲 25	拠点となる子どもの居場所整備事業【令和4年度新規事業】					こども政策課	
内容	民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

69	「生理の貧困」問題への対応					福祉政策課	
内容	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○	○	○

再掲 50	放課後子ども総合プラン					こども政策課	
内容	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

70	子どもの多様な体験の機会の提供					スポーツ課 文化財課 博物館	
内容	家庭環境に左右されずに子どもが多様な体験の機会を持てるよう、市民プールや松代文化施設、博物館等の毎週土曜日等の小中学生の利用料や入館料を無料にします。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

71	子どもわくわく体験事業補助金					家庭・地域学びの課	
内容	地域での子どもの体験活動の機会が増えるよう支援することを目的として、子どもの体験活動を内容とする事業に対して、その経費の一部を補助します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

72	親子学級					家庭・地域学びの課	
内容	市立公民館・交流センターにおいて、親子の学びをテーマにした親子学級を実施して親子で学べる場の充実を図り、基本的な生活習慣を培う場である家庭の教育力の向上を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

73	食育の推進					保健所健康課ほか	
内容	将来、社会活動を営むための基礎となる心身の健康の保持・増進を図るため、母子保健事業や幼稚園・保育所・認定こども園・学校の各場面において、発育・発達に応じた食育を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○			○

分野3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親のみならず、ふたり親家庭についても、生活が困難な状態にある家庭については、親の状況に合った就労支援が必要です。保護者が安心して就労できるよう、子育て支援や就労環境の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる相談支援に加え、職業訓練や学び直しに係る各種助成や手当等の家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

また、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境確保の促進を図ります。

個別施策3-1 困窮家庭やひとり親家庭等への就労支援

施策の方針

○保護者が自立に向けて生活の見通しを持てるよう、生活に困難を抱える家庭やひとり親家庭など個々の状況に応じて、安定した就労に向けた相談や情報提供、各種手当により、支援を推進します。

○保護者が安心して就労し、仕事と子育ての両立により家庭の自立につながるよう、子育て家庭の様々なニーズに対応した保育サービスなどの環境整備を推進します。

主な取組

74	職業相談室					商工労働課雇用促進室	
内容	仕事に関する悩みがある方に、適職支援やカウンセリング、情報提供を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○	○	○

75	トライアル雇用者常用雇用促進奨励金					商工労働課雇用促進室	
内容	安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用奨励金等により試行的に雇用した者を引き続き雇用する事業者に対し、奨励金を交付します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

再掲 44	生活保護受給者等就労自立促進事業（福祉・就労支援コーナー「ジョブ縁ながの」）					生活支援課	
内容	市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口を市役所内に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介等を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

再掲 43	生活困窮者自立相談支援事業（生活就労支援センター*「まいさぽ長野市」）					生活支援課	
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット*」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○	○	○

76	自立支援教育訓練給付金					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭の親が、経済的に自立するための就業に結びつく特定の講座を受講する際に、受講料の一部を給付します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

77	高等職業訓練促進給付金					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭の親が、就職の際に有利な資格を取得するための養成機関で修業する期間中、訓練促進費を給付します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

再掲 45	母子・父子・寡婦相談					子育て家庭福祉課	
内容	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

78	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業					子育て家庭福祉課	
内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために対策講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
					○		○

再掲 1	幼児期の教育・保育環境の整備					保育・幼稚園課	
内容	安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

再掲 49	ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮					保育・幼稚園課	
内容	ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

79	延長保育事業					保育・幼稚園課	
内容	早朝や夕刻の保育ニーズに対応するため、11 時間開所を超える延長保育を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

80	夜間保育事業					保育・幼稚園課	
内容	保護者の夜間の就労に対応するため、夜間保育を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

81	一時預かり事業					保育・幼稚園課	
内容	保護者の就労や求職活動等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための子育て支援として、保育所等で一時的に児童を預かります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

82	病児・病後児保育事業					保育・幼稚園課	
内容	病児または病後児を医療機関の専用のスペースで看護師・保育士等の専門職員が預かります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

再掲 50	放課後子ども総合プラン					こども政策課	
内容	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

再掲 51	ファミリー・サポート・センター					保育・幼稚園課	
内容	子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝いができる人、両方を兼ねる人に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフレッシュ等のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

再掲 52	ショートステイ事業					子育て家庭福祉課	
内容	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設*等において一定期間預かり、養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

再掲 53	トワイライトステイ事業					子育て家庭福祉課	
内容	保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設*等において一時的に預かり、養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

再掲 47	女性相談					子育て家庭福祉課 人権・男女共同参画課	
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV*）など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

個別施策3-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくりの促進

施策の方針

○子育てと仕事の両立や多様な働き方の推進に向け、経済団体等との連携による意識啓発や、事業者等へ働きかけなどにより、職場環境の整備への支援を図ります。

主な取組

83	子育て支援事業所連絡協議会						こども政策課
内容	ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、市内の経済団体等により構成される長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした講演会などを開催します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

84	子育て雇用安定奨励金交付事業						商工労働課雇用促進室
内容	仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所に対し、奨励金を交付します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

85	男女共同参画優良事業者表彰						人権・男女共同参画課
内容	性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から働く人がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

分野4 経済的支援

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず家庭の日々の生活を安定させる観点から重要です。子どもの教育、子育てにかかる費用の負担軽減のための支援を着実に実施するとともに、支援の周知の強化を図り、その効果を高めていきます。

個別施策4－1 教育費の負担軽減のための支援

施策の方針

○家庭の教育費負担軽減に向けた支援を着実に実施するとともに、負担軽減に係る制度の周知の強化により、対象となる家庭の利用促進を図ります。

主な取組

86	就学援助*（要保護児童援助、要保護生徒援助）						教育委員会総務課
内容	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯の児童生徒の保護者に対し、援助費を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

87	就学援助（準要保護児童援助、準要保護生徒援助）						教育委員会総務課
内容	経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯に準ずると認定された世帯の児童生徒の保護者に対し、援助費を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

88	小学生特別支援教育就学奨励、中学生特別支援教育就学奨励						教育委員会総務課
内容	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、経済的状况に応じて就学奨励費を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

89	奨学金（長野市奨学基金）					教育委員会総務課	
内容	経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
					○		

90	入学準備金貸付【令和4年度新規事業】					教育委員会総務課	
内容	高校等（高校、特別支援学校の高等部、高等専門学校等）への入学に要する費用の調達が困難な、入学予定の生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
				○			

91	生活保護*（教育扶助）					生活支援課	
内容	生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材代、学校給食費等を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

92	生活保護（高等学校等就学費）					生活支援課	
内容	生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材代、入学料等を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
					○		

93	ひとり親家庭児童高等学校通学費援護金					子育て家庭福祉課	
内容	高等学校等に通学するひとり親家庭の児童の通学費の一部を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
					○		

再掲 46	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

個別施策4－2 子育てにかかる経済的負担の軽減

施策の方針

○子どもの健康や支援制度利用等にかかる費用の負担軽減を実施するとともに、必要な家庭に支援の情報を確実に届け、支援・サービスを利用できるように、その周知の強化を図ります。

主な取組

94	児童手当					子育て家庭福祉課	
内容	中学校修了前の児童を養育している人に手当を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

95	児童扶養手当*					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている母、父または養育している人に手当を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

96	児童扶養手当現況届の受付時間の延長					子育て家庭福祉課	
内容	8月の平日の児童扶養手当現況届の窓口受付時間の延長（午後7時まで）を行うことで、日中仕事を休みにくいひとり親の利便性を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		(○)	(○)	(○)			○

97	福祉医療制度					福祉政策課	
内容	子ども、障害者（児）及びひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○※1		○※2

※1 障害児（20 歳未満） ※2 ひとり親家庭

98	福祉医療費資金貸付制度					福祉政策課	
内容	子ども、障害者（児）及びひとり親家庭の福祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払が困難な人を対象に、福祉医療費の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○※1		○※2

※1 障害児（20 歳未満） ※2 ひとり親家庭

再掲 2	幼児教育・保育の無償化					保育・幼稚園課	
内容	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

99	教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付を行う事業					保育・幼稚園課	
内容	世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設へ保護者が支払う費用（副食材料費、教材費等）を助成します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

100	多子世帯の保育料軽減					保育・幼稚園課	
内容	第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

101	放課後子ども総合プラン利用料の減免					こども政策課	
内容	家庭の経済的な事情や地域性、きょうだいが同時に利用する場合に利用料を減免します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				

102	特別児童扶養手当					障害福祉課	
内容	精神または身体に障害のある児童の福祉の向上に役立てるため、児童を養育する人に手当を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○※		

※20歳未満

103	障害児福祉手当					障害福祉課	
内容	常時介護を必要とする在宅の障害児に、その障害によって生じる経済的負担軽減の一助として手当を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○※		

※20歳未満

104	重度心身障害児福祉年金					障害福祉課	
内容	家庭において重度障害児を養育している保護者に養育に必要な費用の一部を支給し、在宅生活の安定を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○※		

※20歳未満

105	不妊治療費助成事業					保健所健康課	
内容	医療保険の適用となる不妊治療の中でも、高額な負担となる体外受精や顕微授精及び男性不妊治療の自己負担分に対して、1回の治療につき3分の1を補助し、治療を希望される方を支援します。						
対象※	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者

※不妊に悩む夫婦（事実婚も対象）

106	助産事業					子育て家庭福祉課	
内容	保健上入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けられない場合に、助産施設への入所費用を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

再掲 69	「生理の貧困」問題への対応					福祉政策課	
内容	経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○	○	○

107	家庭ごみ処理手数料の減免					生活環境課	
内容	3歳未満の乳幼児がいる家庭に、出生届時、可燃ごみ指定袋 30ℓを3年分 90枚交付します。(転入者には月齢に応じた枚数)						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

108	ひとり親家庭ワンストップ相談会					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		(○)	(○)	(○)	(○)		○

109	ながの子育て家庭優待パスポート					子育て家庭福祉課	
内容	企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

分野5 支援体制の強化や制度の周知

子どもや保護者が安心して生活できるよう、子どもに関する相談体制の充実や制度の周知に取り組むとともに、困難を抱える子どもや家庭を、切れ目なく制度や支援に確実につなげていく体制を推進するため、子どもや子育て支援に関わる地域、関係団体、行政の連携を強化します。

また、社会全体が子どもの貧困に対する理解を深め、子どもを応援するという機運を高めるとともに、子どもの貧困の早期発見や早期支援につなげられるよう、市民や子どもの支援に関わる団体の意識啓発を積極的に進めます。

個別施策5－1 子どもに関する相談体制の充実

施策の方針

- 子どもや保護者などからの様々な相談に包括的・総合的に対応できるよう、相談窓口のワンストップ化や充実を図り、困難を抱える子どもとその家庭が孤立することなく安心して生活できる環境を整えます。

主な取組

再掲26	こども総合支援センター「あのえっと」【令和4年度新規事業】						こども総合支援センター
内容	子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児、発達、貧困、いじめ、不登校、学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じます。電話、メール、窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲27	子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化【令和4年度新規事業】						こども総合支援センター
内容	子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲 28	チャットボット*による相談対応【令和4年度新規事業】					こども政策課	
内容	SNS*のチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲 29	子育て世代包括支援センター（ながの版ネウボラ*）					保健所健康課	
内容	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

再掲 39	子育てコンシェルジュ					保育・幼稚園課	
内容	日常的な相談場所として2か所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策を一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないだり、子育て情報の案内を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

再掲 40	地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）					保育・幼稚園課	
内容	こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

再掲 43	生活困窮者自立相談支援事業（生活就労支援センター*「まいさぼ長野市」）					生活支援課	
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット*」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○	○	○

110	発達相談支援センター					障害福祉課	
内容	相談支援専門員を北部・南部の相談支援センターに集約配置し、18 歳までの子どもの障害に関する相談を総合的・包括的に受け付け、相談支援体制の連携を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

再掲 42	子ども家庭総合支援拠点*					子育て家庭福祉課	
内容	子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲108	ひとり親家庭ワンストップ相談会					子育て家庭福祉課	
内容	ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		(○)	(○)	(○)	(○)		○

個別施策5-2 子どもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化

施策の方針

○子どもや家庭にとって身近な場所である地域で、その悩みや困り事に気付き、確実に支援につなげるネットワークづくりを推進します。

○困り事の内容によらず切れ目なく制度や支援につなげる体制を強化するため、地域、子育て支援に関わる団体、行政等の機関が連携して、重層的な支援体制の充実を図ります。

主な取組

111	子育て支援団体のネットワーク形成						こども政策課
内容	ながの子ども・子育てフェスティバルの開催を通じて、子育て支援団体間の連携強化・ネットワーク形成を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

112	地域福祉ワーカー*の活動支援						福祉政策課 社会福祉協議会
内容	地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区の地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

113	民生委員・児童委員*等の活動支援						福祉政策課 社会福祉協議会
内容	民生委員・児童委員等に対し、研修機会や情報交換の場の提供、活動に関する冊子の配付などを行い、その活動を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

114	子ども見守り事業						子育て家庭福祉課
内容	市と市内郵便局との「地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定」に基づき、郵便局の事業活動の中で子どもに気になることがあった際に必要に応じて市が連絡を受け、支援につなげます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

115	子どもの貧困庁内連絡会議					子育て家庭福祉課	
内容	子どもの貧困について、庁内関係所属が共通認識を持ち、情報の共有と施策の連携を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

116	生活困窮者自立支援庁内連携会議					生活支援課	
内容	生活困窮者の自立支援のための施策を横断的取組によって総合的に推進するため、庁内関係各課の連携を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

117	若者自立支援ネットワーク会議					商工労働課雇用促進室	
内容	関係機関により若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携や、ながの若者サポートステーション*の運営支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
					○	○	

再掲 68	要保護児童対策地域協議会*					子育て家庭福祉課	
内容	要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦*への適切な支援を図るため、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		

個別施策5－3 制度の周知や市民の意識啓発

施策の方針

○生活に困難を抱え支援を必要としている子育て家庭に対して、支援制度についての情報を確実に届けるとともに、気軽に情報を確認し積極的に活用できるよう、ホームページやアプリ、SNS*等を有効に活用した相談窓口の周知、情報提供の充実を図ります。

○貧困の連鎖防止に向けた市民一人ひとりの意識醸成を進めるとともに、子どもの貧困に関する見識を深め、早期発見や支援先へのつながができるよう、出前講座などにより市民や子どもの支援に関わる団体等への啓発を行います。

主な取組

118	長野市子育てガイドブック					子育て家庭福祉課	
内容	市の子育てに関する情報を1冊にまとめ、冊子やホームページで提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

119	情報ツウー～支援の必要なこどものガイドブック～					障害福祉課	
内容	障害のある子どもの福祉にかかわる制度やサービスの紹介、特別支援学校や保健所等の情報について、市が設置している協議会「長野市障害ふくしネット」でガイドブックを作成し提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

120	ながのわくわく子育てLINE					子育て家庭福祉課	
内容	市公式LINE機能の一部として、妊娠・出産期から小学校入学まで、子どもの成長に応じたタイムリーなアドバイスや、市からのお知らせ、イベント情報などをLINEで提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

121	子育て応援アプリ「すくすくナビ」					保健所健康課	
内容	妊娠、出産、子育て等に関する情報収集や、子どもの成長記録、予防接種記録の確認・管理、医療機関の検索などができるアプリで、情報をプッシュ通知*で配信します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

122	出前講座・研修					子育て家庭福祉課	
内容	子どもの貧困について市民一人ひとりの意識醸成や理解の促進、困難を抱える子どもや家庭の気付きや支援へのつながを進めるため、市民向けの出前講座や子どもの支援に関わる団体等への研修などで啓発を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲109	ながの子育て家庭優待パスポート					子育て家庭福祉課	
内容	企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

生活に困難を抱える子どもや家庭を支えるためには、庁内の関係部局が連携して、本計画に掲げた施策を総合的に推進する必要があります。関係部局で構成する庁内組織である「長野市子どもの貧困庁内連絡会議」において、子どもの貧困に関する情報や課題を共有して各施策の充実を図るとともに、部局間の連携を進め、子どもの貧困対策の充実に取り組みます。

また、本計画の推進に当たっては、市や県、公的機関の取組だけでなく、教育・保育関係者、子ども・子育て支援事業関係者、民間企業、地域住民、NPO*、ボランティア等の協力が不可欠です。そのため、これらの関係機関等に対し、一層の子どもの貧困対策への関わりを促す働きかけを行うとともに連携を図ることで、社会全体で子どもの貧困対策を推進していきます。

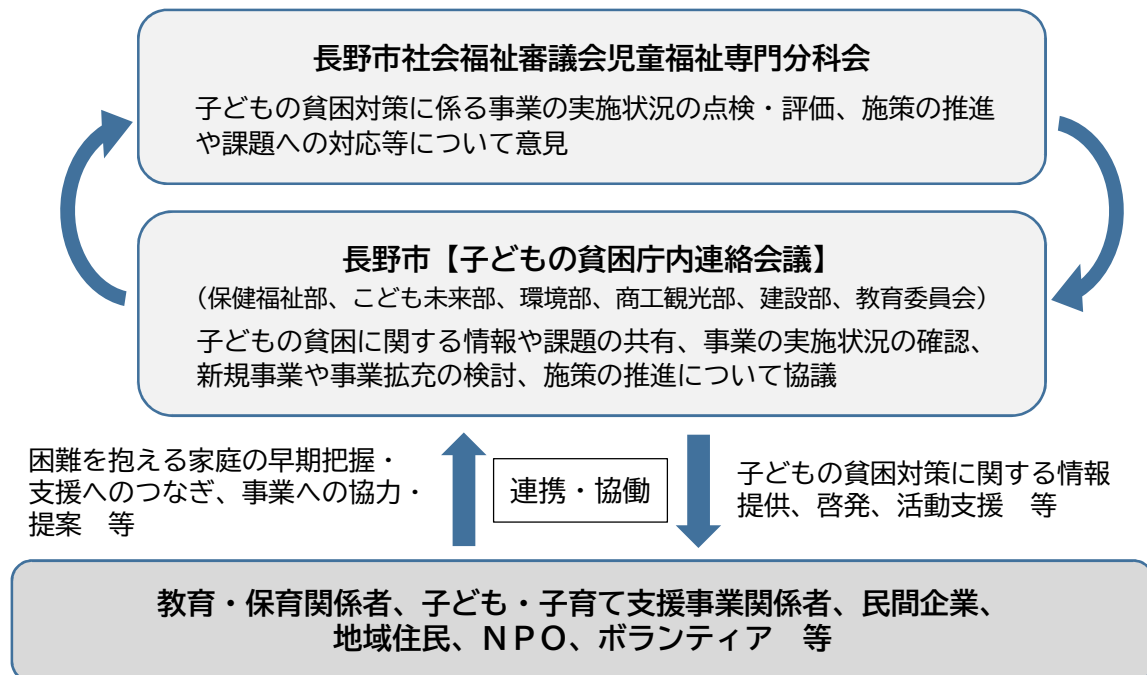
2 計画の進捗管理

本計画に基づく取組の実施に当たっては、事業の実施状況について点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルにより進捗を管理します。

計画の適切な進捗管理を進めるために、「長野市子どもの貧困庁内連絡会議」で事業の実施状況の確認や、計画に基づく施策の推進について協議を行うとともに、「長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、事業の実施状況について点検、評価し、これに基づいて施策や事業の改善・変更を実施します。

また、計画の期間中に起こりうる子どもの貧困に係る新たな社会的な課題に対しても、「長野市子どもの貧困庁内連絡会議」関係部局において新規事業や事業の拡充を検討し、「長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の意見を踏まえながら、課題解決に向けて取組を推進していきます。

■計画の推進イメージ



資料編

1 用語解説

か行	
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。
国民生活基礎調査	全国の世帯及び世帯員を対象に、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施している。
子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法の規定により市区町村が整備する、子どもとその家庭及び妊産婦に関する支援（実情の把握、情報の提供、相談対応、総合調整等）や、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援などを行う拠点
こども食堂	子どもの居場所の取組の一つで、地域のボランティアやNPO法人等が運営し、子どもやその保護者に対して無料または安価で食事などを提供する活動のこと。
さ行	
里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する人のこと。
自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。
児童家庭支援センター	地域の子どもの様々な問題について相談に応じ、必要な助言援助を行うことを目的とした、児童福祉法に規定される児童福祉施設
児童の権利に関する条約	子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童（子ども）を権利を持つ主体と位置付け、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。1989年の第44回国連総会において採択され1990年に発効。日本は1994年に批准している。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と、就労による自立の促進のために支給される手当
児童養護施設	児童福祉法に基づく施設で、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を

	行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持っている。
就学援助	経済的理由により子どもの就学が困難な場合に、学用品費や給食費などを援助し、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度
主任児童委員	地域の児童問題の相談支援を専門に行う児童委員で、区域担当の児童委員と一体となって関係機関との連携を図る役割を担っている。（「民生委員・児童委員」）参照）
信州こどもカフェ	全国では「こども食堂」等の名称で行われている子どもの居場所の取組について、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース、高齢者との交流など複数の機能を提供し、月1回以上計画的に開催されているものを、長野県が「信州こどもカフェ」と愛称で呼んでいる。
スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置された臨床心理を専門とする心理師（士）。児童生徒からの相談のほか、保護者及び教職員からの相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを担当する。
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する社会福祉の専門職
生活就労支援センター	生活困窮者自立支援法に基づき県内19市と郡福祉事務所を単位として設置し、生活困窮者への自立相談支援事業を実施している。本市のセンターの愛称を「まいさぼ長野市」としている。
生活保護	病気や失業などのため生活費や医療費などに困り、ほかに方法がないときに、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度
接続期カリキュラム	子どもの発達や学びの連続性を考慮しながら、幼児期の子どもたちが円滑に学童期へ展開できるように作成されたカリキュラムのこと。目指す子どもの姿を共有し、保育内容と教育内容に一貫性を持たせている。幼稚園・保育所・認定こども園の年長児後半の「アプローチカリキュラム」及び小学校1年生1学期の「スタートカリキュラム」で構成される。
全国家計構造調査	家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的に実施している。

た行	
第二のセーフティネット	「第一のセーフティネット」である雇用（社会保険制度、労働保険制度）と、「第三のセーフティネット」である生活保護制度との間に、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第二のセーフティネット」として、生活困窮者自立支援制度が構築された。
地域福祉ワーカー	住民自治協議会に配置され、地区地域福祉活動計画の策定や地域の支え合い活動の創出等、地域の特性を踏まえた活動を通じ、地域福祉を推進している。
チャットボット	日本語で“おしゃべり”を意味する「チャット (chat)」と、「ロボット (robot)」を組み合わせた造語で、人工知能を活用して自動的に会話をを行うプログラムのこと。
中間教室	不登校傾向または不登校状態にある児童生徒のための施設で、基本的生活習慣の改善、情緒の安定、集団生活への適応、学習等の相談・指導を行い、児童生徒の社会的な自立に向けて、個々の実態に応じた支援を行う。
等価可処分所得	世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる「手取り収入」）を、世帯人員の平方根で割って調整した、1人当たりの所得のこと。世帯人員が少ない方が生活コストが割高になることを考慮して、世帯人員の平方根を用いて算出している。
特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。
な行	
ながの版ネウボラ	母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援を行う。8か所の保健センターに専任の母子保健コーディネーター（保健師等）を配置するとともに、本庁健康課窓口保健師を配置している。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味
乳児院	児童福祉法に基づく施設で、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育し、乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持っている。
は行	
プッシュ通知	利用者が操作をしなくてもアプリ側から自動的に送信する通知のこと。その方式のことを「プッシュ型情報発信」という。
フリースクール	不登校の児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動などを行うことを目的とした民間団体・企業やNPO法人等によって運

	営されている施設
ペアレント・トレーニング	発達に支援を必要とする子どもの保護者が、子どもの行動を理解したり、発達の特性を踏まえたほめ方やしかり方を学ぶプログラム
母子生活支援施設	児童福祉法に基づく施設で、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供するとともに、入所者の自立の促進のためにその生活を支援している。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法と児童福祉法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱をされている。一定の区域を担当し、地域での生活上の悩み、家族の問題、高齢者福祉などさまざまな分野の相談に応じ、助言や情報提供などを行っている。民生委員は児童委員も兼ねており、児童の健全育成のため主任児童委員と協力して地域活動を行っている。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身やりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものこと。
要保護児童対策地域協議会（要対協）	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が情報を共有し、連携協力のもと支援を行うための協議会
わ行	
若者サポートステーション	厚生労働省の若者雇用対策の一環として、働くことに悩みを抱えている 15 歳から 39 歳までの人及びサポートステーション・プラスとして 40 歳から 49 歳まで（就職氷河期世代）の人を対象とした就労・自立支援を目的として設置された就労支援機関
アルファベット	
D V	「ドメスティックバイオレンス (Domestic Violence)」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力という意味
I C T	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。情報処理・情報通信関連分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。I C T 機器とは、プロジェクター、デジタルテレビ、教育用コンテンツ、実物投影機、パソコン、デジタルカメラなどの機器をいう。
N P O	「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特

	定非営利活動法人（NPO法人）」という。
SNS	「ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）」の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

2 その他

【関係法令、計画策定の経過、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿 等】